

近江八幡市地域防災計画

〈資料編〉

令和 8 年 3 月

近江八幡市防災会議

目次

I	条例、規則、要綱等	4
1	近江八幡市防災会議条例	5
2	近江八幡市災害対策本部条例	7
3	近江八幡市災害弔慰金の支給等に関する条例	8
4	近江八幡市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	12
5	近江八幡市災害による被害者に対する国民健康保険料の減免に関する条例	17
6	近江八幡市災害による被害者に対する市税の減免に関する条例	19
7	近江八幡市いきいきまちづくり自治コミュニティ活動支援事業補助金交付要綱	22
II	協定等	31
1	滋賀県広域消防相互応援協定書	32
2	滋賀県下消防団広域相互応援協定書	35
3	滋賀県防災ヘリコプター支援協定	39
4	市町村間の相互応援協定	42
5	民間機関等との応援協定	43
III	防災組織等	47
1	災害対策本部の事務分掌	48
2	東近江行政組合消防本部組織図	52
3	近江八幡市消防団組織図	53
4	防災関係機関連絡窓口	54
5	自主防災組織等の状況	58
IV	通信・防災行政無線	62
1	近江八幡市防災行政無線配備先	63
2	災害時優先電話配備先	64
3	災害時特設公衆電話配備先	65
V	消防	66
1	消防水利の状況	67
2	近江八幡消防団車両等配置状況	67
VI	公共施設等の現状	68
1	公園・緑地	69
2	上水道等の整備状況	70
3	下水道の整備状況	70
4	し尿処理施設	70
5	ごみ処理・粗大ごみ・不燃物処理施設及び最終処分場	70
6	火葬場	70

7	主要医療施設	71
8	国、県、市指定等文化財	73
9	沖島防災情報図	74
VII	水防・危険箇所等	75
1	市内一級河川	76
2	重要水防区域	77
3	水こう門・せき堤	78
4	市内道路アンダーパスおよび地下道	80
5	市内道路冠水箇所	81
6	河川現況及び水防区域図	82
7	土砂災害警戒区域（急傾斜地崩壊）※	83
8	土砂災害警戒区域（土石流溪流）※	85
9	山地災害危険地区	87
10	土砂災害警戒区域	90
11	浸水想定区域内の災害リスクのある要配慮者利用施設	95
12	地震観測施設、雨量観測施設、水位観測施設	97
13	危険物施設等一覧	99
VIII	基準等	100
1	震度階級解説	101
2	気象予警報区分図	105
3	気象予警報等の種類及び発表基準	106
4	災害救助法の適用基準	110
5	災害救助基準表「救助の程度、方法および期間」	112
6	被害状況判定基準	117
7	水防信号表	121
IX	避難施設	122
1	避難所	123
	所在地	124
	地震	124
	水害	124
2	一時避難場所	125
3	福祉避難所	127
X	備蓄・調達先	128
1	備蓄状況	129
2	水道施設応急復旧資機材及び調達先	132
XI	交通・輸送	133
1	緊急輸送道路	134

2	災害用ヘリコプター発着場	135
XII	自然条件	137
1	近江八幡市の位置及び面積	138
2	近江八幡市の風水害履歴	139
3	主な風水害の気象観測値	145
4	年間降水量・平均降水量	147
5	近江八幡市周辺の長期評価結果が公表されている活断層分布図	149
6	近江八幡市周辺主要活断層の長期評価の概要	150
7	地震被害想定結果	152
8	近江八幡市及び周辺の地震災害履歴	153
XIII	社会条件	162
1	人口と増加率	163
2	年齢構造の推移	164
XIV	その他	165
1	災害予防運動期間	166
2	応急危険度判定の実施について	167

I 条例、規則、要綱等

1 近江八幡市防災会議条例

平成22年3月21日

条例第22号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、近江八幡市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 近江八幡市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
(平25条例22・一部改正)

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 滋賀県の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 近江八幡警察署長
 - (4) 市長が職員のうちから指名する者
 - (5) 近江八幡市教育長
 - (6) 近江八幡消防署長及び市の消防団長
 - (7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験を有する者のうちから市長が任命するもの
- 6 前項の委員の定数は40名以内とする。
- 7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるための専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、滋賀県の職員、市の職員、関係公共機関の職員及び学識経験のある者の中から市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(庶務)

第6条 防災会議の庶務は、防災主管部において処理する。

(議事等)

第7条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

付 則

この条例は、平成22年3月21日から施行する。

付 則 (平成 25 年条例第 22 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成 27 年条例第 29 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

2 近江八幡市災害対策本部条例

平成22年3月21日
条例第23号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、近江八幡市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第4条 前3条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

付 則

この条例は、平成22年3月21日から施行する。

付 則 (平成25年条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

3 近江八幡市災害弔慰金の支給等に関する条例

平成22年3月21日
条例第143号

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
 - 第2章 災害弔慰金(第3条—第8条)
 - 第3章 災害障害見舞金の支給(第9条—第11条)
 - 第4章 災害援護資金の貸付け(第12条—第15条)
 - 第5章 雑則(第16条)
- 付則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害見舞金の支給を行い、及び自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、津波、地震その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、近江八幡市の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げる順序とする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

- ア 配偶者
- イ 子
- ウ 父母
- エ 孫
- オ 祖父母

- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔の地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者の災害弔慰金の額は、500万円を超えない範囲内で死亡者のその世帯における生計維持の状況を勘案して規則で定める額以内とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金を支給すべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給するものとする。

- 2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対して必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり治ったとき(その症状が固定したとき

を含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、250万円を超えない範囲内で、障害者のその世帯における生計維持の状況を勘案して規則で定める額以内とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の貸付限度額は、350万円を超えない範囲内で被害の種類及び程度を勘案して規則で定める額とする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は、そのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は、5年)とする。

(利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後(延滞の場合を除く。)はその利率を3パーセント以内で市長が別に定める率とする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(平31条例10・全改)

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第11条までの規定によるものとする。

(平31条例10・一部改訂)

第5章 雑則

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年3月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の近江八幡市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年近江八幡市条例第32号)又は安土町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年安土町条例第34号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の規定によりなされたものとみなす。

付 則(平成31年条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の近江八幡市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以降に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

付 則(令和元年条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

4 近江八幡市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

平成22年3月21日

規則第95号

目次

- 第1章 総則(第1条)
 - 第2章 災害弔慰金の支給(第2条—第4条)
 - 第3章 災害障害見舞金の支給(第5条—第7条)
 - 第4章 災害援護資金の貸付け(第8条—第19条)
 - 第5章 雑則(第20条)
- 付則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、近江八幡市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成22年近江八幡市条例第143号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項を調査のうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡(行方不明を含む。)の生年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 市長は、近江八幡市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

(災害弔慰金の額)

第4条 条例第5条の規則で定める額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第5条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第6条 市長は、この市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(別紙様式第1号)を提出させるものとする。

(災害障害見舞金の額)

第7条 条例第10条の規則で定める額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の限度額)

第8条 条例第13条第1項の規則で定める額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1箇月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円
 - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
 - ウ 住居が半壊した場合 270万円
 - エ 住居が全壊した場合 350万円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 150万円
 - イ 住居が半壊した場合 170万円
 - ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円
 - エ 住居の全体が滅失又は流失した場合 350万円
- (3) 第1号ウ又は前号イ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み

替えるものとする。

(利率)

第8条の2 条例第14条第2項の規定に基づく市長が定める率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 保証人を立てる場合 無利子
 - (2) 保証人を立てない場合 年1.5パーセント
- (平31規則13・追加)

(借入れの申込み)

第8条の3 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した借入申込書(別記様式第2号)を、市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
 - (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
 - (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
 - (4) 保証人となるべき者に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
 - (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
 - (3) その他市長が必要と認めた書類
- 3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3カ月を経過する日までに提出しなければならない。
- (平31規則13・旧第8条の2線下・一部改正)

(調査)

第9条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第10条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書(別記様式第3号)を、当該借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付不承認決定通知書(別記様式第4号)により、当該借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第11条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、保証人の連署した借用書(別記様式第5号)に、自己及び保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第12条 市長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第13条 市長は、貸付金の交付を受けた者(以下「借受人」という。)が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第14条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(別記様式第6号)を、市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第15条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した申請書(別記様式第7号)を、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(別記様式第8号)を、当該借受人に交付するものとする。
- 3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(別記様式第9号)を、当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第16条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書(別記様式第10号)を、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払を免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(別記様式第11号)を、当該借受人に交付するものとする。
- 3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(別記様式第12号)を、当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第17条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した申請書(別記様式第13号)を、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

- (1) 借受人の死亡を証する書類
- (2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったこ

とを証する書類

- 3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書(別記様式第14号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。
- 4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書(別記様式第15号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第18条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第19条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかに、氏名等変更届(別記様式第16号)を市長に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わって提出しなければならない。

第5章 雑則

第20条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手續について必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年3月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の近江八幡市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和49年近江八幡市規則第22号)又は安土町災害弔慰金の支給および災害援護資金の貸付けに関する条例施行規則(昭和49年安土町規則第22号)の規定によりなされた処分、手續その他の行為は、それぞれこの規則の規定によりなされたものとみなす。

付 則(平成31年規則第13号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の近江八幡市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、施行日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

※ 様式は省略

5 近江八幡市災害による被害者に対する国民健康保険料の減免に関する条例

平成22年3月21日

条例第157号

(減免の特例)

第1条 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害(以下「災害」という。)による被害者が納付すべき当該年度分の国民健康保険料のうち、災害を受けた日以後に納期の末日の到来する税額については、法令その他別に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによって減免する。

(減免の区分)

第2条 国民健康保険料の納税義務者が、災害により別表第1の事由に該当することとなった場合は、同表の区分により当該国民健康保険料を軽減し、又は免除する。

第3条 国民健康保険料の納税義務者(その者の扶養親族を含む。)の所有に係る住宅又は家財につき災害により受けた損害の金額(保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を控除した額)がその住宅又は家財の価格の10分の3以上である者で、前年中の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第4項に規定する課税長期譲渡所得金額(法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。)、法附則第35条第5項に規定する課税短期譲渡所得金額(法第314条の2の規定がある場合には、その適用前の金額とする。))又は法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合には当該金額を含む。以下「合計所得金額」という。)が1,000万円以下であるものに対しては、別表第2の区分により当該国民健康保険料を軽減し、又は免除する。

第3条の2 冷害、凍霜害、干害等により農作物に被害を受けた場合に、農作物の減収による損失額の合計額(農作物の減収価格から農業災害補償法(昭和22年法律第185号)によって支払われるべき農作物共済金額を控除した額)が、平年における当該農作物による収入額の合計額の10分の3以上である者で、前年中の合計所得金額が1,000万円以下であるもの(当該合計所得金額のうち、農業所得以外の所得が400万円を超える者を除く。)に対しては、別表第3の区分により当該国民健康保険料を軽減し、又は免除する。

(減免の申請)

第4条 前3条の規定によって国民健康保険料の減免を受けようとする者は、市長の定めるところにより国民健康保険料減免申請書を提出しなければならない。

(減免の取消し)

第5条 市長は、虚偽の申請その他不正の行為により国民健康保険料の減免を受ける者がある場合は、その者に係る減免を取り消すものとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年3月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の災害による被害者に対する国民健康保険料の減免に関する条例(昭和40年近江八幡市条例第38号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1(第2条関係)

事由	減免割合
死亡した場合	全部
生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定する生活扶助を受けることとなった場合	
障害者(地方税法第292条第1項第9号に規定するもの)となった場合	9/10

別表第2(第3条関係)

合計所得金額\損害程度	減免割合	
	10分の3以上10分の5未満のとき	10分の5以上のとき
500万円以下であるとき	1/2	全部
750万円以下であるとき	1/4	1/2
750万円を超えるとき	1/8	1/4

別表第3(第3条の2関係)

合計所得金額	減免対象保険料額	減免割合
300万円以下であるとき	災害を受けた日以後の納期に係る当該世帯の保険料額に前年中における合計所得金額に占める農業所得金額の割合を乗じて得た額	全部
400万円以下であるとき		8/10
550万円以下であるとき		6/10
750万円以下であるとき		4/10
750万円を超えるとき		2/10

6 近江八幡市災害による被害者に対する市税の減免に関する条例

平成 22 年 3 月 21 日

条例第 78 号

改正 平成 31 年 3 月 22 日条例第 20 号

(題名改称)

(減免の特例)

第 1 条 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害（以下「災害」という。）による被害者が納付すべき当該年度分の市税のうち、災害を受けた日以後に納期の末日の到来する税額については、法令その他別に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによって減免する。

(市民税)

第 2 条 市民税の個人の納税義務者が、災害により別表第 1 の事由に該当することとなった場合は、同表の区分により、当該市民税額を軽減し、又は免除する。

第 3 条 市民税の個人の納税義務者（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 292 条第 1 項第 7 号に規定する控除対象配偶者又は法同項第 8 号に規定する扶養親族を含む。）の所有に係る住宅又は家財につき災害により受けた損害の金額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。）がその住宅又は家財の価格の 10 分の 3 以上であるもので、前年中の法第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額（法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第 34 条第 4 項に規定する課税長期譲渡所得金額（法第 314 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、法附則第 35 条第 5 項に規定する課税短期譲渡所得金額（法第 314 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、法附則第 35 条の 2 第 1 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には、当該金額を含む。以下「合計所得金額」という。）が 1,000 万円以下であるものに対しては、別表第 2 の区分により当該市民税を軽減し、又は免除する。

第 4 条 冷害、凍霜害、干害等により農作物に被害を受けた場合に、農作物の減収による損失額の合計額（農作物の減収価格から農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）によって支払われるべき農作物共済金額を控除した額）が、平年における当該農作物による収入額の合計額の 10 分の 3 以上である者で、前年中の合計所得金額が 1,000 万円以下であるもの（当該合計所得金額の

うち、農業所得以外の所得が 400 万円を超える者を除く。) に対しては別表第 3 の区分により当該市民税を軽減し、又は免除する。

(平 31 条例 20 ・ 一部改正)

(固定資産税)

第 5 条 固定資産税の納税義務者の所有に係る固定資産につき、災害により損害を受けた者に対しては、別表第 4 の区分により当該固定資産税額を軽減し、又は免除する。

(減免の申請)

第 6 条 第 2 条から前条までの規定によって市税の減免を受けようとする者は、市長の定めるところにより市税減免申請書を提出しなければならない。

(減免の取消)

第 7 条 市長は、虚偽の申請その他不正の行為により市税の減免を受ける者がある場合は、その者に係る減免を取り消すものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 22 年 3 月 21 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の災害による被害者に対する市税の減免に関する条例（昭和 40 年近江八幡市条例第 37 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

付 則（平成 31 年条例第 20 号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

事由	減免割合
死亡した場合	全部
生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による生活扶助を受けることとなった場合	全部
障害者（地方税法第 292 条第 1 項第 9 号に規定する障害者をいう。）となった場合	9/10

別表第2（第3条関係）

合計所得金額	損害程度	減免割合	
		10分の3以上10分の5未満のとき	10分の5以上のとき
500万円以下であるとき		1/2	全部
750万円以下であるとき		1/4	1/2
750万円をこえるとき		1/8	1/4

別表第3（第4条関係）

合計所得金額	減免割合
300万円以下であるとき	全部
400万円以下であるとき	8/10
550万円以下であるとき	6/10
750万円以下であるとき	4/10
750万円を超えるとき	2/10

別表第4（第5条関係）

1 農地又は宅地

損害の程度	軽減又は免除の割合
被害面積が当該土地の面積の10分の8以上であるとき	全部
被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき	8/10
被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき	6/10
被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき	4/10

2 家屋

損害の程度	軽減又は免除の割合
全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないとき又は復旧不能のとき	全部
主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたとき	8/10
屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け居住又は使用目的を著しく損じた場合で当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	1/10
下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ、修理又は取替を必要とする場合で当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	4/10

3 農地又は宅地以外の土地

1 農地又は宅地に準ずる。

4 償却資産

2 家屋に準ずる。

7 近江八幡市いきいきまちづくり自治コミュニティ活動支援事業補助金交付要綱

平成22年3月21日

告示第48号

(趣旨)

第1条 この要綱は、自主性と責任を基礎とした主体的な地域づくりの気運を高め、自治コミュニティを基盤としたまちを築いていくことを目的として、地縁による住民が組織する自治会、町内会等のコミュニティの団体が行う自治活動事業に対して、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、近江八幡市補助金交付規則(平成22年近江八幡市規則第55号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付を受けることのできる者は、自治会、町内会等の地縁による住民で構成する住民組織(以下「自治会等」という。)とする。ただし、原則として単位自治会に包括されるとみなされる町内会等は対象としない。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、次の各号に掲げるものとし、補助基準額、補助対象経費、補助率等については別表のとおりとする。

- (1) 自治ハウス整備事業
- (2) 自主防災組織育成事業
- (3) がんばる自治コミュニティ活動事業
- (4) コミュニティ助成事業

(事業計画協議書)

第4条 補助金の交付を受けようとする自治会等(以下「事業主体者」という。)は、事前に事業計画協議書(別記様式第1号の1、別記様式第1号の2又は別記様式第1号の3)を別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(事業の内定通知)

第5条 市長は、前条の規定による事業計画協議書を受理したときは、県費自治振興交付金対象事業については滋賀県自治振興交付金実施要綱(平成21年4月21日施行)に定めるところにより知事に進達した後に、事業主体者に当該事業の内定通知を行うものとする。ただし、コミュニティ助成事業については、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業実施要綱(昭和53年4月1日制定)に定めるところにより、一般財団法人自治総合センター理事長(以下「自治総合センター」という。)に知事を経由して申請し、当該事業に係る助成金の交付決定があったときは、事業主体者に通知するものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の額の内定通知を受けた事業主体者は、規則第5条に規定する補助金交付申請書に

事業計画書(別記様式第2号の1、別記様式第2号の2又は別記様式第2号の3)、見積書その他必要書類を添付して、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第7条 規則第7条第2項に規定する交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市長は、第5条に定めるところにより知事に進達した場合において、知事が補助対象事業として認めないとき又は自治総合センターに申請した場合において自治総合センターが助成対象事業として認めないときは、補助金の交付はしないものとする。
- (2) 前条の交付申請を行う事業主体者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は補助事業の内容を変更しようとするときは、補助事業変更(中止・廃止)承認申請書(別記様式第3号)を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合には、速やかにその理由及び補助事業の進行状況を記載した書類を市長に提出し、協議をしなければならない。

(工事の着手)

第8条 補助事業者は、規則第7条第1項による交付決定(以下「交付決定」という。)の通知を受けた後に補助事業に着手するものとする。ただし、自治振興交付金対象事業において、事業の円滑な実施を図るうえで、やむを得ない事由により交付決定前に補助事業に着手する場合は、あらかじめその理由を明記した補助金交付決定前着手届(別記様式第4号)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により、交付決定前に補助事業に着手する補助事業者は、補助事業の内容が適当と認められ、交付金の交付が確実となった場合に、補助事業に着手するものとする。この場合において、補助事業者は、交付決定までに生じた経費に対し、自ら責任を負うものとする。
- 3 市長は、交付金の交付決定前に着手する補助事業者に対し、事前にその理由等を十分に検討し、必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を行うことにより、補助事業が適正に行われるようにするものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、規則第11条に規定する補助実績報告書に事業実績報告書(別記様式第5号の1、別記様式第5号の2又は別記様式第5号の3)を添付し、補助事業を完了した日から起算して1月を超えない日又は当該補助金の交付決定に係る年度末の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(補助金に係る帳簿等の保存年限)

第10条 補助事業者は、補助金に係る帳簿及び証拠書類を当該補助事業の完了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成22年3月21日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の近江八幡市いきいきまちづくり自治コミュニティ活動支援事業補助金交付要綱(平成12年近江八幡市告示第63号)の規定によりされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりされたものとみなす。

3 施行日の前日までに、合併前の安土町個性輝く自治活動補助金交付要綱又は安土町児童遊園遊具等設置補助金交付要綱(平成13年4月1日施行)(以下これらを「合併前の要綱」という。)の規定によりされた手続その他の行為は、なお合併前の要綱の例による。

付 則(平成23年告示第214号)

この要綱は、告示の日から施行する。

付 則(平成24年告示第218号)

この要綱は、告示の日から施行する。ただし、別表第3防犯灯設置事業の項補助対象経費の欄及び補助率・限度額の欄の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成26年告示第42号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則(平成27年告示第41号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則(平成27年告示第68号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則(平成28年告示第41号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則(平成28年告示第182号)

この要綱は、告示の日から施行する。

付 則(平成29年告示第168号)

この要綱は、告示の日から施行する。

付 則(平成30年告示第80号)

この要綱は告示の日から施行する。

付 則(令和2年告示第24号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則(令和5年告示第109号)

この要綱は、告示の日から施行する。

付 則(令和6年告示第56号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則(令和6年告示第103号)

この告示は、告示の日から施行する。

付 則(令和7年告示第113号)

この要綱は、告示の日から施行する。

付 則(令和7年告示第242号)

この要綱は、告示の日から施行する。

別表第1(第3条関係)

自治ハウス整備事業

区分	補助対象経費	補助率・限度額
建築又は購入	(1) 補助対象経費は、集会所の建築又は購入に要する経費とする。 (2) 次に掲げる経費は、補助対象としない。 ア 備品整備費 イ 既存施設の増築又は改修に要する経費、外構工事費、既存建物除去費等	補助対象経費（以下「事業費」という。）の1/2以内 限度額 1,600万円
人にやさしい改造	(1) 補助対象経費は、平成12年度以前に建築された既存集会所及びその敷地内の通路を人にやさしい構造に改造するために要する経費で、その事業費が100万円以上のものとする。 (2) 備品整備費は、補助対象としない。	
大規模改修	(1) 補助対象経費は、建築基準法第2条第5号の主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根又は階段）の改修に要する経費及びその改修を行う上で必要となる他の改修に要する経費で、その事業費が200万円以上のものとする。ただし、改修前よりも構造上弱くならないものに限る。 (2) 次に掲げる経費は、補助対象としない。 ア 備品整備費 イ 屋根材の葺き替え、壁紙の張替え、外壁又は内壁の塗装、畳の張替え、1階床板の張替え等の仕上げ材のみの改修費	事業費の1/2以内 限度額 1施設当たり 累積額1,600万円

別表第2(第3条関係)

自主防災育成事業

補助対象経費	補助率・限度額
<p>自主防災組織が実施する防災用資機材の整備に要する経費。ただし、救助用資機材は必ず1品目含めることとし、事業費の下限は30万円とする。なお、交付を受けることができるのは1回限りとする。</p> <p>(1) 救助用資機材 携帯用無線機、発電機、投光器、可搬式ウインチ、チェンソー、エンジンカッター、油圧式ジャッキ等</p> <p>(2) 消火用資機材 組立式水槽、可搬式動力ポンプ、小型動力ポンプ等</p> <p>(3) その他 炊飯装置、資機材庫、掛矢、ヘルメット、法被、手袋、長靴、担架、雨量計等</p>	<p>事業費の1/2以内 限度額 65万円</p>

別表第3(第3条関係)

がんばる自治コミュニティ活動事業

区分	補助対象経費	補助率・限度額
消防施設整備事業	1 自治会等が実施する消火用資機材の整備に要する経費 消火栓ボックス、消火栓用ホース、スタンドパイプ、管鎗、開閉器	購入費の1/3以内 限度額 15万円
	2 自主防災組織を有する自治会等が実施する防災用資機材の整備に要する経費 (1) 情報収集伝達用資機材 電池メガホン、ライト付きラジオ、携帯用無線機等 (2) 初期消火用資機材 消火器(街頭用に限る。)、バケツ、消火栓ボックス、消火栓用ホース、スタンドパイプ、管鎗、開閉器、はつぴ、消防マーク入り長靴、作業服等 (3) 避難・救出・救護用資機材 避難旗、担架、ヘルメット、はしご、油圧式ジャッキ、投光器、チェンソー、可搬式ウインチ、救急医療セット、発電機、AED(バッテリー、電極パッドの更新を含む。)等 (4) 給水・給食資機材 防災用かまどセット、ポリタンク等 (5) その他市長が必要と認めたもの	
	3 自主防災組織を有する自治会等が実施する小型動力ポンプ又は可搬式動力ポンプの更新に要する経費。ただし、購入後15年以上を経過したものに限る。	購入費の1/4以内 限度額 32万5,000円
	4 災害時収容避難所施設整備 施設の建築又は改築に要する経費。ただし、既存施設の改修、修繕に要する経費は対象としない。	補助対象経費の1/3以内
	5 自主防災組織を有する自治会等が実施する24時間使用可能な場所へのAEDの整備に要する経費(バッテリー、電極パッドの興奮を含む)。	補助基本額の1/2以内 限度額 20万円
自治会館等改修事業	1 自治会館等水洗化促進整備事業 自治会等所有の集会所を公共下水道に接続又は近江八幡市合併処理浄化槽設置整備事業に基づき合併処理浄化槽を設置し、併せて高齢者や障がい者向けに改修する場合	事業費の1/3以内 限度額 30万円
	2 自治会館等改修工事支援事業 自治会館等の既存集会施設の老朽化による屋根、外壁、内装(外溝、シロアリ駆除を除く。)の改修・修繕に要する経費。ただし、1施設について、2以上事業を重ねて補助することはできない。なお、補助対象事業費の下限は15万円とする。	事業費の1/3以内 限度額 50万円
	3 省エネ家電買換え事業 自治会館等の既存集会施設に設置している家電製品を、省エネ性能の高い家電製品に更新する際に要する経費。ただし、購入に係る据付け又は工事に要した費用、リサイクル料金並びに消費税及び地方消費税を除く。	事業費の1/3以内 限度額 10万円
生活安全灯設置事業	集落と集落の間に生活安全灯を設置した場合	
	(1) 既設電柱に設置の場合	(1) 事業費の1/2以内の限度額 1灯につき1万円以内

	(2) 新規ポール柱に設置の場合	(2)事業費の1/2以内 ただし、間接柱を設置する場合は1柱につき2万円を加える。 申請は既設電柱に設置の場合と併せて3灯までとする。
防犯灯設置事業	集落内の防犯灯の発光ダイオード(LED)灯への更新及び新設に係る経費	事業費の1/2以内 限度額 (1) 防犯灯柱の新設 1灯につき3万円以内 (2) 既設電柱への新設 1灯につき1万円以内
防犯カメラ設置事業	集落内に防犯カメラを新設する経費	事業費の1/2以内 限度額 (1) 設置柱を新設 1箇所につき12万円 (2) 既設柱、壁等への新設 1箇所につき10万円
私道舗装等整備事業	2戸以上が生活のため利用している公共的道路としての私道で、幅員概ね1メートル以上1.8メートルまでの私道を自治会が舗装等整備する場合。ただし、私道の一端が公道又は幅員2.7メートル以上の道路に接続していなければならない。 事前に道路管理主管課との協議を必要とする。 申請時において、地権者の承諾書及び自治会の誓約書の添付を必要とする。 舗装単価基準は、1m ² 当たり6,000円以内とする。(排水側溝工事を含む。) 当該事業で施工した箇所は10年間は対象としない。	補助基本額の1/2以内 限度額 20万円
自治コミュニティ広場整備事業	自治会活動として、区域内にある住民が使用するコミュニティ広場のフェンス、遊具等の整備、造成工事、土地購入等の事業を実施する自治会に対して支援する。 市が所有する公園(都市公園を除く。)等の整備については、事前に関係課との協議を必要とし、申請時において自治会の誓約書及び当該公園等の登記事項証明書又は賃貸契約書等の添付を必要とする。	事業費の1/2以内 (1) フェンス、遊具等の整備 限度額 30万円 (2) 造成工事、土地購入費等 限度額 50万円
コミュニティ施設整備事業	自治会が設置する掲示板等の設置費用	事業費の1/2以内 限度額 5万円
コミュニティ防災力向上促進事業	集会所の耐震性が確保されているかを確認するための耐震診断に係る経費	事業費の1/2以内 限度額 耐震診断1件につき木造は2万円、非木造は20万円
	倒壊又は大破壊の危険があると診断された集会所を耐震上、安全な状態にするための改修で、次に掲げる要件に該当するもの (1) 昭和56年5月31日以前に着工された建物 (2) 改修工事は、次に掲げる基準を満たすもの ア 木造 耐震診断の結果、上部構造評点等が1.0未満と診断された建物の上部構造評点等を1.0以上に引き上げる工	事業費の1/3以内 限度額 木造 260万円 非木造 320万円

	<p>事</p> <p>イ 非木造 倒壊又は大破壊の危険があると診断された建物をその危険がない状態にする工事</p> <p>(3) 改修後、避難所としての活用が見込まれるもので、避難所として必要なバリアフリー化のための改造を行うもの</p>	
コミュニティ除雪対策事業	自治会が購入する除雪機等の購入費用	<p>事業費の 2/3 以内</p> <p>限度額 除雪機 15 万円</p> <p>除雪板 10 万円</p>
自治会活性化推進事業	<p>自治会による地域の活性化、まちの課題の解決、自治会機能の強化、持続可能な自治会運営の構築等を目的とした事業を実施するために必要な経費</p> <p>1自治会につき1回限りの交付とする。</p>	<p>事業費の 1/2 以内</p> <p>限度額 10 万円</p>

別表第4(第3条関係)

コミュニティ助成事業

区分	補助対象経費	補助率・限度額
一般コミュニティ助成事業	<p>コミュニティ活動に直接必要な施設又は設備の整備に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活環境の清潔、静けさ、美観の維持等に資するもの(芝刈機、除雪機等) ・健康の管理・増進に資するもの(トレーニング用具等) ・生活安全の確保の推進に資するもの(防犯灯等) ・コミュニティ行事に資するもの(太鼓、テント、各種用具等) ・文化、学習活動に資するもの(視聴覚機器、調理用機器等) ・体育・レクリエーション活動に資するもの(スポーツ用具、収納庫等) ・その他(掲示板、屋外放送設備等) <p>※ただし、設置場所等で対象外となる場合がある。</p>	<p>事業費の 10/10</p> <p>限度額 250 万円(事業費が 100 万円以上のものに対し、10 万円単位で支給)</p>
地域防災組織育成助成事業	<p>自主防災組織等が行う地域の防災活動に必要な施設又は設備の整備に関する事業。ただし、建築物及び消耗品は対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報連絡用(携帯用無線機、電池メガホン等) ・消火用(可搬式動力ポンプ、ホース等) ・水防用(救命ボート、ロープ等) ・救出救護用(AED、エンジンカッター等) ・給食給水用(給水タンク、緊急用ろ水装置等) ・避難所・避難用(リヤカー、発電機等) ・防災教育用(模擬消火訓練装置、放送機器等) ・その他(簡易資機材倉庫等) 	<p>事業費の 10/10</p> <p>10 万円単位で支給</p> <p>ア 一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に 結成した組織又はその連合体が行う災害の被害防止活動及び軽減活動に直接資するものの整備に関する事業:限度額 200 万円(ただし、事業費 30 万円以上のもの)</p>
コミュニティセンター助成事業	<p>住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設(コミュニティセンター、自治会集会所等)などの施設の建設又は修繕に要する経費とその施設に必要とされる備品に要する経費(一般コミュニティ助成事業との併用は不可)</p>	<p>対象となる総事業費の 3/5 以内に相当する額</p> <p>限度額 2,000 万円</p>

	※土地の取得、既存施設購入、既存施設の撤去・処理、 外構に要する経費は対象外	
青少年健全育成助成事業	青少年の健全育成に資するため、主として親子で参加するイベント等ソフト事業に要する経費 ①スポーツ・レクリエーション活動に関する事業 ②文化・学習活動に関する事業 ③その他コミュニティ活動のイベント等に関する事業	事業費の10/10 限度額 100万円(事業費が30万円以上のものに対し、10万円単位で支給)

II 協定等

1 滋賀県広域消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、滋賀県内の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の消防広域応援体制を確立して、大規模又は特殊な災害（以下「大規模災害等」という。）に対処することを目的とする。

(ブロック区分)

第2条 滋賀県内消防本部を次の2ブロックに区分するものとする。

(1) 南ブロック

大津市消防局、湖南広域消防局、甲賀広域行政組合消防本部及び高島市消防本部

(2) 北ブロック

東近江行政組合消防本部、彦根市消防本部及び湖北地域消防本部

(災害対象)

第3条 この協定において、広域消防相互応援の対象とする災害は、消防組織法第1条に規定する災害及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第97条第7項の規定により消防が対処する武力攻撃災害で、災害の発生した市町の消防力及び当該市町と消防相互応援協定を締結している隣接市町の消防力をもってしても、防除困難又は困難が予想される大規模災害等とする。

(応援要請の手続)

第4条 応援要請は、被災した場所を管轄する市町等（以下「要請側市町等」という。）の長が行うものとする。ただし、災害の規模等により要請側市町等の長の要請を待たずに応援出動した場合には、要請があったものとみなす。

2 要請は、要請側市町等の長が、あらかじめ定められた代表消防本部を通じて、応援を求めようとする市町等の長に対し、電話、ファクシミリで行うものとするが、有線途絶、輻輳ふくそう等を考慮して、消防無線県内共通波及び衛星電話等の連絡方法も確保しておくものとする。

3 応援の要請に際しては、次に定める事項を連絡するものとする。

(1) 災害の発生場所及び概要

(2) 必要とする車両、人員及び資機材

(3) 集結場所及び活動内容

(4) その他応援に必要な事項

4 応援要請を行った市町等は、その旨を滋賀県消防主管課に対して通報するものとする。

(応援隊の手続)

第5条 前条の規定により応援要請を受けた市町等の長は、応援に応ずることができるか否かを、要請側市町等の長に対してその旨を連絡するものとする。

(応援の中断)

第6条 応援を行った市町等（以下「応援市町等」という。）に応援隊を帰還させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援市町等の長は、要請側市町等の長と協議のうえ応援を中断することができるものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 応援隊は、消防組織法第47条の規定に基づき、要請市町等の長の指揮の下に行動するものとする。

2 前項の規定により、要請側市町の長の指揮の下に応援隊が活動する期間は、応援隊の長が要請側市町の長に現場到着の報告を行ったときから現場引き揚げの報告を行ったときまでとする。

(応援経費)

第8条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次に定めるところによるものとする。

(1) 応援市町等において負担する経費

- ア 公務災害補償に要する経費
- イ 旅費及び出動手当
- ウ 当該応援のために特別に必要な車両及び機械器具の修理費
- エ 要請側市町等との間の移動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等
- オ 被服の損料等
- カ 上記以外の人件費その他の経費

(2) 要請側市町等において負担する経費

- ア 車両及び機械器具の燃料費（応援活動中に調達したものに限る。）
- イ 宿泊費及び食料費
- ウ 化学消火薬剤等の資機材費
- エ 賞じゅつ金
- オ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等（応援市町等に対して当該損害を対象として保険金等が支払われる場合には、当該保険金等の額を控除した額）
ただし、応援市町等の故意又は重大な過失に基づく損害賠償に要する経費は応援市町等の負担とする。

2 前項に定める以外の経費が発生した場合は、その都度、応援側市町及び要請側市町が協議のうえ決定するものとする。

(防災航空隊の要請)

第9条 滋賀県防災航空隊を要請する場合は、滋賀県防災ヘリコプター運航管理要綱によるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市町等が協議のうえ決定するものとする。

(委任)

第11条 この協定の実施に関し、必要な事項については市町等の消防長等が協議して定めるものとする。

(廃止)

第12条 滋賀県広域消防相互応援協定（平成19年3月15日締結）は、廃止する。

(委任)

第13条 この協定の実施に関し、必要な事項については市町の消防長間で協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため、協定書7通を作成し、市町等の長が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成25年2月15日

大津市長	越 直 美
湖南広域行政組合管理者	橋 川 渉
甲賀広域行政組合管理者	中 嶋 武 嗣
東近江行政組合管理者	富士谷 英 正
彦根市長	獅 山 向 洋
湖北地域消防組合管理者	泉 峰 一
高島市長	福 井 正 明

2 滋賀県下消防団広域相互応援協定書

滋賀県下の消防団を設置する市町（以下「市町」という。）相互間において消防組織法（昭和22年法律第226号。）第39条の規定に基づき、滋賀県内に大規模災害等が発生した場合における県内の消防団の広域相互応援体制について、次のとおり協定する。

（広域相互応援体制の確立）

第1条 市町は、滋賀県内に大規模災害等が発生した場合に相互に応援するため、以下の条項に定めるところにより、滋賀県下消防団広域相互応援体制を確立する。

（広域相互応援体制の組織）

第2条 応援時の消防機関相互の情報連絡および応援要請を迅速かつ円滑に行うため、第3条に規定する災害対応に関しては、本協定に限り、滋賀県下消防団を4つのブロックに区分し、それぞれブロック幹事およびブロック幹事代行を置く。

2 ブロック幹事およびブロック幹事代行は消防本部をもって充てることとし、その選任および任務等必要な事項については市町間で協議して第10条の規定に基づく「滋賀県下消防団広域相互応援協定実施細目」に定めるものとする。

（対象とする災害）

第3条 この協定により消防団の広域相互応援の対象とする災害は次のとおりとし、災害の発生した市町の消防力および当該市町と消防相互応援協定を締結している隣接市町の消防力をもってしても防ぎよ困難な大規模災害等とする。

- (1) 大規模な地震・風水害等の自然災害
- (2) 大規模な火災、林野火災および高層建築物火災
- (3) 航空機事故、列車事故等の大規模な事故等
- (4) 武力攻撃等による災害

（応援の要請）

第4条 この協定に基づく応援の要請は、第3条に規定する災害が発生した市町（以下「要請側市町」という。）の長が他の市町（以下「応援側市町」という。）の長に対して行うものとする。

2 前項に規定する応援要請は、第10条の規定に基づく「滋賀県下消防団広域相互応援協定実施細目」で定めたブロック幹事消防本部もしくはブロック幹事代行消防本部を通じて、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の発生場所および概要
- (2) 必要とする人員、車両等
- (3) 集結場所、活動内容および連絡責任者
- (4) その他必要事項

（応援隊の派遣）

第5条 前条に規定する応援側市町の長は、業務に重大な支障がない限り応援を行うものとし、

応援を行うことが可能と判断した場合は、要請側市町の長に対し、その旨連絡するものとする。
また、応援要請に応ずることができない場合も、その旨速やかに連絡するものとする。

2 前項に規定する「業務に重大な支障」とは、応援側市町の長が次に掲げる場合で応援隊の派遣が著しく困難と認める場合をいう。

- (1) 応援側市町において大規模災害が発生し、またはその恐れがある場合
- (2) 他の応援協定により応援出勤している場合
- (3) 市町の特別な事情がある場合
- (4) その他やむを得ない事情がある場合

(応援の中断)

第6条 応援側市町の都合で応援隊を復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側市町は要請側市町と協議の上、応援を中断することができるものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 応援隊は、消防組織法第47条の規定に基づき、要請側市町の長の指揮の下に行動するものとする。

2 前項に規定する「要請側市町の長の指揮の下」とは、応援隊の長が要請側市町の長に現場到着の旨の報告を行ったときから、現場引き揚げの旨の報告を行ったときまでをいう。

(経費の負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する費用は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 応援側市町が負担する経費

- ア 公務上の災害補償費
- イ 旅費および出勤手当
- ウ 車両等の燃料費（現地で調達したものを除く。）
- エ 車両等の修理費
- オ 被服の損料等
- カ 交通事故における損害賠償等

(2) 要請側市町が負担する経費

- ア 車両等の燃料費で現地で調達したもの
- イ 宿泊費及び食糧費
- ウ 応援活動中の第三者に対する損害賠償および損失補償費
- エ その他応援活動中に要した諸経費

2 前項に規定する事項のほか、経費の負担に疑義が生じた場合は、その都度、応援側市町及び要請側市町が協議の上、決定するものとする。

(事前計画等)

第9条 大規模災害等に対して、迅速かつ適正で効率的な活動を実施するため、各市町長は応援出勤可能な人員および車両等の計画をあらかじめ定めておくものとする。

2 前項の計画の策定等この協定の効率的な運用を図るために必要な各種消防情報等を相互に

提供するものとする。

(実施細目)

第 10 条 この協定に基づく応援要請および応援隊の派遣等の運用に関する必要な事項について、別途：「滋賀県下消防団広域相互応援協定実施細目」を定めるものとする。

(協 議)

第 11 条 この協定に定めのない事項または疑義が生じた事項については、その都度、市町間で協議の上、決定するものとする。

2 この協定を改正、廃止する場合もこれを準用する。

(委 任)

第 12 条 この協定の実施に関し、必要な事項については所轄消防本部消防長との連携を図りながら、市町の消防団長間で協議して定めるものとする。

(付 則)

1 この協定は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 この協定を締結したことを証するため、各市町は本書 26 通を作成し、記名押印の上、各一通を保有するものとする。

平成 19 年 3 月 16 日

大津市長
彦根市長
長浜市長
近江八幡市長
草津市長
守山市長
栗東市長
甲賀市長
野洲市長
湖南市長
高島市長
東近江市長
米原市長
安土町長
日野町長
竜王町長
愛荘町長
豊郷町長

甲良町長
多賀町長
虎姫町長
湖北町長
高月町長
木之本町長
余呉町長
西浅井町長

立会人

東近江行政組合管理者
甲賀広域行政組合管理者
愛知郡広域行政組合管理者
湖南広域行政組合管理者
湖北地域消防組合管理者

立会人

滋賀県知事
財団法人滋賀県消防協会会長

3 滋賀県防災ヘリコプター支援協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、滋賀県内の市町および消防事務を共同処理する一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条の3の規定に基づき、滋賀県が所有する防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の支援を求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 本規定に基づき市町等が航空機の応援を求めることができる地域は、市町等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する水火災または地震等の災害をいう。

(支援要請)

第4条 この協定に基づく支援要請は、災害が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長が、次のいずれかに該当し、航空機の活動が必要と判断する場合に滋賀県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町等に拡大し、または影響を与える恐れのある場合。
- (2) 発災市町等の消防力によっては、災害の防衛または災害情報の収集が著しく困難と認められる場合。
- (3) その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、航空機以外に適切な手段がなく、航空機による活動が最も有効な場合。

2 琵琶湖上の事案にかかる支援要請は、第2条の規定にかかわらず、最初に発見もしくは通報を受けた市町等が行うものとする。

(支援要請の方法)

第5条 支援要請は、滋賀県防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）に電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所および被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 災害現場の最高指揮者の職名・氏名および連絡方法
- (5) 場外離着陸場の所在地および地上支援体制
- (6) 支援に要する資器材の品目および数量
- (7) その他必要な事項

(支援要請の方法の特例)

第6条 知事は、前条に掲げる支援要請がない場合でも、発災後に収集した被害規模等の情報の内容から判断して、緊急に派遣の必要があると認められる場合であって、通信網等の途絶等で発災市町等と前条に定める通常の手続きがとれない場合については、市町長からの要請があったものとみなして、防災航空隊を派遣し、支援を実施することができる。

(防災航空隊の派遣)

第7条 知事は、第4条の規定により支援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認のうえ、防災航空隊を派遣するものとする。

2 第4条の規定による支援要請に応じることができない場合には、知事は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

3 前項の場合において、知事は、知事と他の都道府県知事等との間で別途締結する協定等に基づき、他の都道府県が保有する航空機等の応援による支援を実施できる場合には、その旨速やかに発災市町等の長に通報し、当該市町長の要請がある場合には、他の都道府県知事等に対して応援を求めるものとする。

4 知事は、派遣中の航空機を復帰させるべき特別な事態が生じた場合には、発災市町等の長と協議して派遣を中断することができる。

(防災航空隊の隊員の活動)

第8条 前条第1項の規定により支援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員(以下「航空隊員」という。)の活動は、発災市町等の消防機関と密接な連携を図りながら行われるものとする。

(経費の負担)

第9条 この協定に基づく支援に要する運航経費は、滋賀県が負担するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項は、滋賀県および市町等が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成18年4月1日から適用する。なお、この協定の発効により平成16年3月24日に締結した「滋賀県防災ヘリコプター支援協定」は廃止する。

この協定の締結を証するため、本書9通を作成し、知事および市町等の長が記名押印のうえ、各自それぞれ1通を所持する。

平成18年4月1日

滋賀県知事

大津市長

湖南広域行政組合管理者

甲賀広域行政組合管理者
東近江行政組合管理者
愛知郡広域行政組合管理者
彦根市長
湖北地域消防組合管理者
高島市長

4 市町村間の相互応援協定

相互応援協定名	協定締結先	協定締結年月日	協定内容
災害時における相互 援助協定	京都府向日市	H 7. 9. 1	応急対策に必要な食料、飲料水及び生活 必需物資等の援助
災害時における相互 援助協定	奈良県桜井市	H 7.12. 1	応急対策に必要な食料、飲料水及び生活 必需物資等の援助
[当初] 滋賀中部地域 の防災に関する応援 協定	八日市市、安土町、蒲生 町、 日野町、竜王町、永源寺 町、五個荘町、能登川町	H 8. 3.23 (H10. 5. 6 改) (H13. 6. 25 改) (H17. 2. 11 改)	応急復旧対策に必要な物資・重機材・車 両・施設の提供及び職員の派遣、被災児 童生徒の受け入れ
[現在] 東近江の防災 に関する応援協定	東近江市、日野町、竜王 町、愛荘町	(H18. 1. 1) (H22. 4. 25 改)	
災害時の相互応援に 関する協定書	静岡県富士宮市	H 8. 4. 23	救助及び応急復旧に必要な資機材及び 物資の提供と職員の派遣
災害時における相互 の応援に関する協定	北海道上ノ国町	H10. 3. 26	食糧、飲料水、生活物資の供給提供、被 災者の救出、職員の派遣等
災害時の相互物資援助 に関する協定	大阪府藤井寺市 和歌山県御坊市	H14. 5. 24	応急復旧対策に必要な資機材及び物資 の提供と職員の派遣
滋賀県下消防団広域 相互応援協定書	大津市、彦根市、長浜市、 草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、 湖南市、高島市、東近江市、米原市、日野町、 竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町	H19. 4. 1	大規模な自然災害、火災、事故、および 武力攻撃等による災害時の救助、応急復 旧対策に必要な資機材及び物資の提供 と人員の派遣
災害時における相互 援助協定	福井県小浜市 福島県南相馬市	H24. 3. 25	救助及び応急復旧に必要な資機材及び 物資の提供と職員の派遣
災害時等の応援に関 する申し合わせ	近畿地方整備局	H24. 7. 27	応急復旧対策に必要な物資・重機材・車 両・施設の提供及び職員の派遣、被災児 童生徒の受け入れ
滋賀県市長会災害相 互応援協定	大津市、彦根市、長浜市、 草津市、守山市、栗東市、 甲賀市、野洲市、湖南市、 高島市、東近江市、米原 市	H24. 11. 27	食料、飲料水及び生活必需物資並びにそ の供給に必要な資機材の提供、被災者の 救出、医療、防疫、施設の応急復旧に必 要な資機材・物資の提供、救援、救助及 び応急復旧に必要な車両等の提供、救 援、救助及び応急復旧に必要な職員の派 遣
姉妹都市大規模災害 時における相互応援 に関する協定書	北海道松前町	H25. 5. 17	被災者の一時的な受け入れ、食料、飲料 水など応急対策及び復旧に必要な物資 及び資機材の提供、災害応急措置及び応 急復旧活動に必要な職員の派遣
災害時における相互 援助協定	高知県高知市	H28. 1. 7	食料、飲料水及び生活必需物資並びにそ の供給に必要な資機材の提供、被災者の 救出、医療、防疫、施設の応急復旧に必 要な資機材・物資の提供、救出及び応急 復旧活動に必要な職員の派遣

5 民間機関等との応援協定

応援協定名	協定締結先	協定締結年月日	協定内容
災害時における上水道施設の応急・復旧作業の協力に関する協定書	近江八幡管工事協同組合	H 9. 8. 27	上水道施設の応急復旧対策に必要な資機材及び物資の提供と人員の派遣
L P ガスに係る災害応急復旧に関する協定書	財団法人滋賀県L P ガス協会近江八幡支部	H 9. 8. 27	L P ガス使用のための応急復旧対策に必要な資機材及び物資の提供と人員の派遣
[当初] 災害時における（郵便事業）相互協力に関する覚書 [現在] 近江八幡市と近江八幡市内郵便局との包括連携に関する協定書	近江八幡市内郵便局	H12. 9. 1 R 2. 3. 30	災害援助法適用時の郵政事業にかかわる災害特別事務扱いと、被災状況等情報の相互提供、災害弱者対応の相互協力 災害・防災、安全安心な暮らし、道路等の異常に関する情報提供、廃棄物等の不法投棄等に関する情報提供
災害時における生活物資の調達等に関する協定	生活協同組合コープ滋賀	H18. 2. 14	生活物資の流通に支障が生じたときに協定に定める生活物資の提供
災害時における応急救援活動への応援に関する協定	近江八幡建設工業会	H18. 2. 14	公共土木施設の応急復旧・人命救助応急仮設住宅の建設・災害住宅の応急修理等に土木資材・労力等の提供
	[当初] 滋賀県建設業協会湖東支部安土地区建設工業会 [現在] 一般社団法人滋賀県建設業協会東近江支部安土建設工業会	H18. 7. 1	災害応急救護活動
大規模災害時の緊急情報の放送及び避難所における受信設備の設置等に関する協定	株式会社Z T V 近江八幡放送局	H19. 5. 28	大規模災害時に発信する緊急情報の放送・提供、避難所での受信設備の設置、設備（避難所引込線等）被災時の復旧工事の実施
避難場所施設利用に関する協定	株式会社天辻鋼球製作所滋賀工場	H20. 2. 5	緊急避難を要する事態が発生したとき又は発生の恐れがあるとき、施設の広場を避難場所として使用
災害時の医療救護活動に関する協定	滋賀県薬剤師会東近江支部・八幡支部（近江八幡市・東近江市・日野町・竜王町）	H21. 3. 19	災害時における医療救護班の派遣（医療救護活動の実施）
災害時の医療救護活動に関する協定	近江八幡市蒲生郡医師会・東近江医師会（近江八幡市・東近江市・日野町・竜王町）	H21. 3. 23	災害時における医療救護班の派遣（医療救護活動の実施）
災害時の医療救護活動に関する協定	滋賀県歯科医師会湖東支部（近江八幡市・東近江市・日野町・竜王町）	H21. 3. 25	災害時における医療救護班の派遣（医療救護活動の実施）

応援協定名	協定締結先	協定締結年月日	協定内容
災害時における上水道施設の応急復旧作業の協力に関する協定	安土町上下水道組合	H21. 4. 1	上水道施設の応急復旧対策に必要な資機材及び物資の提供と人員の派遣
災害時における電気設備の応急復旧の応援に関する協定書	滋賀県電気工事工業組合	H22. 3. 9	電気設備の応急復旧
災害時における応急救護活動への応援に関する協定書	社団法人滋賀県造園協会東地区	H23. 3. 29	公園施設等における応急救護活動
災害時における支援協力に関する協定書 災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定書	イオンリテール株式会社近畿・北陸カンパニー	H28. 3. 15	物資の調達、避難所としての駐車場提供、店舗での水道水・トイレ・情報・食糧等の提供
災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン関西第二エリア統括部	H28. 3. 18	地図製品等の提供
災害救助に必要な物資の調達及び駐車場の一時避難場所としての使用に関する協定書	株式会社平和堂	H28. 7. 8	物資の調達、一時避難所としての駐車場提供
災害時における消火水および応急救援活動に係る生活用水の供給協力に関する協定書	湖東生コン協同組合	H29. 4. 1	消火水等の供給
災害時における菓子類及び生活用水の供給協力に関する協定書	株式会社ロッテ	H29. 6. 1	菓子類の供給、生活用水の供給
災害時における緊急一時避難場所としての使用並びに物資の供給に関する協定	ゴウダ株式会社	H29. 7. 13	一時避難所としての施設提供、物資（段ボール製品など）の供給
災害時における応急救援活動への応援に関する協定	[当初] 近江八幡建設連合会 [現在] 一般社団法人淡海建設連合会	H30. 4. 1	公共土木施設の応急復旧・人命救助応急仮設住宅の建設・災害住宅の応急修理等に土木資材・労力等の提供
災害時における物資供給に関する協定	株式会社トライアルカンパニー	H30.12. 3	食料品・飲料品・衣類・日用生活品・作業用品等の供給
災害発生時における一時滞在施設の提供に関する協定	滋賀県立男女共同参画センター	H31. 2. 22	帰宅困難となった者に対し、施設を一時的に一時滞在施設として提供

応援協定名	協定締結先	協定締結年月日	協定内容
避難所としての施設利用に関する協定書	近畿職業能力開発大学校附属滋賀職業能力開発短期大学校	R 2. 1. 23	避難所・一時避難場所としての施設提供
地域BWAを利用した避難所Wi-Fiに関する提供機器と回線提供について	株式会社ZTV	R 2. 1. 27	地域BWA回線が受信可能である避難所の開設時に設置する避難所Wi-Fiの使用に際して、回線利用と地域BWA受信機の提供について
避難所としての施設利用に関する協定書	近江八幡市上野町自治会	R 2. 3. 23	避難所、一時避難場所としての施設提供
避難所としての施設利用に関する協定書	株式会社太田産業	R 2. 3. 27	避難所、一時避難場所としての施設提供
災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定	公益社団法人全国下水道コンサルタント協会関西支部	R 2. 4. 17	公共下水道施設が被災した場合、災害復旧に係る支援業務
災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	R 2. 4. 17	管路施設が被災した場合、広域的な支援として行う復旧支援協力
自然災害時における下水道管渠施設に係る応急対策の支援協力に関する協定	一般社団法人滋賀県下水道管路維持協会	R 2. 4. 17	被災した管渠施設の機能の早期復旧
災害時における物資の供給に関する協定	近江製函株式会社	R 2. 7. 31	段ボール製品（段ボール製パーティション等）の供給
災害発生時における一時滞在施設の提供に関する協定書	一般財団法人滋賀YMCA	R 2. 9. 15	帰宅困難となった者に対し、施設を一時的に一時滞在施設として提供
災害時等における滋賀県斎場施設連絡協議会構成火葬場の相互応援協力に関する協定	彦根愛知犬上広域行政組合、八日市布引ライフ組合、湖北広域行政事務センター、守山野洲行政事務組合、甲賀市、湖南市、草津市、大津市、高島市	R 2. 11. 6	遺体の火葬、火葬場の業務に必要な物資の提供及び斡旋、人員の派遣

応援協定名	協定締結先	協定締結年月日	協定内容
災害及び感染症発生時における一般廃棄物収集運搬等の支援に関する協定書	株式会社日吉、八日市清掃株式会社、有限会社スギモト、有限会社湖東衛生社、クリーンぬのびき広域事業協同組合、株式会社滋賀衛研、滋賀県環境整備事業協同組合	R 3. 9. 1	災害及び感染症発生時における一般廃棄物（ごみ、し尿・浄化槽）の収集運搬等の支援
災害廃棄物等の処理に関する基本協定書	大栄環境株式会社	R 3. 10. 20	災害廃棄物処理実施計画等の策定及び策定支援、災害廃棄物等の撤去、積込、収集運搬、中間処理最終処分
災害時における災害廃棄物の処理等の支援に関する協定書	近江八幡建設工業会	R 4. 1. 25	災害時における災害廃棄物の処理等の支援
災害時における仮設トイレ等の提供に関する協定書	日野興業株式会社京滋営業所	R 4. 2. 15	災害時における仮設トイレ等の提供
特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	西日本電信電話株式会社滋賀支店	R 4. 3. 22	災害時における非常用電話の設置および利用・管理
近江八幡市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書	社会福祉法人近江八幡市社会福祉協議会	R 4. 3. 25	災害ボランティアセンターの設置・運営、ボランティア受入調整等
災害時における仮設トイレ等の提供に関する協定書	ベクセス株式会社	R 4. 3. 30	災害時における仮設トイレ等の提供
大規模災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関する協定書	関西電力送配電株式会社滋賀本部	R 4. 10. 24	大規模災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力
災害時における物資の供給に関する協定書	NPO法人コメリ災害対策センター	R 5. 1. 19	作業用品・日常生活品・飲料水・電気用品等の供給
避難所等としての施設利用に関する協定書	学校法人ヴォーリズ学園	R 5. 1. 23	避難所・一時避難場所としての施設提供
災害時における防災資機材等の提供に関する協定書	金田学区まちづくり協議会 株式会社ジーアイビー	R 6. 3. 4	災害発生時・防災訓練時の防災資機材の提供
災害時における物資調達に関する協定書	スギホールディングス株式会社	R 6. 12. 25	食糧・生活必需品等(調剤薬を除く医薬品を含む)の供給

III 防災組織等

1 災害対策本部の事務分掌

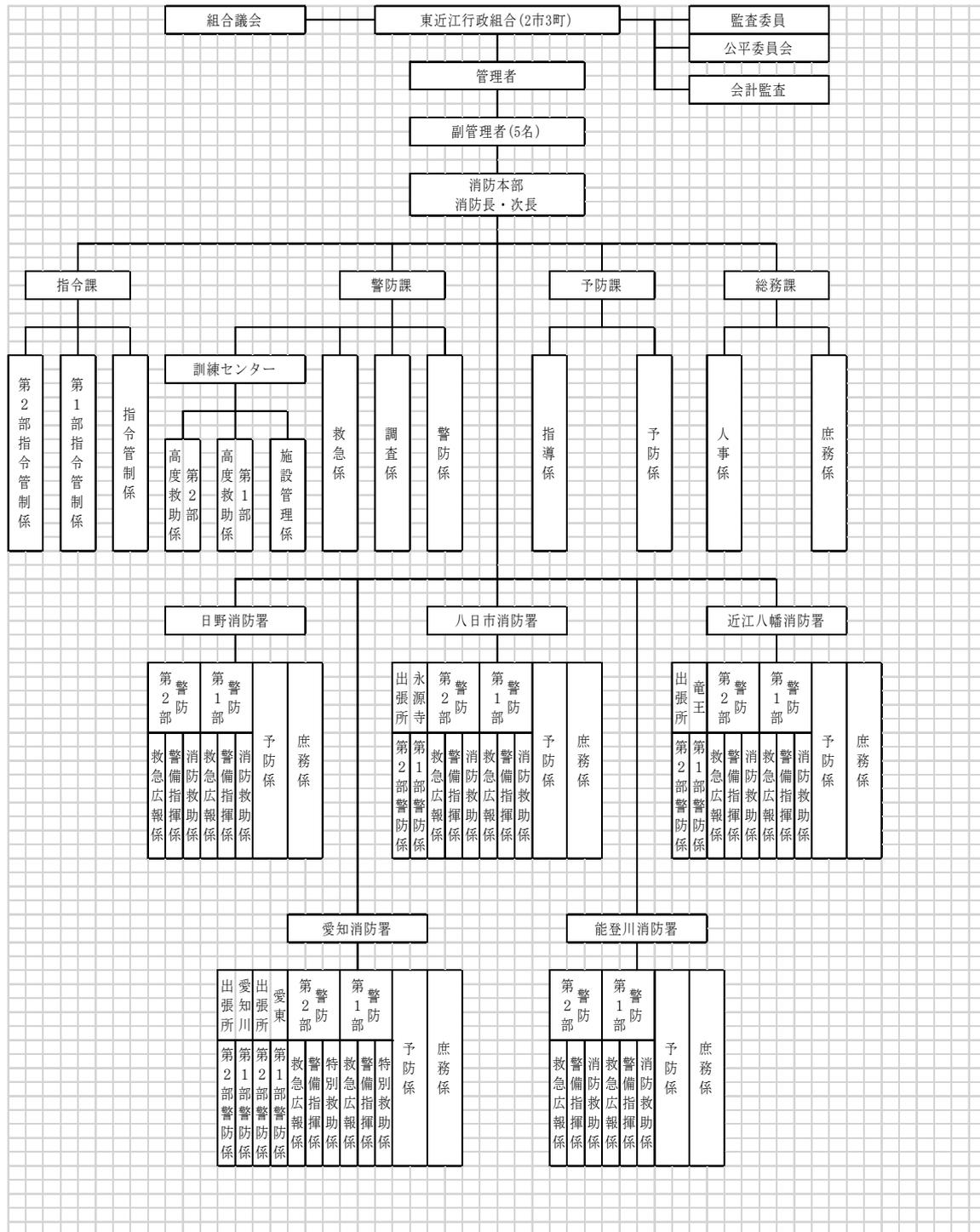
部及び課	事務分掌
危機管理監 危機管理課（事務局）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部の設置・運営に関すること ・ 各部との連絡調整に関すること ・ 被害状況及び応急対策の実施状況のとりまとめ、記録等に関すること ・ 気象予警報等の情報の収集及び伝達に関すること ・ 県災害対策本部、近江八幡警察署、近江八幡消防署、自衛隊等関係機関との連絡調整に関すること ・ 各種応援協定(他部に関するものを除く)に関すること ・ 生活必需品の需給計画、確保及び供給に関すること ・ 応援食料の調達、炊出し及び配分に関すること ・ 所管施設への避難者受入れ及び運営支援に関すること
総合政策部 企画課 秘書広報課 まちづくり協働課 文化振興課 観光政策課 市庁舎整備推進室 行政改革課 魅力発信課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国・県・防災関係機関との連絡調整及び災害応急対策の状況把握に関すること ・ 本部長及び副本部長の秘書に関すること ・ 災害関係の広報活動に関すること ・ 災害情報の収集報告及び苦情の受付に関すること ・ 報道機関に提供する情報の資料作成及び連絡調整に関すること ・ 所管施設への避難者受入れ及び運営支援に関すること ・ 自治会等への情報伝達及び負傷者の搬送を含む救助活動の協力要請に関すること ・ 観光資源、観光施設等の災害対策に関すること ・ 文化施設、文化財等の災害対策に関すること ・ 庁舎情報処理システム等の被害状況把握及び応急復旧対策に関すること
総務部 総務課 人事課 財政課 管財契約課 税務課 収納課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の動員・配備に関すること ・ 本部事務局の協力に関すること ・ 災害予算に関すること ・ 災害応急工事の契約に関すること ・ 物資車両等の調整・確保に関すること ・ 災害家屋の判定基準及び家屋被害状況の調査に関すること ・ 参集職員の把握及び職員の安否に関すること

部及び課	事務分掌
子ども健康部 幼児課 子育て政策課 こども家庭センター 健康推進課 発達支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所管施設の安全対策に関する事 ・ 所管施設への避難者受入れ及び運営支援に関する事 ・ 被災者の医療・救護対策に関する事 ・ 保健医療施設の災害対策及び連絡調整に関する事 ・ 災害救助活動に係る医師会等との連絡調整に関する事 ・ 災害防疫対策の全般的な実施計画に関する事 ・ 感染症予防対策に関する事 ・ 医療ボランティアと共に行う公衆衛生活動に関する事 ・ 所管施設の被害調査及び復旧に関する事
福祉保険部 福祉政策課 障がい福祉課 介護保険課 長寿福祉課 保険年金課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所管施設への避難者受入れ及び運営支援に関する事 ・ 所管施設への災害救助法の適用に関する事 ・ 避難行動要支援者に関する事 ・ 諸物資の配給に関する事 ・ 被災者に対する生活保護に関する事 ・ 社会福祉施設の被災に関する事
市民部 市民課 人権・市民生活課 環境課 交通政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 墓地、埋葬に関する事 ・ ごみ、し尿等の処理に関する総合調整に関する事 ・ 災害廃棄物の処理、処分に関する事 ・ 環境エネルギーセンター、一般廃棄物最終処分場及び第1クリーンセンターの災害対策に関する事。 ・ 所管施設への避難者受入れ及び運営支援に関する事 ・ 市民バスの運行に関する事 ・ 地方運輸路線（近江鉄道線・路線バス）の運行状況に関する事 ・ 道路通行情報に関する情報提供及び関係機関（都市整備部・公共交通）との調整に関する事
都市整備部 土木課 国・県事業推進室 都市計画課 建築課 市営住宅課 安土コミュニティエリア整備推進室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路、橋梁、河川、堤防、急傾斜、港（漁港を除く）等の被害対策及び被害調査に関する事 ・ 水防に関する事 ・ 県警察による交通規制に伴う道路通行情報の収集及び交通迂回路の調整に関する事 ・ 道路の復旧維持に関する事 ・ 市営住宅及び改良住宅の災害対策に関する事 ・ 建築物の被害調査、報告に関する事 ・ 公園・緑地の災害対策及び被害調査に関する事

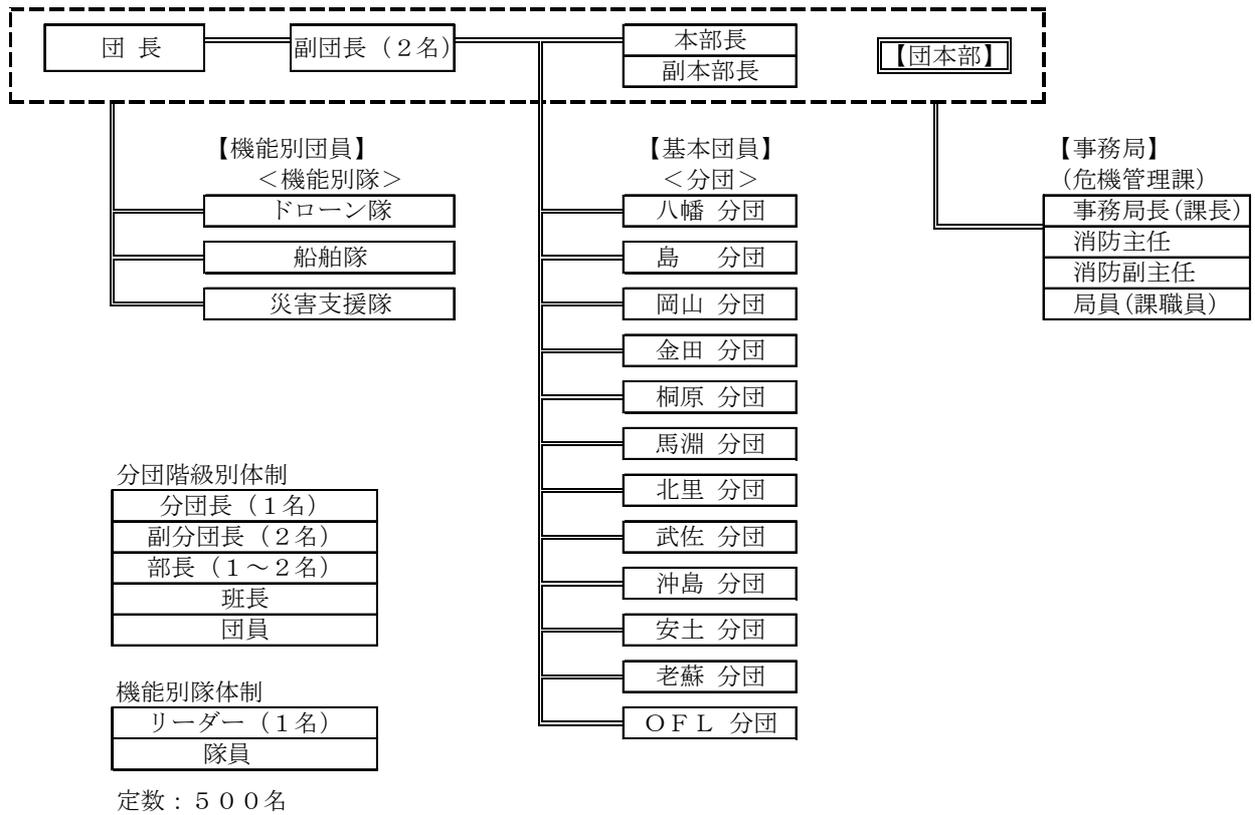
部及び課	事務分掌
産業経済部 農業振興課 商工振興課 農村整備課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林漁業関係被害状況の調査報告に関する事 ・ 畜産・水産関係に対する応急救助に関する事 ・ 主要食料の調達に関する事 ・ 農畜産関係の斡旋及び応急救助に関する事 ・ 被害対策用船艇に関する事 ・ 中小企業関係の災害対策及び連絡調整に関する事 ・ 商工業関係の被害調査に関する事 ・ 被災商工業者等に対する金融調査に関する事 ・ 漁港、舟だまりの被害対策に関する事
水道事業所 上下水道総務課 上下水道施設課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上水道施設等の災害対策及び被害調査に関する事 ・ 災害時の応急給水及び飲料水確保に関する事 ・ 下水道施設等の災害対策及び被害調査に関する事 ・ 下水排水処理対策に関する事
安土町総合支所 安土未来づくり課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市本部（本庁）との連絡調整 ・ 総合支所管内の情報収集・整理・伝達 ・ 総合支所管内地域拠点・避難所との連絡調整 ・ 総合支所管内住民に対する相談窓口の設置 ・ 総合支所管内における災害の広報に関する事 ・ 防災行政無線による情報伝達体制の確保に関する事
教育委員会 教育総務課 学校教育課 生涯学習課 スポーツ課 国スポ・障スポ推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒の避難誘導安全確保・対策に関する事 ・ 所管施設への避難者受入れ及び運営支援に関する事 ・ 所管施設の被害調査及び復旧に関する事 ・ 被災児童生徒等に対する教育に関する事 ・ 被災児童生徒等の学用品（災害救助法に基づく学用品の給与を含む）に関する事 ・ 学校給食センターの災害活動に関する事
会計管理者 会計課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 義援金品（医療機材、医薬品、木材、竹材その他建設資材を除く）の保管に関する事 ・ 災害関係費の支出に関する事
議会 議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市議会の災害活動対策のための情報収集及び連絡調整に関する事 ・ 総務部実施事項の応援に関する事
監査委員 監査委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務部実施事項の応援に関する事

部及び課	事務分掌
農業委員会 農業委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市整備部・産業経済部実施事項の応援に関する事
その他 (現地本部・現地班)	<ul style="list-style-type: none"> ・ (市長から現地班、現地本部を担当する班員として任命を受けた者) 避難施設及び避難所での避難者の受入れ及び運営支援に関する事

2 東近江行政組合消防本部組織図



3 近江八幡市消防団組織図



4 防災関係機関連絡窓口

近江八幡市役所			
名 称	所 在 地	電話番号	ファクシ番号
近江八幡市役所	桜宮町 236	0748-33-3111	32-3237
安土町総合支所	安土町小中 1-8	0748-46-3141	46-5320
防災センター	小船木町 819	0748-33-4192	33-4193
八幡コミュニティセンター	宇津呂町 73-1	0748-32-2300	32-2546
島地域防災センター	島町 1671-1	0748-32-2510	32-2510
岡山地域防災センター	加茂町 3818-1	0748-33-3478	33-3478
金田コミュニティセンター	金剛寺町 375	0748-37-7255	37-7277
桐原コミュニティセンター	森尻町 414-3	0748-33-3535	33-3569
馬淵地域防災センター	馬淵町 3145	0748-37-7017	37-7017
北里コミュニティセンター	江頭町 973	0748-36-8004	36-8064
武佐コミュニティセンター	武佐町 764	0748-37-6017	37-6017
沖島コミュニティセンター	沖島町 268-1	0748-33-9779	33-9779
安土コミュニティセンター	安土町下豊浦 4660	0748-46-2346	46-6174
老蘇コミュニティセンター	安土町東老蘇 1136-1	0748-46-8120	46-8120

警察・消防・自衛隊			
名 称	所 在 地	電話番号	ファクシ番号
近江八幡警察署	土田町 1332-1	—	—
北里警察官駐在所	江頭町 983-2	—	—
桐原警察官駐在所	中小森町 1228-1	—	—
篠原駅前警察官駐在所	上野町 40-13	—	—
馬淵警察官駐在所	馬淵町 1767	—	—
近江八幡駅前交番	鷹飼町 1506	—	—
島警察官駐在所	長命寺町大字東出 29-4	—	—
八幡山交番	鍛冶屋町 34	—	—
武佐交番	友定町 498-4	—	—
安土警察官駐在所	安土町上豊浦 1303-3	—	—
滋賀県警察本部	大津市打出浜 1-10	077-522-1231	077-522-1267
滋賀県防災航空隊	日野町北脇 214-71	0748-52-6677	52-6679
陸上自衛隊今津駐屯地(第3偵察戦闘大隊)	高島市今津町平郷国有地	0740-22-2581	0740-22-1309
近江八幡消防署	小船木町 819	0748-33-5119	36-6906
東近江行政組合消防本部	東近江市東今崎町 5-33	0748-22-7600	22-7608
消防庁	東京都千代田区霞が関 2-1-2	03-5574-0119	03-5574-0190
近江八幡市消防団(事務局)	防災センター	0748-33-4192	33-4193
八幡分団	八幡コミュニティ消防センター	0748-34-8119	
島分団	島コミュニティ消防センター	0748-33-7119	
岡山分団	岡山コミュニティ消防センター	0748-33-9099	
金田分団	金田コミュニティ消防センター	0748-38-1190	
桐原分団	桐原コミュニティ消防センター	0748-33-3032	
馬淵分団	馬淵コミュニティ消防センター	0748-38-0027	
北里分団	北里コミュニティ消防センター	0748-36-6207	
武佐分団	武佐コミュニティ消防センター	0748-38-0119	
沖島分団	沖島コミュニティ消防センター	0748-33-9781	
安土分団	安土コミュニティ防災センター	—	—
老蘇分団	老蘇コミュニティ消防センター	0748-46-3521	—

医療			
名 称	所 在 地	電話番号	ファクシミリ番号
近江八幡市立総合医療センター	土田町 1379	0748-33-3151	33-4877
ヴォーリス記念病院	円山町 927-1	0748-32-5211	32-2152
滋賀八幡病院	鷹飼町 744	0748-33-7101	32-7725
近江八幡休日急患診療所	出町 381	0748-33-9311	34-7227
近江八幡市蒲生郡医師会	出町 381	0748-33-1921	34-6676
湖東歯科医師会	東近江市中小路 483-4	0748-20-2801	20-2802
八幡蒲生薬剤師会	出町 381	0748-33-3714	33-3714
大津赤十字病院	大津市長等 1-1-35	077-522-4131	077-525-8018
日本赤十字社滋賀県支部	大津市京町 4-3-38	077-522-6758	077-523-4502

交通・通信・電気・ガス			
名 称	所 在 地	電話番号	ファクシミリ番号
西日本旅客鉄道京滋支社	京都市南区西九条北ノ内町 5-5	075-682-8004	075-682-8013
J R 近江八幡駅	鷹飼町	0748-33-2205 (JR 近江八幡駅へ連絡)	33-4145 (JR 近江八幡駅へ連絡)
J R 篠原駅	上野町 1260		
J R 安土駅	安土町上豊浦 1325		
近江鉄道近江八幡駅	鷹飼町 616		
近江鉄道(株)	彦根市駅東町 15 番 1	0749-22-3301	
(一社)近江鉄道線管理機構	彦根市古沢町 187 番地 2	0749-49-2311	0749-49-2271
近江バス八日市営業所	東近江市八日市東本町	0748-22-5511	0748-23-2559
近江バスあやめ営業所	野洲市菖蒲 14-1	077-589-2000	077-589-1020
滋賀バス(株)	甲賀市水口町本綾野 1-1	0748-62-7011	62-3114
帝産湖南交通(株)	草津市山寺町 188	077-562-3020	077-565-8162
京阪バス(株)大津営業所	大津市石山寺 4-1-10	077-531-2121	34-9977
琵琶湖汽船(株)	大津市浜大津 5-1-1	077-522-4115	077-524-7896
近江トラベル(株)旅客船課	彦根市松原町 3755	0749-22-0619	0749-24-7999
滋賀県トラック協会	守山市木浜町 2298-4	077-585-8080	85-8015
滋賀県バス協会	守山市木浜町 2298-4	077-585-8333	85-8335
日本通運大津支店	栗東市六地藏 1070-1	077-544-5730	077-554-9830
西日本電信電話(株)滋賀支店	大津市浜大津 1-1-26	077-510-0961	
(株)ドコモCS関西 滋賀支店ネットワーク部		077-527-4164	077-510-0209
KDD I (株)関西総支社 監理部		06-4977-6600	06-4965-8400
ソフトバンク(株)地域総務部		①06-4709-3100 ②03-6889-6601	06-4709-3127
楽天モバイル(株)地域行政機関支援課 関西BCPリエゾングループ			
関西電力(株)滋賀支社	大津市におの浜四丁目 1 番 51 号	0800-777-8810 (コンタクトセンター)	
関西電力送配電(株)滋賀本部	大津市におの浜四丁目 1 番 51 号	0800-777-3081 (送配電コンタクトセンター)	
滋賀県LPガス協会近江八幡支部	出町 127	0748-32-1680	32-1132
協同組合滋賀県LPガス保安センター	西本郷町西 6-6	0748-38-5372	38-5375
大阪ガスネットワーク(株)京滋事業部	京都市下京区中堂寺粟田町 93	075-315-8942	

県			
名 称	所 在 地	電話番号	ファクシミリ番号
滋賀県防災危機管理局防災対策室	大津市京町 4-1-1	077-528-3438	077-528-6037
災害時ライフライン関係機関調整所	県危機管理センター	077-528-3436	—
東近江環境事務所	東近江市八日市緑町 7-23	0748-22-7758	22-0411
東近江土木事務所	東近江市八日市緑町 7-23	0748-22-7733	23-4163
東近江農業農村振興事務所	東近江市八日市緑町 7-23	0748-22-7715	22-1234
東近江健康福祉事務所	東近江市八日市緑町 8-22	0748-22-1253	22-1617
滋賀県生活衛生課	大津市京町 4-1-1	077-528-3641	528-4860
滋賀県医療政策課	大津市京町 4-1-1	077-528-3611	528-4859
滋賀県薬務課	大津市京町 4-1-1	077-528-3631	528-4863
滋賀県森林保全課森づくり推進係	大津市京町 4-1-1	077-528-3930	077-528-4886
滋賀県道路保全課防災保全係	大津市京町 4-1-1	077-528-4133	077-528-4903

報道関係			
名 称	所 在 地	電話番号	ファクシミリ番号
京都新聞社 滋賀本社滋賀北部総局	出町 381-9	0748-33-3275	36-7235
朝日新聞社 近江八幡支局	中村町 50-4	0748-33-2208	33-3033
毎日新聞社 近江八幡通信部	中村町 36-1	0748-33-2412	32-0690
読売新聞社 近江八幡通信部	桜宮町 211-1-511	0748-33-2818	33-6861
中日新聞社 近江八幡通信局	白鳥町 5-12	0748-33-3456	33-3416
産経新聞社 大津支局	大津市中央 1-3-2	077-522-6628	077-528-6710
滋賀報知新聞社 中部本社	東近江市中野町 1005	0748-23-1111	0748-22-8855
NHK大津放送局	大津市打出浜 3-30	077-522-3074	077-521-0785
びわ湖放送	大津市鶴の里 16-1	077-524-0155	077-524-0412
ZTV近江八幡放送局	上田町 1244-1	0748-36-6100	36-7100

その他防災関係			
名 称	所 在 地	電話番号	ファクシミリ番号
近畿地方整備局滋賀国道事務所	大津市竜が丘 4-5	077-523-1741	077-524-1681
近畿農政局滋賀県拠点	大津市京町 3-1-1	077-522-4261	
彦根地方气象台	彦根市城町 2-5-25	0749-22-6142	
大阪管区气象台	大阪市中央区大手前 4-1-76	06-6949-6304	
近江八幡市社会福祉協議会 (市総合福祉センター「ひまわり館」)	土田町 1313	0748-32-1781	36-6910
グリーン近江農業協同組合	東近江市八日市町 1-17	0748-25-5100	25-5111
近江八幡商工会議所	桜宮町 231-2	0748-33-4141	32-0765
安土町商工会	安土町小中 1-8	0748-46-2389	46-5644
近江八幡漁業協同組合	長命寺 29-4	0748-32-4405	32-4405
沖島漁業協同組合	沖島町 43	0748-33-9511	33-9513
近江八幡建設工業会	桜宮町 231-2	0748-33-4122	32-0765
淡海建設連合会	日吉野町 743-27	0748-38-5074	38-5084
近江八幡管工事協同組合	北之庄町 1251	0748-32-4785	0748-32-4784

相互応援協定都市			
名 称	協定の締結年月日	電話番号	ファクシミリ番号
静岡県富士宮市	H8. 4. 23	0544-22-1319	0544-22-1239
京都府向日市	H7. 9. 1	075-931-1111	075-922-2587
奈良県桜井市	H7. 9. 1	0744-42-9111	0744-42-2656
和歌山県御坊市	H14. 5. 24	0738-23-5528	0738-23-5090
大阪府藤井寺市	H14. 5. 24	072-939-1111	072-952-9503
北海道上ノ国町	H10. 3. 26	0139-55-2311	0139-55-2025
福井県小浜市	H24. 3. 25	0770-53-1111	0770-53-0742
福島県南相馬市	H24. 3. 25	0244-22-2111	0244-24-5214
北海道松前町	H25. 5. 17	0139-42-2275	0139-46-2048
高知県高知市	H28. 1. 7	088-822-8111	088-823-9085

5 自主防災組織等の状況

R6. 3. 31 現在

No.	自治会名	自主組織名	組織届出受理年月日	備考
1	15区	八幡地域自警団	H 9年 3月 2日	
2	18区			
3	岩倉	岩倉町自主防災会	H 9年 6月 26日	
4	古川町光が丘	光が丘自治会	H 9年 7月 4日	
5	千僧供町	千僧供町防災会	H 9年 8月 22日	
6	古川町	古川町自主防災会	H 9年 8月 22日	
7	池田本町	池田本町防災会	H 9年 8月 22日	
8	江頭町	江頭町防災会	H 9年 8月 27日	
9	西生来町	西生来町自主防災組織	H 9年 9月 4日	
10	山の手	山の手自主防災組織	H 9年 9月 4日	
11	安養寺町	安養寺自主防災会	H 9年 10月 1日	
12	12区	土田町防災会	H 9年 10月 14日	
13	北津田町	北津田町自主防災会	H 9年 11月 11日	
14	島町	島町防災会	H 9年 12月 1日	
15	船木町	船木町自主防災会	H 10年 5月 19日	
16	牧町	牧町防災会	H 10年 6月 22日	
17	十王町	十王町防災会	H 10年 8月 3日	
18	鷹飼町	鷹飼町自主防災組織	H 10年 9月 3日	
19	新栄町	新栄町防災会	H 10年 11月 18日	
20	小船木町	小船木町自主防災会	H 11年 3月 16日	
21	加茂町	加茂町防災会	H 11年 1月 8日	
22	白王町	白王町防災会	H 11年 5月 28日	
23	長命寺町	長命寺町防災会	H 11年 6月 1日	
24	よし笛	よし笛自警団	H 11年 6月 10日	
25	大房町	大房町防災会	H 11年 6月 10日	
26	南津田町	南津田町防災会	H 11年 6月 21日	
27	中之庄町	中之庄町防災会	H 11年 6月 28日	
28	日吉野町幸橋	日吉野町幸橋防災会	H 13年 5月 23日	
29	東横関町	東横関町自主防災会	H 13年 12月 17日	
30	小田町	小田町自主防災会	H 14年 4月 1日	
31	円山町	円山町防災会	H 14年 4月 1日	
32	田中江町	田中江町防災会	H 15年 2月 1日	
33	沖島町	沖島町防災会	H 15年 4月 1日	
34	元水茎町	元水茎町自主防災会	H 15年 4月 1日	
35	東川町	東川町自主防災会	H 15年 12月 26日	

No.	自治会名	自主組織名	組織届出受理年月日	備考
36	佐波江町	佐波江町防災会	H16年 5月20日	
37	若葉町	若葉町自主防災会	H16年11月12日	
38	金田町	金田町防災会	H16年11月 1日	
39	上田町	上田町防災会	H16年11月 1日	
40	新在家	新在家防災会	H17年 2月 1日	
41	八木町	八木町防災会	H17年 6月 1日	
42	日吉野町	日吉野町防災会	H17年 4月 1日	
43	大中町	大中町防災会	H17年 7月12日	
44	野村町	野村町防災会	H17年 8月 1日	
45	西宿町	西宿町防災会	H17年12月 6日	
46	金剛寺町	金剛寺町防災会	H17年12月12日	
47	西本郷町	西本郷町防災会	H18年 3月14日	
48	日吉野町東	日吉野東防災会	H18年 4月 1日	
49	鷹飼団地	鷹飼団地防災会	H19年 1月23日	
50	長田町	長田町防災会	H19年 3月22日	
51	第14区自治会	八幡学区第14区防災会	H19年 5月 7日	
52	県営住宅	県営住宅防災会	H19年 8月31日	
53	長光寺町	長光寺町防災会	H19年 9月11日	
54	篠原町	篠原町防災会	H19年10月22日	
55	近江八幡駅前	近江八幡駅前自治会防災会	H19年11月25日	
56	第8区	八区自治防災会	H20年 2月18日	
57	浅小井町	浅小井町防災会	H20年 2月25日	
58	武佐町	武佐町自主防災会	H20年 3月11日	
59	末広町1丁目	末広町防災会	H20年 3月11日	末広町連 合自治会 において 設置
60	末広町2丁目	末広町防災会	H20年 3月11日	
61	末広町3丁目	末広町防災会	H20年 3月11日	
62	末広町4丁目	末広町防災会	H20年 3月11日	
63	末広町5丁目	末広町防災会	H20年 3月11日	
64	末広町6丁目	末広町防災会	H20年 3月11日	
65	末広町7丁目	末広町防災会	H20年 3月11日	
66	末広町8丁目	末広町防災会	H20年 3月11日	
67	末広町9丁目	末広町防災会	H20年 3月11日	
68	末広町10丁目	末広町防災会	H20年 3月11日	
69	赤尾町	赤尾町自主防災会	H22年 7月10日	
70	常楽寺	常楽寺自主防災会	H22年 3月21日	合併により
71	上出	上出自主防災会	H22年 3月21日	合併により
72	香庄	香庄自主防災会	H22年 3月21日	合併により
73	慈恩寺	慈恩寺自主防災会	H22年 3月21日	合併により

No.	自治会名	自主組織名	組織届出受理年月日	備考
74	中屋	中屋自主防災会	H22年 3月21日	合併により
75	小中	小中自主防災会	H22年 3月21日	合併により
76	上豊浦	上豊浦自主防災会	H22年 3月21日	合併により
77	下豊浦	下豊浦自主防災会	H22年 3月21日	合併により
78	桑実寺	桑実寺自主防災会	H22年 3月21日	合併により
79	宮津	宮津自主防災会	H22年 3月21日	合併により
80	芦刈	芦刈自主防災会	H22年 3月21日	合併により
81	北原	北原自主防災会	H22年 3月21日	合併により
82	大中	大中自主防災会	H22年 3月21日	合併により
83	弁天	弁天自主防災会	H22年 3月21日	合併により
84	加賀	加賀自主防災会	H22年 3月21日	合併により
85	上十六	上十六自主防災会	H22年 3月21日	合併により
86	安土ニュータウン	安土ニュータウン自主防災会	H22年 3月21日	合併により
87	四ノ坪	四ノ坪自主防災会	H22年 3月21日	合併により
88	十七	十七自主防災会	H22年 3月21日	合併により
89	大船戸	大船戸自主防災会	H22年 3月21日	合併により
90	江ノ島	江ノ島自主防災会	H22年 3月21日	合併により
91	衣笠台	衣笠台自主防災会	H22年 3月21日	合併により
92	東老蘇	東老蘇自主防災会	H22年 3月21日	合併により
93	西老蘇	西老蘇自主防災会	H22年 3月21日	合併により
	西老蘇新興宅地			西老蘇に加入
94	石寺	石寺自主防災会	H22年 3月21日	合併により
95	内野	内野防災会	H22年 3月21日	合併により
96	老蘇台	老蘇台自主防災会	H22年 3月21日	合併により
97	第19区	第19区防災会	H22年 7月26日	
98	第9区	第9区防災会	H22年10月 5日	
99	緑町	緑町防災会	H23年 3月 1日	
100	倉橋部	倉橋部町防災会	H23年 3月17日	
101	五月	五月防災会	H23年 4月27日	
102	第5区	第五区自治防災会	H23年 5月20日	
103	南新在家	南新在家防災会	H23年 6月13日	
104	第4区	4区防災会	H23年 7月 1日	
105	東町	東町防災会	H23年 8月10日	
106	第13区	第13区防災会	H23年12月 6日	
107	第10区	10区自治防災会	H24年 1月26日	
108	第16区	多賀町(16区)防災会	H24年 5月14日	
109	第17区	北之庄町防災会	H24年 5月24日	
110	新古川	新古川自治会自主防災会	H24年 9月24日	

No.	自治会名	自主組織名	組織届出受理年月日	備考
111	小舟木エコ村	小舟木エコ村自主防災会	H24年11月26日	
112	野田町	野田町防災会	H25年2月25日	
113	新中小森	新中小森防災会	H25年3月18日	
114	第6区	6区防災会	H25年3月25日	
115	第11区	第11区防災会	H25年5月14日	
116	七ツ屋	七ツ屋防災会	H25年10月4日	
117	新巻町	新巻町防災会	H25年10月17日	
118	第2区	二区自主防災会	H25年12月10日	
119	長福寺町	長福寺町防災会	H26年2月1日	
120	川原町	川原町防災会	H26年2月17日	
121	柳町自治会	柳町自主防災会	H26年2月18日	
122	馬淵町	馬淵町防災会	H26年3月24日	
123	常ノ浜	常ノ浜防災会	H26年5月28日	
124	丸の内町	丸の内町防災会	H26年5月30日	
125	浄土寺町	浄土寺町防災会	H26年7月9日	
126	御所内町	御所内町防災会	H26年11月18日	
127	ライオンズ	ライオンズ防災会	H27年2月5日	
128	八陣	八陣防災会	H27年3月11日	
129	杉森町	杉森町防災会	H27年5月25日	
130	上畑町	上畑町防災会	H27年6月1日	
131	黒橋	黒橋町防災会	H27年7月1日	
132	西庄町	西庄町防災会	H28年3月11日	
133	堀上町	堀上町防災会	H28年5月23日	
134	白鳥町	白鳥町防災会	H28年12月12日	
135	竹町	竹町防災会	H29年1月31日	
136	南本郷町	南本郷町自主防災会	H29年3月27日	
137	20区	第20区防災会	H29年3月28日	
138	3区	第3区防災会	H29年4月1日	
139	友定町	友定町防災会	H29年4月1日	
140	上出東	上出東町防災会	H29年4月24日	
141	老蘇ニュータウン	老蘇ニュータウン防災会	H29年4月25日	
142	森尻町	森尻町防災会	H29年10月20日	
143	1区	第一区防災会	H29年12月1日	
144	7区	第7区防災会	R2年4月1日	
145	中小森町	中小森町防災会	R2年4月20日	
146	老蘇団地	老蘇団地防災会	R5年7月7日	

IV 通信・防災行政無線

1 近江八幡市防災行政無線配備先

送受信周波数：466.9875MHz

局名	設置場所		型式・装置名	製造・番号	製造年月
ぼうさいはちまん(基地局)	市本庁舎3階：特別会議室1		IC-UM2010MFT	0210175	2016年10月
ぼうさいはちまん 1	土木課	プロボックス①	IC-UM2010MFT	0210111	2012年4月
ぼうさいはちまん 2	市本庁舎	ノア	IC-UM2010MFT	0210062	2012年4月
ぼうさいはちまん 3	土木課	軽ダンプ	IC-UM2010MFT	0210182	2014年1月
ぼうさいはちまん 4	岩倉水防ステーション		IC-UH37MFT	6206632	2015年1月
ぼうさいはちまん 5	防災センター	予備(携帯用)	IC-UH37MFT	201644	2009年2月
ぼうさいはちまん 6	水道事業所	キャブバン	TR4M5W-8AT	26158	1986年1月
ぼうさいはちまん 7	水道事業所	白色 普通トラック	TR4M5W-8AT	26159	1986年1月
ぼうさいはちまん 8	水道事業所	黄色 作業車エルフ	IC-UM2010MFT	0210232	2015年1月
ぼうさいはちまん 9	水道事業所	軽トラック	IC-UM2010MFT	0210233	2015年1月
ぼうさいはちまん 10	水道事業所	エブリイ キャブバン	TR4M5W-8AT	26162	1986年1月
ぼうさいはちまん 11	消防八幡分団	(八幡)	IC-UM2010MFT	0210019	2010年11月
ぼうさいはちまん 12	消防島分団	(島)	IC-UM2010MFT	0210020	2010年11月
ぼうさいはちまん 13	消防岡山分団	(岡山)	IC-UM2010MFT	0201342	2009年11月
ぼうさいはちまん 14	消防金田分団	(金田)	IC-UM2010MFT	0201343	2009年11月
ぼうさいはちまん 15	消防桐原分団	(桐原)	IC-UM2010MFT	0201344	2009年11月
ぼうさいはちまん 16	消防馬淵分団	(馬淵)	IC-UM2010MFT	0201345	2009年11月
ぼうさいはちまん 17	消防北里分団	(北里)	IC-UM2010MFT	0201346	2009年11月
ぼうさいはちまん 18	消防武佐分団	(武佐)	IC-UM2010MFT	0210021	2010年11月
ぼうさいはちまん 19	消防沖島分団	(沖島)(携帯用)	IC-UH37MFT	201645	2009年3月
ぼうさいはちまん 20	水道事業所	予備(携帯用)	IC-UH37MFT	201646	2009年3月
ぼうさいはちまん 21	管財契約課	サンバー (No.11)	IC-UM2010MFT	0210159	記載なし
ぼうさいはちまん 22	水道事業所	パトロールカー	IC-UM2010MFT	0210183	2014年1月
ぼうさいはちまん 23	防災センター	予備(携帯用)	IC-UH37MFT	0201647	2009年2月
ぼうさいはちまん 24	防災センター	予備(携帯用)	IC-UH37MFT	0201648	2009年2月
ぼうさいはちまん 25	管財契約課	エブリイ (No.34)	IC-UM2010MFT	0210158	記載なし
ぼうさいはちまん 26	土木課	プロボックス②	IC-UM2010MFT	0210063	2012年4月
ぼうさいはちまん 27	管財契約課	ADバン (No.31)	IC-UM2010MFT	0210184	2014年1月
ぼうさいはちまん 28	管財契約課	ダンパー (No.39)	IC-UM2010MFT	0210160	記載なし
ぼうさいはちまん 29	消防安土分団	(安土)	IC-UM2010MFT	0210022	2010年11月
ぼうさいはちまん 30	消防老蘇分団	(老蘇)	IC-UM2010MFT	0210023	2010年11月

2 災害時優先電話配備先

No.	施設名	設置場所	電話番号
1	近江八幡市役所本館	近江八幡市桜宮町 236	0748-33-3118
			0748-32-3237 (FAX)
2	安土町総合支所	近江八幡市安土町小中 1-8	0748-46-3220
			0748-32-5032 (FAX)
3	近江八幡市立総合医療センター	近江八幡市土田町 1379	0748-33-5959
			0748-33-8214
4	ひまわり館（総合福祉センター）事務所	近江八幡市土田町 1313	0748-33-8131
5	八幡東中学校	近江八幡市上田町 1751	0748-37-7304 (FAX)
6	八幡コミュニティセンター	近江八幡市宇津呂町 73-1	0748-32-2300
7	沖島小学校	近江八幡市沖島町 360	0748-33-9515
8	金田コミュニティセンター	近江八幡市金剛寺町 375	0748-37-7255
9	金田小学校	近江八幡市金剛寺町 276	0748-37-7575
10	金田幼稚園	近江八幡市金剛寺町 390	0748-37-1542
11	北里小学校	近江八幡市江頭町 1014	0748-36-8046
12	北里幼稚園	近江八幡市江頭町 970	0748-36-7220
13	北里コミュニティセンター	近江八幡市江頭町 973	0748-36-8004
14	文化会館	近江八幡市出町 366	0748-33-8111
15	八幡幼稚園	近江八幡市出町 487	0748-32-2349
16	武佐こども園	近江八幡市西生来町 1193	0748-37-6662
17	八幡西子どもセンター	近江八幡市大森町 41-1	0748-33-0703
18	桐原保育所	近江八幡市大森町 51-1	0748-33-4457
19	桐原小学校	近江八幡市森尻町 414-1	0748-33-3190 (FAX)
20	島小学校	近江八幡市島町 1603	0748-32-3510
21	島地域防災センター（島コミュニティセンター）〈共用電話〉	近江八幡市島町 1671-1	0748-32-2510
22	馬淵小学校	近江八幡市馬淵町 1533	0748-37-7022
23	馬淵こども園	近江八幡市馬淵町 1533	0748-37-2332
24	馬淵地域防災センター（馬淵コミュニティセンター）	近江八幡市馬淵町 3145	0748-37-7017
25	八幡保育所	近江八幡市八幡町 220-2	0748-32-4806
26	八幡子どもセンター	近江八幡市八幡町 37-1	0748-32-6330
27	牧浄水場	近江八幡市牧町 1884	0748-33-2834
28	八幡小学校	近江八幡市本町 5 丁目 5	0748-33-3175 (FAX)
29	八幡東子どもセンター	近江八幡市末広町 320-2	0748-37-2862
30	老蘇こども園	近江八幡市安土町東老蘇 1300	0748-46-2644

No.	施設名	設置場所	電話番号
31	安土中学校	近江八幡市安土町上豊浦 862	0748-46-2157
32	安土小学校	近江八幡市安土町常楽寺 456	0748-46-2089
33	沖島コミュニティセンター	近江八幡市沖島町 268-1	0748-33-9779
34	沖島保育所	近江八幡市沖島町 361	0748-33-0003
35	安土幼稚園	近江八幡市安土町下豊浦 5300	0748-46-2066
36	安土コミュニティセンター	近江八幡市安土町下豊浦 4660	0748-46-2346
37	老蘇コミュニティセンター	近江八幡市安土町東老蘇 1136-1	0748-46-8120

3 災害時特設公衆電話配備先

No.	施設名	設置場所	電話番号
1	八幡コミュニティセンター	近江八幡市宇津呂町 73-1	0748-32-2300
2	島地域防災センター（島コミュニティセンター）	近江八幡市島町 1671-1	0748-32-2510
3	沖島コミュニティセンター	近江八幡市沖島町 268-1	0748-33-9779
4	岡山地域防災センター（岡山コミュニティセンター）	近江八幡市加茂町 3818-1	0748-33-3478
5	金田コミュニティセンター	近江八幡市金剛寺町 375	0748-37-7255
6	桐原コミュニティセンター	近江八幡市森尻町 414-3	0748-33-3535
7	馬淵地域防災センター（馬淵コミュニティセンター）	近江八幡市馬淵町 3145	0748-37-7017
8	北里コミュニティセンター	近江八幡市江頭町 973	0748-36-8004
9	武佐コミュニティセンター	近江八幡市武佐町 764	0748-37-6017
10	安土コミュニティセンター	近江八幡市安土町下豊浦 4660	0748-46-2346
11	老蘇コミュニティセンター	近江八幡市安土町東老蘇 1136-1	0748-46-8120

※設置施設からの発信専用電話です。受信することはできません。

V 消防

1 消防水利の状況

種別	消火栓	防火水槽	その他
近江八幡市	2,055	205	135

(資料：「消防年報」令和5年 東近江行政組合消防本部)

2 近江八幡消防団車両等配置状況

(令和6年3月現在)

配備分団	登録番号	登録年月日			型式・規格
		年	月	日	
八幡分団	滋賀 830 す 1119	平成21	11	19	CD-I
島分団	滋賀 830 さ 2119	平成17	3	9	CD-I
岡山分団	滋賀 830 さ 3119	平成19	3	7	CD-I
金田分団	滋賀 830 さ 4119	平成18	3	7	CD-I
桐原分団	滋賀 830 す 5119	平成20	10	8	CD-I
馬淵分団	滋賀 800 す 8318	令和6	3	6	CD-I
北里分団	滋賀 830 さ 7119	平成19	10	26	CD-I
武佐分団	滋賀 830 さ 8119	平成23	1	20	CD-I
	滋賀 80 あ 569	平成4	2	21	スバルV-KS4
安土分団	滋賀 830 さ 9119	平成25	2	20	CD-I
老蘇分団	滋賀 830 ほ 119	平成16	3	23	CD-I
安土後方支援車	滋賀 80 あ 1257	平成12	12	19	軽トラック
消防庁借受 救助資機材 搭載ポンプ車	滋賀 800 す 4118	平成27	11	29	TKG-NM585AN
防災指令車	滋賀 832 ん 119	令和5	3	23	トヨタノア
沖島分団	消防艇「おきしま」	平成10	3	18	
	近江八幡市 わ 502	令和6	10	4	可搬ポンプ用 小型特殊自動車J70
機能別分団 (ドローン隊)	JU324A83AD00	令和6	10	28	捜索用ドローン Matrice30T
	滋賀 880 あ 2354	令和4	11	29	スズキ3BD-DA16T

VI 公共施設等の現状

1 公園・緑地

区分	公園・緑地名	所在地	面積ha	計画・開設	概要
運動	近江八幡市立運動公園	津田町18	13.10	開設	野球場・多目的広場・体育館・テニスコート
運動	健康ふれあい公園	竹町1178	4.24	開設	プール棟・屋根付き多目的広場・クラブハウス・児童遊戯場・サッカー場・グラウンド・ゴルフ場
地区	八幡公園	宮内町68-2	4.76	開設	遊具・修景施設・広場
近隣	篠原公園	古川町1180	1.00	開設	広場・遊具
街区	駅前第1児童公園	鷹飼町544	0.36	開設	広場・遊具
街区	駅前第2児童公園	出町307	0.12	開設	広場・遊具
街区	駅前第3児童公園	鷹飼町1540	0.11	開設	広場
街区	八幡児童公園	博労町元5	0.25	開設	広場・遊具
街区	中央第1児童公園	出町412	0.15	開設	広場・遊具
街区	中央第2児童公園	桜宮町217	0.15	開設	広場・遊具
街区	中央第3児童公園	中村町11	0.37	開設	広場・遊具
街区	中村児童公園	中村町42	0.90	開設	広場・遊具
街区	江頭公園	江頭町795	0.30	開設	広場・遊具
街区	為心町公園	為心町中22	0.20	開設	広場・遊具
街区	末広公園	末広町345	0.49	開設	広場・遊具
街区	出町公園	出町668	0.45	開設	広場・遊具
街区	蟻尾街区公園	鷹飼町1631	0.07	開設	広場・遊具
街区	駅南第1児童公園	鷹飼町北3丁目9番	0.57	開設	広場
街区	駅南第2児童公園	鷹飼町北4丁目13番1	0.26	開設	広場・遊具
街区	駅南第3児童公園	鷹飼町東1丁目2番2	0.73	開設	広場・遊具
街区	駅南第4児童公園	鷹飼町東2丁目15番4	0.11	開設	広場
街区	駅南第5児童公園	西本郷町東1番19	0.29	開設	広場・遊具
街区	上田町第1公園	上田町2275 他	0.39	開設	広場
街区	西宿町公園	西宿町120 他	0.69	開設	広場
総合	安土文芸の郷公園	安土町桑実寺777	6.30	開設	体育館・音楽ホール・信長の館・グラウンド・テニスコート・レストラン・多世代交流館・練習場
緑地	日野川緑地	日野川	155.70	計画	都市緑地
緑地	八幡川緑地	八幡川	1.10	開設	都市緑地
緑地	湖岸緑地	湖周道路沿	8.70	開設	都市緑地
緑地	湖畔緑地	湖周道路沿	23.50	計画	都市緑地
緑地	国民休暇村	沖島町	13.20	開設	都市緑地

2 上水道等の整備状況

給水人口(人)	81,539
給水世帯(世帯)	36,070
普及率(%)	99.75
1日最大配水量(m ³)	27,432
1日平均配水量(m ³)	25,588
1日/人 平均給水量(ℓ)	286
配水管総延長(m)	563,623

令和6年度末の市の資料による

3 下水道の整備状況

事業計画面積 (ha)	整備率 (%)	管渠延長 (km)	処理区域内人口 (人)	普及率 (%)	水洗化率 (%)
1,778.4	89.5	373.80	69,281	84.8	90.9

※整備済面積 1591.03ha

令和6年度末の市の資料による

4 し尿処理施設

施設の名称	所在地	処理能力(kℓ/日)
第1クリーンセンター	津田町18-3	100

5 ごみ処理・粗大ごみ・不燃物処理施設及び最終処分場

施設の名称	所在地	電話番号	施設区分	処理能力	処理方式
近江八幡市環境 エネルギーセンター (H28.8.1共用開始)	竹町1143	38-8110	ごみ焼却施設	76t/日(焼却)	全連続燃焼式ストーク方式
			リサイクル施設	16.35t/日	破砕機：高速回転衝撃式 選別機：磁選機+風力選別機+アルミ選別機 手選別等
近江八幡市一般廃棄物最終処分場 (H11.4.1共用開始)	水茎町614	33-8017	埋立処分施設	全容量 157,514m ³	管理型処分場 サンドイッチ方式

6 火葬場

名称	近江八幡市立さざなみ浄苑
所在地	近江八幡市船木町37番地
延床面積	火葬棟 1,624.00 m ² , 待合棟 689.69 m ² , その他 66.29 m ²
建物構造	火葬棟 (鉄筋コンクリート造2階建て) 待合棟 (鉄筋コンクリート造平屋建て+木造平屋建て)

7 主要医療施設

令和7年10月31日時点

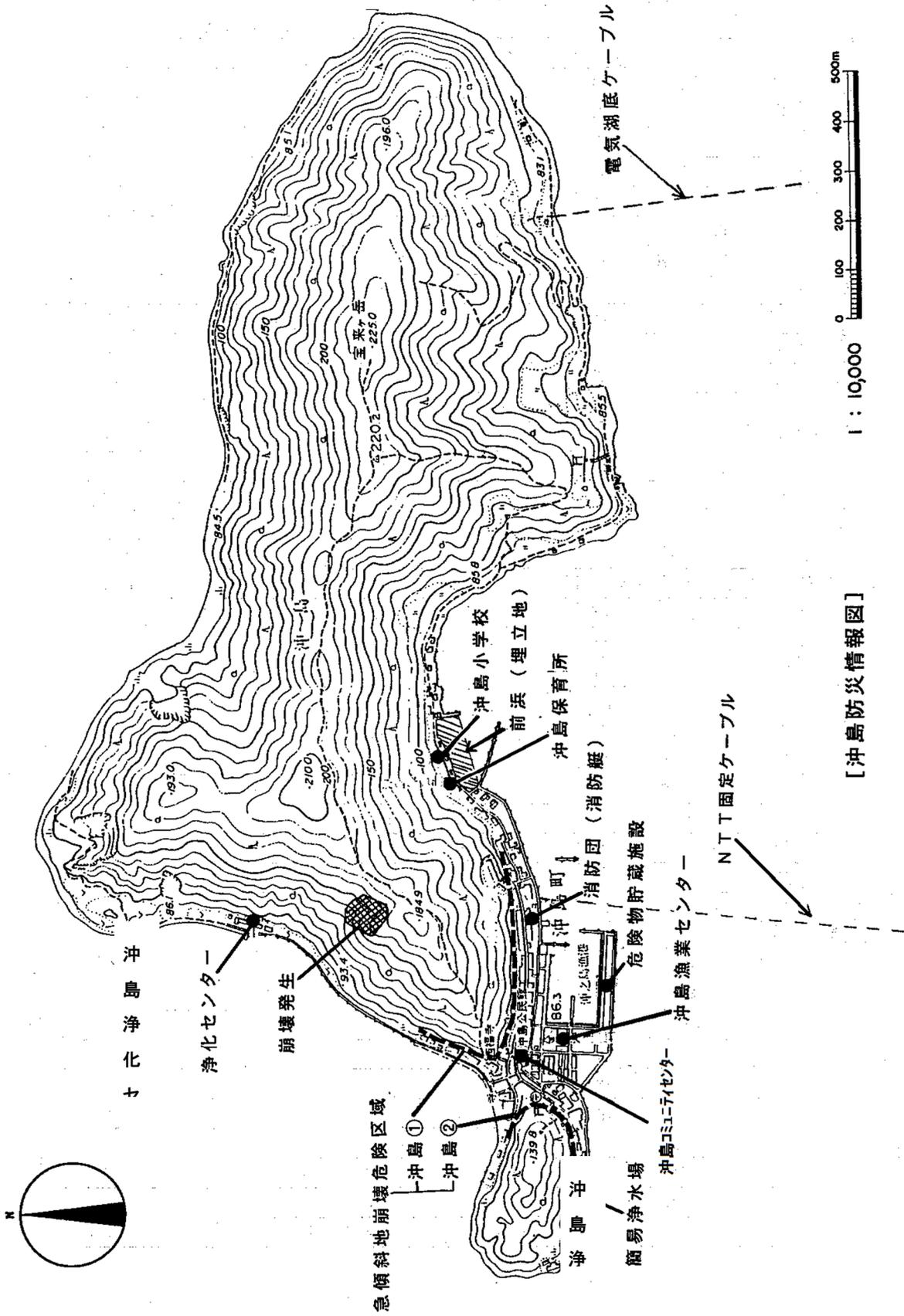
No	医療機関名	所在地	電話
1	近江八幡市立総合医療センター	土田町1379	33-3151
2	ヴォーリス記念病院	円山町927-1	32-5211
3	滋賀八幡病院	鷹飼町744	33-7101
4	赤松在宅診療クリニック	鷹飼町547-2	31-1155
5	石塚医院	宮内町188-6	31-3618
6	イチロー内科クリニック	鷹飼町南3-1-16	37-8500
7	伊良子医院	十王町123	36-8012
8	うえだウィメンズクリニック	堀上町193-1	32-3517
9	淡海せぼねクリニック	出町233-2	29-3339
10	おうみりウマチ膠原病・内科クリニック	中村町20-25	31-1888
11	太田産婦人科医院	鷹飼町南3-3-5	38-0341
12	おかもと眼科	音羽町24	31-2525
13	おさだファミリークリニック	長田町1268-1	36-8880
14	川端医院	西本郷町東6-7	38-0153
15	きしだ皮ふ科クリニック	加茂町3660-1	31-0220
16	こだま耳鼻咽喉科医院	鷹飼町1529-1	33-8777
17	小西医院	鷹飼町1513	33-3322
18	しげもり内科・消化器内科クリニック	日吉野町675	33-1203
19	柴田医院	鷹飼町北1-8-6	31-3637
20	白鳥内科	鷹飼町450-5	43-1178
21	杉原医院	安土町東老蘇1170-3	43-1786
22	関川医院	鷹飼町南3-1-14	37-6191
23	竹園医院	安土町常楽寺590	46-2450
24	たに整形外科	中村町654	33-1610
25	田原整形外科	白鳥町48-2	33-1780
26	ちとせ長命診療所	長命寺町37-1	31-0107
27	といやまクリニック	東町187-3	29-3760
28	ともこどもクリニック	鷹飼町450-6	33-5565
29	中村医院	池田本町927-4	33-8480
30	西川小児科医院	出町309	33-7601
31	にしはら耳鼻咽喉科	鷹飼町南3-5-8	37-8714
32	はしぐち整形外科クリニック	多賀町460	31-1184
33	ファストメンタルクリニック 八幡駅前院	鷹飼町1485-8-102	32-7211
34	東近江しのはら駅前クリニック	安養寺町871-1	36-2847
35	広田整形外科	安土町下豊浦5247	46-2162
36	堀江医院	加茂町3660-5	34-8131

37	ほりお眼科	鷹飼町南3-2-4	37-5757
38	まつおファミリークリニック	鷹飼町1485-6	32-3255
39	まつざわクリニック	土田町268-3	32-4508
40	まつだクリニック	桜宮町211-3	33-2703
41	水原医院	安土町小中218	46-6611
42	村上眼科	桜宮町299-3	36-7585
43	宮腰内科医院	白鳥町26-1	32-0028
44	宮下医院	西本郷町81-1	37-5114
45	むらかみ耳鼻咽喉科クリニック	中小森町339-1	31-1187
46	山本医院	新町3-6	32-3311
47	よしずみ内科クリニック	中小森町129-1	31-0777
48	よりずみ医院	古川町1192-77	33-7533
49	若林クリニック	西末町18-1	31-3601
50	耳鼻咽喉科坂口クリニック	白鳥町48-7	36-3341
51	ますだホームクリニック	出町802-1	43-1639

8 国、県、市指定等文化財

令和7年10月1日時点

種 別	国	県	市	計	
有形文化財	建造物	15	13	14	42
	絵画	8	2	16	26
	彫刻	40	4	42	86
	工芸品	5	2	9	16
	書跡	3	4	7	14
	考古資料			2	2
	歴史資料		1	1	2
	計	71	27	91	189
登録有形文化財	建造物	49			49
	絵画				
	彫刻				
	工芸品				
	書跡				
	考古資料				
	歴史資料				
	計	40			40
重要美術品	1			1	
無形文化財				0	
民俗文化財	有形			2	2
	無形	指定	1		1
		選択	1	3	
	計	1	4	2	7
登録民俗文化財	有形				0
	無形	指定			0
		選択			
	計				0
記念物	特別史跡	1			1
	史跡	5	1		6
	特別名勝				0
	名勝		3	1	4
	特別天然記念物				0
	天然記念物			1	1
	計	6	4	2	12
伝統的建造物群	1			1	
文化的景観	1			1	
選定保存技術				0	
合計	121	35	95	251	



VII 水防・危険箇所等

1 市内一級河川

河川名	河川延長（市外を含む）(m)
日野川	46,710
八幡川	4,750
長命寺川	3,320
白鳥川	13,460
蛇砂川	21,440
藤間川	6,670
黒橋川	4,950
大惣川	6,670
三明川	7,100
平和川	1,000
安土川	2,250
山本川	9,717
江岸川	3,530
三明川放水路	610
御沢川	1,470
二重川	2,600
西の湖	14,000

(滋賀県 河川・港湾調書)

2 重要水防区域

河川名	要水防区域		重要水防区域		特に重要な水防区域		左の理由	防御すべき施設	対策水防工法
	区域	延長	区域	延長	区域	延長			
日野川	近江八幡市全域 左岸 4,600m 右岸 17,500m	m 22,100	同 左	m 22,100	雪野山大橋(竜王町境)～小田町地先右岸 善光寺川合流点(竜王町境)～古川橋左岸	m 12,600 2,300 計 14,900	護岸老朽 漏水 水衝部	人家 3,650戸 田 3,953ha 鉄道 2,000m	土のう羽口工
蛇砂川	末広町～県道大津能登川長浜線 両岸 4,300m 東近江市境界～安土町内野 右岸 1,000m	8,600 1,000 計 9,600m	同左 両岸 2,300m 右岸 1,000m	4,600 1,000 計 5,600m	末広町～西生来町 両岸 400m 東近江市境界～安土町内野 右岸 300m	800 300 計 1,100m	河積狭小 護岸老朽 蛇行	人家 560戸 田 300ha 鉄道 1,500 m 道路 5,000m	積土のう工
白鳥川	馬淵町(国道8号)～河口 両岸 6,300m	m 12,600					河積狭小		
三明川	鷹飼町～鷹飼町 両岸 600m 千僧供町～上田町 両岸 400m	1,200 800 計 2,000	同 左	600 400 計 1,000					
西の湖	安土川流入口付近～西の湖北端(西の湖岸)	2,300	同 左	2,300	同左	2,300	護岸老朽 琵琶湖水位の影響による	人家 150戸 田 260ha 道路 13,000m 堤防 300m	積上俵工
安土川	県道大津能登川長浜線より百々小橋まで 左岸350m	350							

(令和7年度近江八幡市水防・土砂災害対応計画書)

3 水こう門・せき堤

種別	名称	位置	管理者	操作担当者	操作基準
樋門	大惣川の樋	竹町	同左自治会	自治会長	洪水時全開
〃	石亀古樋 (石亀フラップゲート)	安養寺	近江八幡市	近江八幡市長	洪水時全閉
〃	新堂の樋	小田町	同左自治会	自治会長	洪水時全閉
〃	たぬじ樋	安養寺町	同左自治会	自治会長	洪水時全閉
〃	石亀新樋 (石亀樋・中樋)	〃	近江八幡市	近江八幡市長	洪水時全閉
〃	新巻の樋	新巻町	同左自治会	自治会長	洪水時全閉
せき堤	藤間川	東横関町	同左水利組合	水利組合長	
〃	〃	若宮町	〃	〃	
〃	三明川	鷹飼町	〃	〃	
〃	〃	桜宮町	〃	〃	
〃	都市下水路	中村町	〃	〃	
樋門	渡合樋門	北津田町	近江八幡市	近江八幡市長	洪水時全開
切り通し	池田本町住吉 切り通し	池田本町 住吉	同左自治会	自治会長	洪水時せき板設置
樋門	佐波江第1樋門	佐波江町	水資源機構	水資源機構湖南管理所長	施設管理規程による
樋門	佐波江第2樋門	〃	〃	〃	〃
樋管	佐波江樋管	〃	〃	〃	〃
樋門	魩場樋門	南津田町	〃	〃	〃
排水機場	魩場排水機場	南津田町	〃	〃	〃
水門	八幡川水門	南津田町	〃	〃	〃
〃	八幡堀水門	北之庄町	〃	〃	〃
樋門	津田樋門	南津田町	〃	〃	〃
〃	白王第1樋門	白王町	〃	水資源機構湖北管理所長	〃
〃	白王第2樋門	〃	〃	〃	〃
樋管	白王樋管	〃	〃	〃	〃
〃	新畑第1樋管	佐波江町	〃	水資源機構湖南管理所長	〃
〃	新畑第2樋管	野村町	〃	〃	〃
水門	今堀水門	〃	〃	〃	〃
樋門	水荃樋門	牧町	〃	〃	〃
〃	野田樋門	〃	〃	〃	〃
水門	大惣川水門	〃	〃	〃	〃
樋門	北沢沼樋門	〃	〃	〃	〃
樋門	常楽寺盆川樋門	安土町常楽寺	近江八幡市	近江八幡市長	洪水時全開
井堰	山本川1号井堰	安土町慈恩寺	〃	〃	洪水時転倒
井堰	山本川2号井堰	安土町中屋	〃	〃	洪水時転倒
天水堰	石寺天水堰	安土町石寺	石寺	自治会長	洪水時全開
取水口	栢尾溜池取水口	〃	〃	〃	
堰	出釜堰	〃	〃	〃	洪水時全開
樋門	安土川樋門	安土町下豊浦	城南土地改良区	理事長	

種 別	名 称	位 置	管理者	操作担当者	操作基準
排水機場	水荃干拓排水機場	牧 町	水荃干拓土地改良区	理 事 長	管理規程による
除塵機	水荃干拓除塵機	〃	〃	〃	
排水路	大幹線排水路他	牧 町 他	〃	〃	
承水溝	東部承水溝他	〃	〃	〃	
堰 堤	東部承水溝堤他	〃	〃	〃	
樋 門	湖 岸 樋 門 他	〃	〃	〃	
排水機場	北津田排水機場	津 田 町	津田内湖土地改良区	理 事 長	管理規程による
除塵機	津田内湖除塵機	〃	〃	〃	
排水路	幹線排水路他	〃	〃	〃	
承水溝	北津田承水溝他	〃	〃	〃	
堰 堤	北津田承水溝堤他	〃	〃	〃	
排水機場	新田排水機場	東近江市大中町	大中の湖土地改良区	理 事 長	管理規程による
除塵機	大中の湖除塵機	〃	〃	〃	
排水路	大幹線排水路他	安土町大中他	〃	〃	
承水溝	大中西部用水路他	大 中 町 他	〃	〃	
堰 堤	南部堤防他	安土町大中他	〃	〃	
樋 門	西部用水取入樋門他	大 中 町 他	〃	〃	
排水機場	小中干拓排水機場	安土町下豊浦	小中之湖土地改良区	理 事 長	管理規程による
除塵機	小中之湖除塵機	〃	〃	〃	
排水路	幹線排水路他	安土町下豊浦他	〃	〃	
承水溝	承 水 溝	〃	〃	〃	
堰 堤	西 の 湖 堤 防	安土町下豊浦	〃	〃	
樋 門	弁天取水樋門他	安土町下豊浦他	〃	〃	

(令和7年度近江八幡市水防・土砂災害対応計画書)

4 市内道路アンダーパスおよび地下道

名称	路線名称	場 所	道路形態	冠水時対応	管理者
日吉野町 JR アンダーパス	市道白鳥日吉野線	日吉野町地先	車道	通行止め	近江八幡市
金田跨道	市道西本郷音羽線	鷹飼町地先	歩車道	〃	〃
鷹飼地下道	市道鷹飼西本郷線	鷹飼町地先	歩道	〃	〃
友定町国道 8 号線 アンダーパス	市道友定8号線	友定町地先	〃	〃	〃
安土駅地下道	市道停車場地下道線	安土町上豊浦地先	〃	〃	〃
安土町 JR アンダーパス	市道地下道北線 市道地下道南線	安土町上豊浦地先	〃	〃	〃
安土町東老蘇国道 8 号線アンダーパス	市道国道下線	安土町東老蘇地先	〃	〃	〃
安土町下豊浦 JR アンダーパス	市道江藤 薬師線	安土町下豊浦地先	車道	〃	〃
下ノ水所 JR アンダーパス	里道	安養寺町地先	〃	〃	〃
池田本町住吉 JR アンダーパス	市道住吉 桐原橋線	池田本町住吉地先	〃	〃	〃
竹町新幹線 アンダーパス	市道池田本町竹町線	竹町地先	〃	〃	〃
JR 大森アンダー	県道大房東横関線	大森町地先	歩車道	〃	滋賀県
JR 安土アンダー	県道安土西生来線	安土町上豊浦地先	歩道	〃	〃
西生来町新幹線 アンダーパス	河川用通路	西生来町地先	車道	〃	〃
安土町香庄 JR アンダーパス	河川用通路	安土町香庄地先	〃	〃	〃

・アンダーパス

アンダーパスとは、交差する鉄道や道路などの下を通過するため、周辺より低くなっている道路及び地下道。ゲリラ豪雨など大量の雨により冠水する危険性がある。

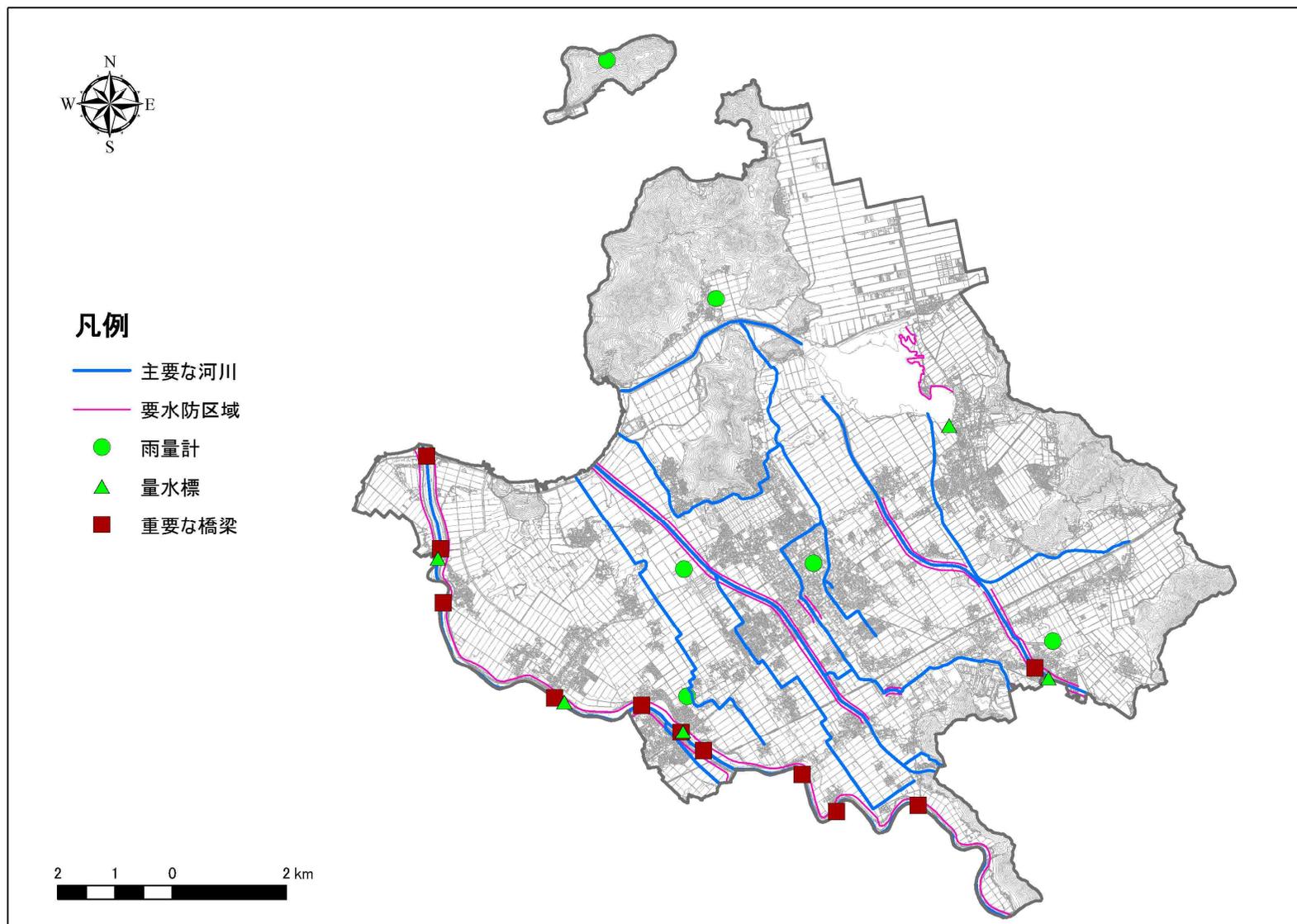
(令和 7 年度近江八幡市水防・土砂災害対応計画書)

5 市内道路冠水箇所

路線名称	場 所	道路形態	冠水時対応
市道区整西 19 条線	中村町地先	車道	通行止め
市道区整東5号線	出町地先	〃	〃
市道区整西 1 号線 市道区整西 3 条線	鷹飼町地先	〃	〃
市道西宿長福寺線	長光寺町地先	〃	〃
市道西宿長福寺線 市道長福寺長光寺線	長光寺町地先	〃	〃
市道長福寺長光寺線	長福寺町地先	〃	〃

(令和 7 年度近江八幡市水防・土砂災害対応計画書)

6 河川現況及び水防区域図



7 土砂災害警戒区域（急傾斜地崩壊）※

箇所名	斜面区分	位置	地形 (傾斜度)	地形 (延長)(m)	地形 (高さ)(m)
新巻①	自然斜面	新巻町	30	320	8
新巻②	自然斜面	新巻町梅木	30	270	8
浄土寺	自然斜面	浄土寺町	30	440	50
倉橋部①	自然斜面	倉橋部町岩谷	40	395	18
倉橋部②	自然斜面	倉橋部町黒竹山	38	188	19
舟木	自然斜面	船木町	30	450	40
宮内	自然斜面	宮内町	30	130	30
北之庄①	自然斜面	北之庄町	40	430	130
北之庄②	自然斜面	北之庄町	35	500	80
円山①	自然斜面	円山町	40	850	80
白王	自然斜面	白王町	35	450	30
王浜	自然斜面	白王町王浜	30	170	15
長命寺①	自然斜面	長命寺町	35	210	40
長命寺②	自然斜面	長命寺町	30	163	25
北津田	自然斜面	北津田町	40	350	8
島②	自然斜面	島町	30	195	40
沖島①	自然斜面	沖島町	40	900	70
沖島②	自然斜面	沖島町	40	400	30
沖島③	自然斜面	沖島町	30	180	200
馬淵	自然斜面	馬淵町岩倉	31	187	47
小舟木	自然斜面	小舟木町	35	160	10
中之庄	自然斜面	中之庄町	34	115	30
北津田①	自然斜面	北津田町	32	47	42
円山④	人工斜面	円山町	75	60	8
島③	自然斜面	島町	31	32	56
長命寺⑦	人工斜面	長命寺町	45	43	17
円山②	自然斜面	円山町	35	300	50
長命寺⑧	人工斜面	長命寺町	60	50	5
長命寺③	自然斜面	長命寺町	31	68	10
長光寺④	人工斜面	長光寺町	45	107	30
長命寺④	自然斜面	長命寺町	34	85	25
長光寺⑤	人工斜面	長光寺町	51	100	13
長命寺⑤	自然斜面	長命寺町	32	58	24
長光寺⑥	人工斜面	長光寺町	35	180	12
長命寺⑥	自然斜面	長命寺町	33	103	40
長光寺⑦	人工斜面	長光寺町	45	100	20
円山③	自然斜面	円山町	40	80	50
長光寺⑧	人工斜面	長光寺町	35	130	12
牧①	自然斜面	牧町	45	43	20
南津田	自然斜面	南津田町	37	395	60
宮内②	自然斜面	宮内町	35	430	60
多賀①	自然斜面	多賀町	40	480	60
多賀②	自然斜面	多賀町	30	30	40
舟木①	自然斜面	船木町	33	50	10
舟木②	自然斜面	船木町	30	60	40
長光寺①	自然斜面	長光寺町	40	40	10
馬淵②	自然斜面	馬淵町	30	75	80
長光寺②	自然斜面	長光寺町	35	160	80
長光寺③	自然斜面	長光寺町	40	400	40
倉橋部③	自然斜面	倉橋部町	33	130	35
舟木③	自然斜面	船木町	35	400	50

箇所名	斜面区分	位置	地形 (傾斜度)	地形 (延長) (m)	地形 (高さ) (m)
上出	自然斜面	上出	31	162	68
石寺③	自然斜面	石寺	30	190	27
上出①	人工斜面	上出	40	120	53
小中	人工斜面	小中	54	60	46
上出②	人工斜面	上出	30	45	68
下豊浦①	自然斜面	下豊浦	30	482	54
下豊浦②	自然斜面	下豊浦	37	147	60
下豊浦③	自然斜面	下豊浦	36	30	18
桑実寺①	自然斜面	桑実寺	31	75	58
石寺⑥	自然斜面	石寺	40	100	17
中屋①	自然斜面	中屋	31	30	9
中屋②	自然斜面	中屋	34	37	19

※「急傾斜地崩壊危険箇所」の名称を独自に読替え

8 土砂災害警戒区域（土石流溪流）※

土石流 危険溪流 番号	水系名	河川名	溪流名	所在地	溪流面積 (km ²)	砂防指定地 の有無
1204001	淀川	琵琶湖	沖島中谷	沖島町	0.02	
1204002	〃	〃	沖島東谷	沖島町	0.03	
1204003	〃	〃	長命寺川支流	長命寺町	0.28	
1204004	〃	〃	〃	沖島町	0.20	
1204005	〃	〃	〃	沖島町	0.16	
1204006	〃	長命寺川	〃	長命寺町	0.05	
1204007	〃	〃	〃	中之庄町	0.13	
1204008	〃	〃	〃	北津田町	0.19	
1204009	〃	〃	〃	北津田町	0.03	
1204010	〃	〃	〃	島町	0.35	
1204011	〃	〃	奥島谷	島町	0.70	
1204012	〃	〃	長命寺川支流	島町	0.22	
1204013	〃	西部承水溝	西部承水溝支流	白王町	0.04	
1204014	〃	八幡堀	〃	大中町	0.28	
1204015	〃	〃	安楽寺谷	宮内町	0.05	有
1204016	〃	〃	宮内谷	宮内町	0.01	
1204017	〃	八幡川	安楽寺谷	船木町	0.04	
1204018	〃	八幡堀川	船木谷	船木町	0.02	
1204019	〃	〃	安楽寺谷	船木町	0.07	
1204020	〃	〃	南沖田南谷	南津田町	0.03	
1204021	〃	〃	南沖田北谷	南津田町	0.10	
1204022	〃	〃	多賀谷	多賀町、北之庄町	0.06	
1204023	〃	〃	北之庄谷	多賀町、北之庄町	0.05	
1204024	〃	〃	北之庄南谷	北之庄町	0.02	
1204025	〃	黒橋川	北之庄中谷	北之庄町	0.04	
1204026	〃	〃	北之庄北谷	北之庄町	0.02	
1204027	〃	〃	西之湖支流	北之庄町	0.06	
1204028	〃	承水溝	牧南谷	牧町	0.04	
1204029	〃	白鳥川	長光寺谷	長光寺町	0.06	
1204030	〃	〃	〃	長光寺町	0.06	
1204031	〃	〃	三明川支流	長福寺町	0.06	
1204032	〃	〃	日野川支流	倉橋部町	0.02	
1204033	〃	〃	新巻谷	新巻町	0.08	
2204001	〃	琵琶湖	沖島西谷	沖島町	0.01	
2204002	〃	長命寺川	長命寺谷	長命寺町	0.08	
2204003	〃	〃	中之庄谷	中之庄町	0.10	
2204004	〃	八幡堀	白王谷	白王町	0.08	
2204005	〃	琵琶湖	牧北谷	牧町	0.03	
2204006	〃	八幡堀川	南沖田谷	南津田町	0.06	
2204007	〃	黒橋川	田山谷	田山町	0.10	
2204008	〃	白鳥川	新巻谷	新巻町	0.07	

土石流 危険溪流 番号	水系名	河川名	溪流名	所在地	溪流面積 (km ²)	砂防指定地 の有無
1381001	〃	安十川	下豊浦谷	下豊浦	0.01	
1381002	〃	安十川	豊浦谷	下豊浦	0.01	
1381003	〃	室川	匠谷	下豊浦	0.01	
1381004	〃	安十川	大岩川	桑実寺	0.24	
1381005	〃	山本川	上出谷	上出	0.01	
1381006	〃	山本川	上出本谷	上出	0.02	
1381007	〃	山本川	山本川支流	上出	0.06	
1381008	〃	山本川	蛇流谷	石寺	0.05	
1381009	〃	山本川	女郎ヶ谷	石寺	0.06	
1381010	〃	山本川	本谷	石寺	0.21	
1381011	〃	山本川	お茶子谷	石寺	0.19	
1381012	〃	山本川	下豊浦谷	石寺	0.14	
1381013	〃	山本川	源三谷	石寺	0.18	

※「土石流危険溪流」の名称を独自に読替え

9 山地災害危険地区

【山腹崩壊危険地区（県調査）】

地区名	所在地	保全対象
草山	近江八幡市北之庄町草山	人 家25戸 公共施設 道路
北ノ庄	近江八幡市北之庄町北之庄	人 家30戸 道路
山前	近江八幡市円山町山前	人 家80戸 公共施設
川東	近江八幡市白王町川東	人 家16戸
安の上	近江八幡市白王町安の上	人 家46戸 公共施設
西山田	近江八幡市島町西山田	人 家20戸
西	近江八幡市北津田町西	人 家70戸
奥場	近江八幡市中之庄町奥場	人 家20戸
中之庄	近江八幡市中之庄町奥場	人 家20戸
長命寺②	近江八幡市長命寺町稻子場	人 家45戸 公共施設 道路
頭山	近江八幡市沖島町頭山	人 家30戸 公共施設
焼山	近江八幡市沖島町焼山	公共施設
キタシロ	近江八幡市牧町	公共施設 道路
舟木	近江八幡市船木町	公共施設
日杉山	近江八幡市船木町日杉	人 家52戸
真念寺	近江八幡市南津田町山越	人 家40戸 公共施設
東山	近江八幡市馬淵町東山	人 家20戸 公共施設 道路
岩谷	近江八幡市倉橋部町岩谷、栗の木山	人 家25戸 公共施設 道路
西の鼻	近江八幡市浄土寺町西の鼻	人 家23戸 公共施設
天神社	近江八幡市浄土寺町天神社	公共施設 道路
不断香	近江八幡市浄土寺町不断香	道路
泥原	近江八幡市新巻町泥原	人 家30戸 公共施設
日牟	近江八幡市宮内町日牟	人 家120戸 公共施設 道路
島	近江八幡市北津田町東	人 家 7戸 道路
円山町(渡り合)	近江八幡市円山町	人 家 2戸 道路
奥島	近江八幡市島町ヒガシヤマタ	人 家 6戸
龍石	近江八幡市安土町上出龍石	人 家20戸 道路
鳥打③	近江八幡市安土町中屋	人 家 4戸 公共施設 道路
中屋	近江八幡市安土町中屋	公共施設
鳥打②	近江八幡市安土町上豊浦鳥打	公共施設 道路
岩神②	近江八幡市安土町下豊浦岩神	人 家24戸 公共施設
織山①	近江八幡市安土町桑実寺織山	人 家50戸 公共施設 道路
織山②	近江八幡市安土町石寺織山	人 家 5戸
小円	近江八幡市安土町石寺小円	人 家28戸 道路
栢尾	近江八幡市安土町石寺栢尾	人 家14戸
竜石山	近江八幡市安土町上出	人 家 2戸 公共施設 道路

地区名	所在地	保全対象
會勝寺	近江八幡市安土町下豊浦安土山	人 家 2 5 戸 道路
北之庄②	近江八幡市北之庄町	人 家 2 0 0 戸
北舟木	近江八幡市舟木町	人 家 1 2 0 戸 道路
南津田	近江八幡市南津田町	人 家 2 0 戸
沖島①	近江八幡市沖島町	
沖島②	近江八幡市沖島町	人 家 2 3 戸
沖島③	近江八幡市沖島町	人 家 1 8 戸
白王①	近江八幡市白王町	人 家 5 5 戸
白王②	近江八幡市白王町	人 家 4 3 戸
白王③	近江八幡市白王町	人 家 3 戸
白王④	近江八幡市白王町	人 家 3 戸
島②	近江八幡市島町	人 家 1 6 戸
中之庄②	近江八幡市中之庄町	人 家 2 2 戸
牧①	近江八幡市牧町	人 家 1 0 戸
牧②	近江八幡市牧町	人 家 1 0 戸
舟木②	近江八幡市舟木町	人 家 6 0 戸
長光寺	近江八幡市長光寺町	人 家 1 5 戸
長福寺	近江八幡市長福寺町	人 家 2 2 戸
織山③	近江八幡市安土町桑実寺織山	公共施設
栢尾②	近江八幡市安土町石寺栢尾	人 家 7 戸 道路
内野	近江八幡市安土町内野	公共施設

(滋賀県 山地災害危険地区調査データ)

【山腹崩壊危険地区 (国調査)】

地区名	所在地	保全対象
白王⑤	近江八幡市奥島山	道路
白王⑥	近江八幡市白王町伊崎	人 家 1 0 戸 公共施設 道路

(滋賀森林管理署 山地災害危険地区調査データ)

【崩壊土砂流出危険地区 (県調査)】

地区名	所在地	保全対象
白王	近江八幡市白王町	人 家 3 戸
織山	近江八幡市安土町桑実寺	人 家 8 0 戸
猪谷	近江八幡市安土町東老蘇	道路
永尾	近江八幡市安土町東老蘇	道路
織山①	近江八幡市安土町石寺	人 家 1 7 戸
織山②	近江八幡市安土町石寺	人 家 2 5 戸 道路
織山③	近江八幡市安土町石寺	人 家 2 3 戸

地区名	所在地	保全対象
大中①	近江八幡市白王町	人 家 5 6 戸
大中②	近江八幡市白王町	公共施設
島①	近江八幡市島町	人 家 2 4 戸
島②	近江八幡市島町	人 家 3 0 戸
北津田	近江八幡市北津田町	人 家 1 0 戸
中之庄①	近江八幡市中庄町	人 家 2 3 戸
中之庄②	近江八幡市中庄町	人 家 3 6 戸
石寺①	近江八幡市安土町石寺	人 家 3 戸
石寺②	近江八幡市安土町石寺	人 家 1 0 戸

(滋賀県 山地災害危険地区調査データ)

【崩壊土砂危険地区 (国調査)】

地区名	所在地	保全対象
奥島山①	近江八幡市奥島奥島山	人 家 1 0 戸 公共施設 道路
奥島山②	近江八幡市奥島山	人 家 1 0 戸 道路

(滋賀森林管理署 山地災害危険地区調査データ)

10 土砂災害警戒区域

(1) 土石流

番号	所在地	区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	県告示第号	指定年月日	県告示第号
1	北津田町・中之庄町	長命寺川支流	1204008	平成 19 年 3 月 30 日	県告示第 203 号	-	-
2	北津田町	長命寺川支流	1204009	平成 19 年 3 月 30 日	県告示第 203 号	-	-
3	新巻町	新巻谷	1204033	平成 19 年 3 月 30 日	県告示第 203 号	平成 19 年 3 月 30 日	県告示第 209 号
4	新巻町	新巻谷<2>	1204035	平成 19 年 3 月 30 日	県告示第 203 号	平成 19 年 3 月 30 日	県告示第 209 号
5	新巻町	新巻谷<3>	2204008	平成 19 年 3 月 30 日	県告示第 203 号	平成 19 年 3 月 30 日	県告示第 209 号
6	沖島町	沖島中谷	1204001	平成 19 年 4 月 18 日	県告示第 279 号	-	-
7	沖島町	沖島東谷	1204002	平成 19 年 4 月 18 日	県告示第 279 号	-	-
8	沖島町	琵琶湖支流	1204004	平成 19 年 4 月 18 日	県告示第 279 号	平成 19 年 4 月 18 日	県告示第 281 号
9	沖島町	琵琶湖支流	1204005	平成 19 年 4 月 18 日	県告示第 279 号	平成 19 年 4 月 18 日	県告示第 281 号
10	沖島町	沖島西谷	2204001	平成 19 年 4 月 18 日	県告示第 279 号	平成 19 年 4 月 18 日	県告示第 281 号
11	沖島町	小豆ヶ浜谷	2204009	平成 19 年 4 月 18 日	県告示第 279 号	-	-
12	島町・北津田町	長命寺川支流	1204010	平成 20 年 1 月 30 日	県告示第 31 号	平成 20 年 1 月 30 日	県告示第 33 号
13	島町	奥島谷	1204011	平成 20 年 1 月 30 日	県告示第 31 号	平成 20 年 1 月 30 日	県告示第 33 号
14	島町	長命寺川支流	1204012	平成 20 年 1 月 30 日	県告示第 31 号	平成 20 年 1 月 30 日	県告示第 33 号
15	中之庄町	長命寺川支流	1204007	平成 21 年 2 月 27 日	県告示第 105 号	平成 21 年 2 月 27 日	県告示第 109 号
16	中之庄町	長命寺川支流	1204034	平成 21 年 2 月 27 日	県告示第 105 号	平成 21 年 2 月 27 日	県告示第 109 号
17	中之庄町	中之庄谷	2204003	平成 21 年 2 月 27 日	県告示第 105 号	-	-
18	白王町	西部承水溝支流	1204013	平成 21 年 3 月 16 日	県告示第 171 号	平成 21 年 3 月 16 日	県告示第 176 号
19	白王町	白王谷	2204004	平成 21 年 3 月 16 日	県告示第 171 号	平成 21 年 3 月 16 日	県告示第 176 号
20	宮内町	安楽寺谷	1204015	平成 23 年 3 月 30 日	県告示第 170 号	-	-
21	北之庄町	北之庄北谷	1204026	平成 24 年 3 月 30 日	県告示第 166 号	-	-
22	北之庄町	西之湖支流	1204027	平成 24 年 3 月 30 日	県告示第 166 号	-	-
23	円山町	黒橋川	1204101	令和 2 年 11 月 20 日	県告示第 459 号	令和 2 年 11 月 20 日	県告示第 461 号
1	安土町石寺	本谷	1381010	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 421 号	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 737 号
2	安土町石寺	観音谷	1381012	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 422 号	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 738 号
3	安土町石寺	蛇流谷	1381008	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 429 号	-	-
4	安土町石寺	女郎ヶ谷	1381009	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 430 号	-	-
5	安土町石寺	お茶子谷	1381011	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 431 号	-	-
6	安土町石寺	源三谷	1381013	平成 18 年 3 月 30 日	県告示第 432 号	-	-
7	安土町桑実寺	大岩川	1381004	平成 20 年 3 月 7 日	県告示第 117 号	平成 20 年 3 月 7 日	県告示第 117 号

(2) 急傾斜地

番号	所在地	区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	県告示第号	指定年月日	県告示第号
1	新巻町	新巻<1>	I-4001	平成19年3月30日	県告示第203号	-	-
2	新巻町	新巻<2>	I-4002	平成19年3月30日	県告示第203号	-	-
3	北津田町	北津田	I-4015	平成19年3月30日	県告示第203号	-	-
4	北津田町	北津田<2>	II-4914	平成19年3月30日	県告示第203号	平成19年3月30日	県告示第209号
5	北津田町	北津田<3>	III-4901	平成19年3月30日	県告示第203号	平成19年3月30日	県告示第209号
6	北津田町	北津田<4>	II-4916	平成19年3月30日	県告示第203号	-	-
7	北津田町	北津田<5>	II-4917	平成19年3月30日	県告示第203号	-	-
8	沖島町	沖島<3>	I-4020	平成19年4月18日	県告示第279号	平成19年4月18日	県告示第281号
9	沖島町	沖島<5>	I-4906	平成19年4月18日	県告示第279号	平成19年4月18日	県告示第281号
10	沖島町	沖島<6>	I-4907	平成19年4月18日	県告示第279号	平成19年4月18日	県告示第281号
11	沖島町	沖島<7>	I-4241	令和2年11月20日	県告示第459号	令和2年11月20日	県告示第461号
12	沖島町	沖島<8>	II-4242	令和2年11月20日	県告示第459号	令和2年11月20日	県告示第461号
13	沖島町	沖島<9>	III-4247	令和2年11月20日	県告示第459号	令和2年11月20日	県告示第461号
14	沖島町	沖島<10>	I-4248	令和2年11月20日	県告示第459号	令和2年11月20日	県告示第461号
15	島町	島2	I-4017	平成20年1月30日	県告示第31号	平成31年3月26日	県告示第178号
16	島町	島4	II-4705	平成20年1月30日	県告示第31号	平成20年1月30日	県告示第33号
17	島町	島3	II-4918	平成20年1月30日	県告示第31号	-	-
18	島町	島町<5>	II-4252	令和2年11月20日	県告示第459号	令和2年11月20日	県告示第461号
19	倉橋部町	倉橋部<1>	I-4004	平成21年2月25日	県告示第92号	平成31年3月26日	県告示第178号
20	倉橋部町	倉橋部<2>	I-4005	平成21年2月25日	県告示第92号	平成31年3月26日	県告示第178号
21	倉橋部町	倉橋部<3>	I-4720	平成21年2月25日	県告示第92号	-	-
22	中之庄町	中之庄	I-4024	平成21年2月27日	県告示第105号	平成21年2月27日	県告示第109号
23	中之庄町	中之庄2	II-4701	平成21年2月27日	県告示第105号	-	-
24	中之庄町	中之庄3	II-4706	平成21年2月27日	県告示第105号	平成21年2月27日	県告示第109号
25	中之庄町	中之庄4	II-4928	平成21年2月27日	県告示第105号	平成21年2月27日	県告示第109号
26	円山町	円山<1>	I-4010	平成21年3月13日	県告示第154号	-	-
27	円山町	円山<2>	I-4703	平成21年3月13日	県告示第154号	平成21年3月13日	県告示第159号
28	円山町	円山<3>	I-4708	平成21年3月13日	県告示第154号	平成21年3月13日	県告示第159号
29	円山町	円山<9>	I-4912	平成21年3月13日	県告示第154号	平成21年3月13日	県告示第159号
30	円山町	円山<10>	I-4913	平成21年3月13日	県告示第154号	平成21年3月13日	県告示第159号
31	円山町	円山町<11>	I-4258	令和2年11月20日	県告示第459号	令和2年11月20日	県告示第461号
32	円山町	円山<6>	II-4709	平成21年3月13日	県告示第154号	平成21年3月13日	県告示第159号
33	円山町	円山<7>	II-4710	平成21年3月13日	県告示第154号	平成21年3月13日	県告示第159号
34	白王町	白王	I-4011	平成21年3月16日	県告示第171号	平成21年3月16日	県告示第176号
35	白王町	王浜	I-4012	平成21年3月16日	県告示第171号	-	-

番号	所在地	区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	県告示第号	指定年月日	
36	白王町	白王 2	Ⅱ-4879	平成 21 年 3 月 16 日	県告示第 171 号	平成 21 年 3 月 16 日	県告示第 176 号
37	白王町	白王 3	Ⅱ-4915	平成 21 年 3 月 16 日	県告示第 171 号	平成 21 年 3 月 16 日	県告示第 176 号
38	白王町	白王〈4〉	I-4243	令和 2 年 11 月 20 日	県告示第 459 号	令和 2 年 11 月 20 日	県告示第 461 号
39	白王町	白王〈5〉	I-4245	令和 2 年 11 月 20 日	県告示第 459 号	令和 2 年 11 月 20 日	県告示第 461 号
40	白王町	白王〈7〉	Ⅲ-4254	令和 2 年 11 月 20 日	県告示第 459 号	令和 2 年 11 月 20 日	県告示第 461 号
41	白王町	白王〈8〉	I-4297	令和 2 年 11 月 20 日	県告示第 459 号	—	—
42	馬淵町	馬淵	I-4022	平成 21 年 12 月 25 日	県告示第 660 号	平成 21 年 12 月 25 日	県告示第 663 号
43	馬淵町	馬淵<2>	I-4717	平成 21 年 12 月 25 日	県告示第 660 号	平成 21 年 12 月 25 日	県告示第 663 号
44	馬淵町	馬淵<3>	Ⅱ-4702	平成 21 年 12 月 25 日	県告示第 660 号	平成 21 年 12 月 25 日	県告示第 663 号
45	馬淵町	馬淵<5>	Ⅱ-4846	平成 21 年 12 月 25 日	県告示第 660 号	平成 21 年 12 月 25 日	県告示第 663 号
46	小船木町	小船木	I-4023	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 124 号	平成 22 年 2 月 26 日	県告示第 129 号
47	長命寺町、中之庄町	長命寺<1>	I-4013	平成 22 年 3 月 5 日	県告示第 144 号	平成 22 年 3 月 5 日	県告示第 146 号
48	長命寺町	長命寺<2>	I-4014	平成 22 年 3 月 5 日	県告示第 144 号	—	—
49	長命寺町	長命寺<7>	I-4702	平成 22 年 3 月 5 日	県告示第 144 号	平成 22 年 3 月 5 日	県告示第 146 号
50	長命寺町	長命寺<8>	I-4703	平成 22 年 3 月 5 日	県告示第 144 号	平成 22 年 3 月 5 日	県告示第 146 号
51	長命寺町	長命寺<3>	I-4704	平成 22 年 3 月 5 日	県告示第 144 号	平成 22 年 3 月 5 日	県告示第 146 号
52	長命寺町	長命寺<4>	I-4705	平成 22 年 3 月 5 日	県告示第 144 号	—	—
53	長命寺町	長命寺<5>	I-4706	平成 22 年 3 月 5 日	県告示第 144 号	—	—
54	長命寺町	長命寺<6>	I-4707	平成 22 年 3 月 5 日	県告示第 144 号	—	—
55	長命寺町	長命寺<10>	I-4828	平成 22 年 3 月 5 日	県告示第 144 号	—	—
56	宮内町、船木町	宮内	I-4007	平成 23 年 3 月 30 日	県告示第 170 号	平成 23 年 3 月 30 日	県告示第 174 号
57	宮内町	宮内(2)	I-4711	平成 23 年 3 月 30 日	県告示第 170 号	平成 23 年 3 月 30 日	県告示第 174 号
58	宮内町	宮内〈3〉	I-4263	令和 2 年 11 月 20 日	県告示第 459 号	—	—
59	船木町	船木(1)	I-4714	平成 23 年 3 月 30 日	県告示第 170 号	平成 23 年 3 月 30 日	県告示第 174 号
60	浄土寺町	浄土寺	I-4003	平成 24 年 2 月 8 日	県告示第 52 号	平成 24 年 2 月 8 日	県告示第 57 号
61	多賀町	多賀(1)	I-4712	平成 24 年 3 月 30 日	県告示第 166 号	平成 24 年 3 月 30 日	県告示第 172 号
62	船木町	船木	I-4006	平成 24 年 3 月 30 日	県告示第 166 号	平成 24 年 3 月 30 日	県告示第 172 号
63	北之庄町	北之庄(1)	I-4008	平成 24 年 3 月 30 日	県告示第 166 号	平成 24 年 3 月 30 日	県告示第 172 号
64	北之庄町	北之庄(2)	I-4009	平成 24 年 3 月 30 日	県告示第 166 号	平成 24 年 3 月 30 日	県告示第 172 号
65	長光寺町	長光寺(1)	I-4836	平成 24 年 12 月 7 日	県告示第 569 号	平成 24 年 12 月 7 日	県告示第 570 号
66	長光寺町	長光寺(2)	Ⅲ-4907	平成 24 年 12 月 7 日	県告示第 569 号	平成 24 年 12 月 7 日	県告示第 570 号
67	長光寺町	長光寺(3)	I-4838	平成 24 年 12 月 7 日	県告示第 569 号	平成 24 年 12 月 7 日	県告示第 570 号
68	長光寺町	長光寺(4)	I-4833	平成 24 年 12 月 7 日	県告示第 569 号	平成 24 年 12 月 7 日	県告示第 570 号
69	長光寺町	長光寺(6)	I-4834	平成 24 年 12 月 7 日	県告示第 569 号	平成 24 年 12 月 7 日	県告示第 570 号
70	長光寺町	長光寺(7)	I-4835	平成 24 年 12 月 7 日	県告示第 569 号	平成 24 年 12 月 7 日	県告示第 570 号
71	長光寺町	長光寺〈9〉	I-4272	令和 2 年 11 月 20 日	県告示第 459 号	—	—
72	沖島町	沖島(1)	I-4018	平成 30 年 9 月 21 日	県告示第 379 号	平成 30 年 9 月 21 日	県告示第 383 号

番号	所在地	区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	県告示第号	指定年月日	県告示第号
73	沖島町	沖島(2)	I-4019	平成30年9月21日	県告示第379号	平成30年9月21日	県告示第383号
74	南津田町	南津田	I-4710	平成30年9月21日	県告示第379号	平成30年9月21日	県告示第383号
75	南津田町	南津田(2)	Ⅲ-4260	令和2年11月20日	県告示第459号	令和2年11月20日	県告示第461号
76	南津田町	南津田(3)	Ⅲ-4261	令和2年11月20日	県告示第459号	令和2年11月20日	県告示第461号
77	南津田町	南津田(4)	I-4262	令和2年11月20日	県告示第459号	令和2年11月20日	県告示第461号
78	船木町	船木(3)	I-4721	平成30年9月21日	県告示第379号	平成30年9月21日	県告示第383号
79	牧町	牧(2)	Ⅱ-4712	平成30年9月28日	県告示第410号	平成30年9月28日	県告示第415号
80	牧町	牧(3)	Ⅱ-4713	平成30年9月28日	県告示第410号	平成30年9月28日	県告示第415号
81	牧町	牧町(4)	Ⅲ-4264	令和2年11月20日	県告示第459号	令和2年11月20日	県告示第461号
82	牧町	牧町(5)	I-4265	令和2年11月20日	県告示第459号	令和2年11月20日	県告示第461号
83	長福寺町	長福寺(2)	I-4267	令和2年11月20日	県告示第459号	—	—
84	長福寺町	長福寺(3)	I-4268	令和2年11月20日	県告示第459号	—	—

1	安土町石寺	石寺<3>	I-4031	平成18年3月30日	県告示第443号	平成18年3月30日	県告示第747号
2	安土町石寺	石寺<7>	I-4903	平成18年3月30日	県告示第444号	平成18年3月30日	県告示第748号
3	安土町石寺	清水鼻<1>	I-4093	平成31年3月26日	県告示第161号	平成31年3月26日	県告示第178号
4	安土町中屋	中屋<2>	I-4740	平成20年3月24日	県告示第166号	平成20年3月24日	県告示第175号
5	安土町石寺	石寺<8>	Ⅱ-4929	平成20年3月24日	県告示第166号	平成20年3月24日	県告示第175号
6	安土町桑実寺	桑実寺<1>	I-4737	平成21年2月9日	県告示第63号	平成31年3月26日	県告示第178号
7	安土町桑実寺	桑実寺<2>	I-4916	平成21年2月9日	県告示第63号	平成31年3月26日	県告示第178号
8	安土町宮津、桑実寺	桑実寺<3>	Ⅱ-4722	平成21年3月23日	県告示第213号	平成21年3月23日	県告示第216号
9	安土町桑実寺	桑実寺<4>	Ⅱ-4282	令和2年11月20日	県告示第459号	令和2年11月20日	県告示第461号
10	安土町桑実寺	桑実寺<5>	I-4283	令和2年11月20日	県告示第459号	令和2年11月20日	県告示第461号
11	安土町上出	上出	I-4030	平成22年1月18日	県告示第30号	平成22年1月18日	県告示第34号
12	安土町上出	上出<1>	I-4709	平成22年1月18日	県告示第30号	平成22年1月18日	県告示第34号
13	安土町上出	上出<3>	Ⅱ-4723	平成22年1月18日	県告示第30号	平成22年1月18日	県告示第34号
14	安土町上出	上出<4>	Ⅱ-4868	平成22年1月18日	県告示第30号	平成22年1月18日	県告示第34号
15	安土町上出	上出<5>	I-4286	令和2年11月20日	県告示第459号	令和2年11月20日	県告示第461号
16	安土町下豊浦	下豊浦<5>	I-4722	平成22年3月17日	県告示第175号	平成22年3月17日	県告示第179号
17	安土町下豊浦	下豊浦<1>	I-4734	平成22年3月17日	県告示第175号	平成22年3月17日	県告示第179号
18	安土町下豊浦	下豊浦<2>	I-4735	平成22年3月17日	県告示第175号	平成22年3月17日	県告示第179号
19	安土町下豊浦	下豊浦<3>	I-4736	平成22年3月17日	県告示第175号	平成22年3月17日	県告示第179号
20	安土町下豊浦	下豊浦<6>	I-4827	平成22年3月17日	県告示第175号	平成22年3月17日	県告示第179号
21	安土町下豊浦	下豊浦<7>	I-4281	令和2年11月20日	県告示第459号	令和2年11月20日	県告示第461号
22	安土町小中、上出、中屋	小中	I-4831	平成23年3月25日	県告示第143号	平成23年3月25日	県告示第152号
23	安土町石寺	石寺(6)	I-4738	平成30年9月28日	県告示第410号	平成30年9月28日	県告示第415号

番号	所在地	区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	県告示第号	指定年月日	県告示第号
24	安土町上豊浦	上豊浦<1>	I-4288	令和2年11月20日	県告示第459号	令和2年11月20日	県告示第461号
25	安土町内野	内野<1>	I-4290	令和2年11月20日	県告示第459号	令和2年11月20日	県告示第461号
26	安土町内野	内野<2>	I-4296	令和2年11月20日	県告示第459号	—	—

(3) 土砂災害警戒区域内の災害リスクのある要配慮者利用施設

情報伝達方法：市から施設管理者に電話連絡

番号	施設名	郵便番号	住所	電話番号	想定される土砂災害	
					土石流	急傾斜地の崩壊
1	八王子保育園	523-0806	北之庄町 1096-2	3 2 - 4 6 4 1		○
2	ヴォーリズ記念病院 保育所	523-0806	北之庄町 492	3 6 - 5 4 6 4	○	○
3	ヴォーリズ老健センター	523-0806	北之庄町 492	3 2 - 2 0 0 7	○	○
4	ケアハウス 信愛館	523-0806	北之庄町 492-2	3 2 - 2 2 2 0	○	○
5	デイサービスセンターむべの里	523-0806	北之庄町 1103	3 2 - 7 2 5 4		○
6	ヴォーリズ記念病院	523-0805	円山町 927-1	3 2 - 5 2 1 1		○
7	沖島高齢者ふれあいひろば (デイサービスセンター老喜の里)	523-0801	沖島町 343-3	080-1516-9537		○
8	沖島小学校	523-0801	沖島町 360	3 3 - 9 5 1 5	○	○
9	沖島幼稚園	523-0801	沖島町 360	3 3 - 9 5 1 5	○	○
10	デイサービスセンターあっとほーむ	523-0051	船木町 1192-5	3 1 - 3 1 3 2		○

参考とするウェブサイト

滋賀県防災情報マップ <http://shiga-bousai.jp/dmap/top/index>

このサイトでは、水害・土砂災害リスク、水害リスク、土砂災害リスク等、身の回りにある様々な自然災害のリスクを確認できます。

11 浸水想定区域内の災害リスクのある要配慮者利用施設

※情報伝達方法：市から施設管理者に電話連絡					近江八幡市水害 ハザードマップ	
番号	施設名	郵便番号	住所	電話番号	浸水深 (計画規模)	浸水深 (想定最大規模)
1	医療法人泰山会 グループホーム 近江	523-0026	上畑町 88	38-8380	0.5m～1.0m 未満	0.5m～1.0m 未満
2	グループホーム さんじゅ	523-0027	東川町 520	37-7500	1.0m～2.0m 未満	1.0m～2.0m 未満
3	オアシスグループホーム	523-0022	馬淵町 690	38-0296	浸水無し	0.5m 未満
4	デイケアハウス おかえり	523-0041	中小森町 600	31-3150	浸水無し	0.5m 未満
5	しみんふくし滋賀 グループホーム出町	523-0892	出町 120-1	33-9490	0.5m～1.0m 未満	0.5m～1.0m 未満
6	いっぷく安土庵	523-1311	安土町下豊浦 4111-2	46-7130	0.5m 未満	0.5m～1.0m 未満
7	財団法人青樹会 滋賀八幡病院	523-0891	鷹飼町 744	33-7101	0.5m～1.0m 未満	0.5m～1.0m 未満
8	うえだウィメンズクリニック	523-0031	堀上町 193-1	32-3517	1.0m～2.0m 未満	1.0m～2.0m 未満
9	保育所あいアイランド	523-0898	鷹飼町南 4丁目 1-2	37-5376	0.5m～1.0m 未満	1.0m～2.0m 未満
10	短期入所生活介護事業所 赤煉瓦の郷	523-0084	船木町 59-3	34-7126	浸水無し	0.5m 未満
11	特別養護老人ホーム 安土やすらぎの郷	521-1311	安土町下豊浦 4141	57-3333	0.5m 未満	0.5m～1.0m 未満
12	さくらの樹保育園	523-0892	出町 419-9	31-4488	0.5m～1.0m 未満	0.5m～1.0m 未満
13	近江八幡サンフレンズ保育園	523-0891	鷹飼町 701 宇 ^カ イ ^イ 夢木香 近江八幡 I 1F	38-8330	0.5m 未満	0.5m 未満
14	ニチイキッズ近江八幡保育園	523-0891	鷹飼町 1535 東洋マンション 1F	31-0067	0.5m～1.0m 未満	1.0m～2.0m 未満
15	小規模多機能型居宅介護事業所 ひまわり	523-0016	千僧供町 127-1	38-0028	0.5m 未満	0.5m 未満
16	まつおファミリークリニック	523-0891	鷹飼町 1485-6	32-3255	0.5m～1.0m 未満	0.5m～1.0m 未満
17	ケアハウス赤煉瓦の郷	523-0084	船木町 59-3	34-7126	浸水無し	0.5m 未満
18	青葉の里 (青樹会)	523-0891	鷹飼町 830-11	32-4629	0.5m～1.0m 未満	1.0m～2.0m 未満

					近江八幡市水害 ハザードマップ	
番号	施設名	郵便番号	住所	電話番号	浸水深 (計画規模)	浸水深 (想定最大規模)
19	グループホームコスモス	523-0022	馬淵町 1691 番地 113	4 6 - 2 6 4 6	0.5m~1.0m 未満	0.5m~1.0m 未満
20	グループホーム小田の里	523-0064	小田町 1304 番地 1	3 3 - 6 8 8 8	浸水無し	0.5m 未満
21	グループホーム おかえり	523-0041	中小森町 600	4 7 - 7 3 2 2	浸水無し	0.5m 未満
22	あおば乳児保育所	523-0035	東横関町 724	3 7 - 4 6 4 6	0.5m~1.0m 未満	1.0m~2.0m 未満
23	さくらっこ保育園	523-0892	出町 742	3 2 - 7 7 7 8	0.5m~1.0m 未満	1.0m~2.0m 未満
24	ひむれ乳児保育所	523-0892	出町 461-2	3 2 - 2 0 3 6	0.5m~1.0m 未満	0.5m~1.0m 未満
25	近江八幡市立八幡保育所	523-0857	八幡町 220-2	3 3 - 4 8 0 6	0.5m~1.0m 未満	0.5m~1.0m 未満
26	岡山紫雲こどもみらい園	523-0071	大房町 944-1	2 9 - 3 5 0 5	1.0m~2.0m 未満	1.0m~2.0m 未満
27	特別養護老人ホーム四季の郷	523-0063	十王町 1061	3 6 - 3 7 7 0	0.5m~1.0m 未満	0.5m~1.0m 未満
28	特別養護老人ホーム漫遊の郷	523-0063	十王町 1061	3 6 - 3 7 7 0	0.5m~1.0m 未満	0.5m~1.0m 未満
29	ソーシャルインクルーホーム 近江八幡北之庄町	523-0806	北之庄町 1355	3 2 - 5 2 0 1	0.5m~1.0m 未満	0.5m~1.0m 未満
30	近江八幡市立武佐子ども園	523-0004	西生来町 1193	3 7 - 6 6 6 2	0.5m~1.0m 未満 (施設周辺)	0.5m~1.0m 未満 (施設周辺)

※市水害ハザードマップが使用している浸水想定区域図等のデータの作成時期により、新規に建築された施設等の場合、土地のかさ上げにより地盤高が上昇している場合等、浸水深等が正確に反映されていない場合がありますのでご注意ください。

12 地震観測施設、雨量観測施設、水位観測施設

[地震観測施設]

観測所名	所在地	設置者	備考
近江八幡市出町	近江八幡市出町（八幡幼稚園）	防災科学技術研究所	計測強震計
近江八幡市桜宮町	近江八幡市桜宮町（市役所）	彦根地方気象台	計測震度計
近江八幡市下豊浦	近江八幡市安土町下豊浦（安土コミュニティーセンター）	滋賀県	計測震度計

[雨量観測施設]

観測所名	所在地	設置者	備考
近江八幡	近江八幡市森尻町	彦根地方気象台	アメダス
東近江	東近江市桜川東町		アメダス
八日市	東近江市八日市緑町	東近江土木事務所	テレメータ
能登川	東近江市躰光寺町		テレメータ
竜王	蒲生郡竜王町小口		テレメータ
蒲生	東近江市蒲生市子川原町		テレメータ
日野	蒲生郡日野町河原		テレメータ
桜谷	蒲生郡日野町中之郷		テレメータ
永源寺	東近江市山上町		テレメータ
蓼畑	東近江市蓼畑町		テレメータ
末広	近江八幡市末広町		テレメータ
桐原	近江八幡市安養寺町		テレメータ
妹	東近江市妹町		テレメータ
熊野	蒲生郡日野町熊野		テレメータ
日野川ダム	蒲生郡日野町村井		自記
島	近江八幡市島町		テレメータ
五個荘	東近江市五個荘木流町	テレメータ	
深山口	蒲生郡日野町深山口	テレメータ	
西明寺	蒲生郡日野町西明寺	テレメータ	
押立	東近江市下一色町	湖東土木事務所	テレメータ
宇曾川ダム	東近江市平柳町		自記
愛東	東近江市百済寺町	東近江土木事務所	テレメータ
百済寺	東近江市百済寺町		テレメータ
御河辺	東近江市神田町		テレメータ
石樽	東近江市政所町	永源寺ダム	テレメータ
神崎	東近江市杠葉尾町		テレメータ
御在所	東近江市甲津畑町		テレメータ
蛭谷	東近江市蛭谷町		テレメータ
君ヶ畑	東近江市君ヶ畑町		テレメータ
永源寺ダム	東近江市永源寺相峪町		テレメータ

[水位観測施設]

観測所名	河川名	位置	管理者	備考
安吉橋	日野川	近江八幡市倉橋部町西ノ前	東近江土木事務所	テレメータ
桐原橋	日野川	近江八幡市安養寺町		テレメータ
諸木大橋	佐久良川	蒲生郡日野町中在寺		テレメータ
市子橋	佐久良川	東近江市市子橋川原町		テレメータ
鵜川橋	祖父川	蒲生郡竜王町鵜川		テレメータ
下豊浦	蛇砂川	近江八幡市安土町下豊浦		テレメータ
末広	蛇砂川	近江八幡市末広町		テレメータ
不二俣	蛇砂川	東近江市南芝原町		テレメータ
増田橋	日野川	蒲生郡日野町増田		テレメータ
ダム貯水位	日野川ダム	蒲生郡日野町村井		テレメータ

(滋賀県水防計画)

13 危険物施設等

[高圧ガス施設]

事業所名	所在地	第一種	
		製造所	貯蔵所
アイ・テック・サービス株式会社 滋賀ガスセンター	長光寺町951-6		○
株式会社ホームエネルギー近畿 滋賀センター	音羽町5-2	○	○
株式会社東山 近江八幡事業所	馬淵町1672	○	
西日本イワタニガス株式会社 滋賀事業所	長光寺町951-6	○	
近江八幡市立総合医療センター	土田町1379		○
日本カーボン株式会社 滋賀工場	鷹飼町126-1	○	○
三菱ロジネクス株式会社 滋賀工場	長光寺町578	○	
株式会社光製作所 滋賀工場	東川町145-1	○	
富士シート株式会社 滋賀第1工場	南津田町1950	○	
株式会社関西丸和ロジスティクス	長光寺町951-4	○	
タキイ種苗株式会社近江八幡農場	津田町101	○	
滋賀県企業庁 馬淵浄水場	馬淵町1875	○	
イワタニカートリッジガス株式会社	長光寺町951	○	

[火薬類（煙火）製造所・貯蔵所]

業者名	所在地	事業形態		
		煙火製造所	火薬庫	
			火薬、爆薬、火工品含む	火工品のみ
(株)国友銃砲火薬店	田中江町774-1	○		
田中江煙火製造所 川村 壽彦	田中江町298-1			○
特定非営利活動法人 上田の和火花火製造所	上田町1616	○		

[毒物・劇物営業者等業態数]

営業者			業務上取扱者		特定毒物 研究者・ 使用者	計
製造業	輸入業	販売業	法第22条第1項の 業務上取扱者	法第22条第5項の 業務上取扱者		
3	0	44	0	0	3	50

(令和3年3月31日現在の業態数)

VIII 基準等

1 震度階級解説

○人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

○木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

○鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

○地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※1 や液状化※2 が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

○ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まる可能性がある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間が掛かることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

○大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いので、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

○長周期地震動階級関連解説表（高層ビルにおける人の体感・行動、室内の状況等との関連）

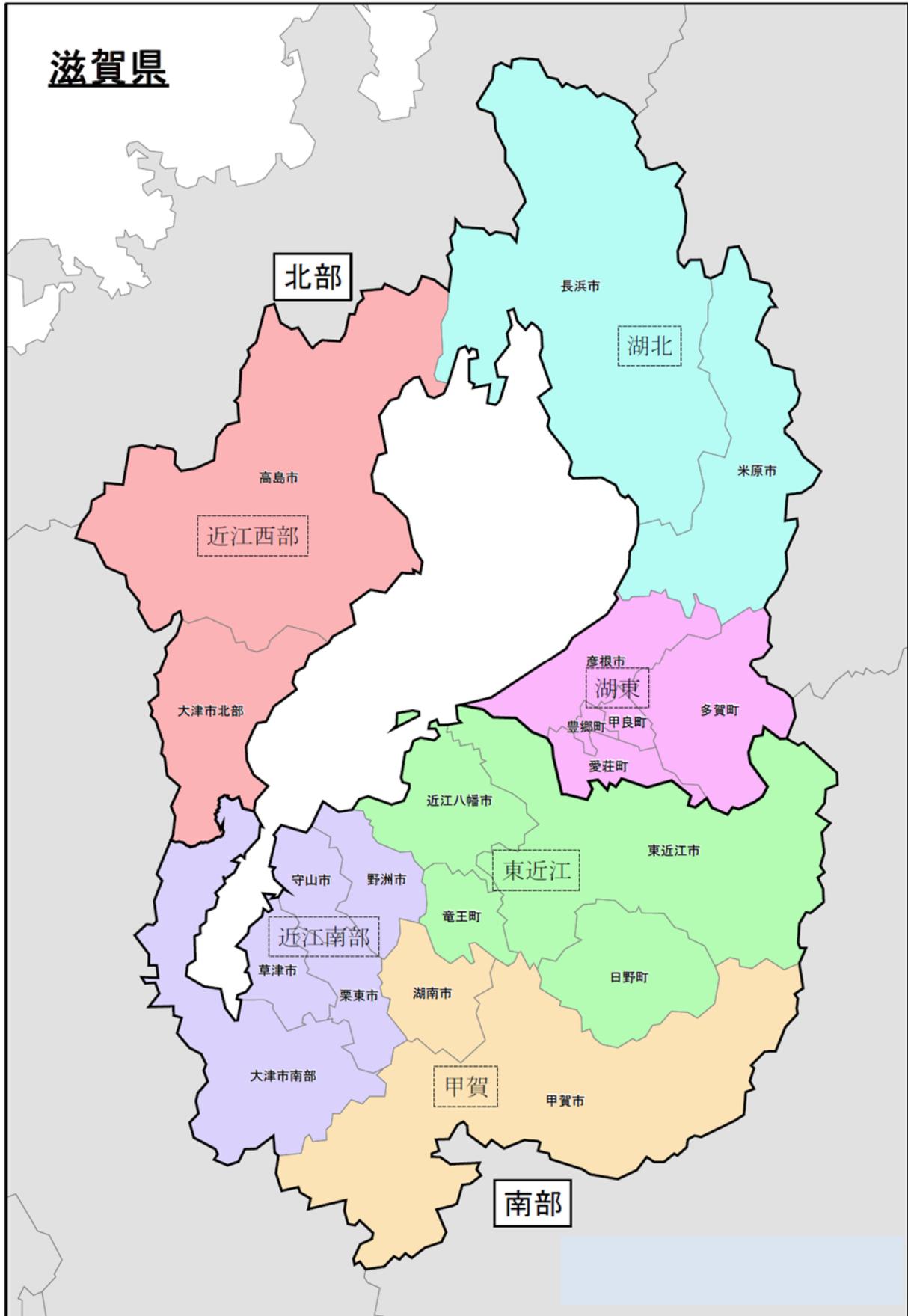
	長周期地震動階級	人の体感・行動	室内の状況	備考
	長周期地震動階級 1 (やや大きな揺れ)	室内にいたほとんどの人が揺れを感じる。 驚く人もいる。	ブラインドなど吊り下げものが大きく揺れる。	—
	長周期地震動階級 2 (大きな揺れ)	室内で大きな揺れを感じ、物につかまりたいと感じる。物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	キャスター付き什器がわずかに動く。棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。	—
	長周期地震動階級 3 (非常に大きな揺れ)	立っていることが困難になる。	キャスター付き什器が大きく動く。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	間仕切壁などにひび割れ・亀裂が入ることがある。
	長周期地震動階級 4 (極めて大きな揺れ)	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされる。	キャスター付き什器が大きく動き、転倒するものがある。固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。	間仕切壁などにひび割れ・亀裂が多くなる。

長周期地震動階級とは、固有周期が 1～2 秒から 7～8 秒程度の揺れが生じる高層ビル内における、地震時の人の行動の困難さの程度や、家具や什器の移動・転倒などの被害の程度から 4 つの段階に区分した揺れの大きさの指標です。

高層ビル内での的確な防災対応に資することを目的とし、概ね 14、15 階建以上の高層ビルを対象としています。

長周期地震動に関する観測情報は、長周期地震動階級 1 以上を観測した場合に観測点で観測した長周期地震動階級などを発表する情報で、地震発生から 10 分程度でオンライン配信されるとともに気象庁ホームページに掲載されます。

2 気象予警報区分図



3 気象予警報等の種類及び発表基準

警報・注意報発表基準一覧表

令和7年12月17日現在
発表官署 彦根地方気象台

近江八幡市	府県予報区 一次細分区域 市町村等をまとめた地域	滋賀県 南部 東近江			
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	24		
		土壌雨量指数基準	115		
	洪水	流域雨量指数基準	蛇砂川流域=10.1		
		複合基準 ^{*1}	-		
		指定河川洪水予報による基準	淀川水系琵琶湖[琵琶湖]、淀川水系日野川[桐原橋・安吉橋]		
	暴風	平均風速	琵琶湖	20m/s	
			琵琶湖を除く地域	20m/s	
	暴風雪	平均風速	琵琶湖	20m/s 雪を伴う	
			琵琶湖を除く地域	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ30cm		
波浪	有義波高				
高潮	潮位				
注意報	大雨	表面雨量指数基準	10		
		土壌雨量指数基準	92		
	洪水	流域雨量指数基準	蛇砂川流域=8		
		複合基準 ^{*1}	日野川流域=(8, 16)		
		指定河川洪水予報による基準	淀川水系琵琶湖[琵琶湖]、淀川水系日野川[桐原橋・安吉橋]		
	強風	平均風速	琵琶湖	12m/s	
			琵琶湖を除く地域	12m/s	
	風雪	平均風速	琵琶湖	12m/s 雪を伴う	
			琵琶湖を除く地域	12m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm		
	波浪	有義波高			
	高潮	潮位			
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪				
	濃霧	視程	100m		
	乾燥	最小湿度40%で実効湿度65%			
なだれ	積雪の深さが50cm以上あり次のいずれか 1 24時間降雪の深さ30cm以上 2 日最高気温10℃以上 3 24時間雨量15mm以上				
低温	平地で最低気温-5℃以下				
霜	晩霜期 最低気温3℃以下				
着水					
着雪	24時間降雪の深さ:15cm以上 気温:0℃以上				
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	90mm			

*1(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

- (注) 1 注意報、警報の発表については、市町ごとの発表基準を用いて判断し、発表する。
- 2 発表基準に記載した数値は、滋賀県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査してきたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。
- 3 注意報、警報はその種類にかかわらず、解除されるまで継続される。また新たな注意報、警報が発表される時は、これまで継続中の注意報、警報は自動的に解除または更新されて新たな注意報、警報にきりかえられる。

[大雨、洪水警報・注意報基準表の解説]

- (1) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準および洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準が設定されていない場合、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない市町については、その欄“—”で示している。
- (2) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
- (3) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町の域内において単一の値をとる。
- (4) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は 1km 四方毎に設定している。1km 四方毎の基準値については、下記を参照
(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html)
- (5) 洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数30 以上」を意味する。
- (6) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は下記を参照 (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html)
- (7) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は下記を参照
(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html)
- (8) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川[△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報、または、氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

(参考)

- 土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。
- 流域雨量指数：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。
- 表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。

[気象予警報等の種類]

特別警報、警報、注意報等の種別（風水害時）

(1) 特別警報

特別警報とは、大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。大雨特別警報は、警戒レベル5に相当する。

(2) 警報

警報とは、大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報。大雨警報（土砂災害）、洪水警報は、警戒レベル3に相当する。

(3) 注意報

注意報とは、大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、

その旨を注意して行う予報。大雨注意報、洪水注意報は、警戒レベル2となる。

(4) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（滋賀県南部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（滋賀県、11月1日～翌年3月31日は滋賀県北部、滋賀県南部）で発表される。

大雨・高潮に関して、明日までの期間に〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1となる。

(5) 気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表される。

(6) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、市町単位（※）で警戒を呼びかける情報で、滋賀県と彦根地方気象台から共同で発表される。市町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

※ 守山市と豊郷町を除く。大津市は大津市北部・大津市南部に区分される。

(7) 記録的短時間大雨情報

滋賀県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨（1時間90ミリ以上）を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、キキクルで確認する必要がある。

(8) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、一次細分区域単位（近江八幡市は滋賀県南部）で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が一次細分区域単位（近江八幡市は滋賀県南部）で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(9) 指定河川洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位または流量を示して発表される警報及び注意報である。

淀川水系琵琶湖及び淀川水系日野川については、滋賀県と彦根地方気象台が共同で下表の標題により発表される。警戒レベル2～5に相当する。

[指定河川洪水予報の種類、標題と概要]

種 類	標 題	概 要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	

(10) 火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに彦根地方気象台が滋賀県知事に対して通報し、滋賀県を通じて近江八幡市や東近江行政組合消防本部に伝達される。市長は、この通報を受けたとき、必要により火災警報を発表する。

4 災害救助法の適用基準

(1) 災害が発生した場合

- ① 全焼、全壊、流失等により住家の滅失した世帯数が、当該市町村の人口に応じ次の世帯数以上であるとき

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
5,000 人未満		30 世帯
5,000 人以上	15,000 人未満	40 〃
15,000 人以上	30,000 人未満	50 〃
30,000 人以上	50,000 人未満	60 〃
50,000 人以上	100,000 人未満	80 〃
100,000 人以上	300,000 人未満	100 〃
300,000 人以上		150 〃

(注) 半壊(焼)の場合は1/2世帯と換算し、床上浸水の場合は1/3世帯として換算する。(以下同じ。)

- ② 県全体の住家の滅失した世帯の数が1,500世帯以上で、当該市町の人口に応じ次の世帯数以上の世帯の住家が滅失したとき

市町の区域内の人口		住家滅失世帯数
5,000 人未満		15 世帯
5,000 人以上	15,000 人未満	20 〃
15,000 人以上	30,000 人未満	25 〃
30,000 人以上	50,000 人未満	30 〃
50,000 人以上	100,000 人未満	40 〃
100,000 人以上	300,000 人未満	50 〃
300,000 人以上		75 〃

- ③ 県全体の住家が滅失した世帯の数が7,000世帯以上で、当該市町の多数の世帯が滅失したとき

- ④ 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失した場合災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の供与等について特殊の補給方法を必要とし、または災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること

(平成25年10月1日内閣府令第68号第1条)

⑤ 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当する場合

災害が発生し、または発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に救助を必要とすること

(平成 25 年 10 月 1 日内閣府令第 68 号第 2 条第 1 号)

災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品等の供与等についての特殊の補給方法を必要とし、または災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること (平成 25 年 10 月 1 日内閣府令第 68 号第 2 条 2 号)

(2) 災害が発生するおそれがある場合

災害が発生するおそれがある場合において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、県内がその所管区域に含まれ、市において当該災害により被害を受けるおそれがあること。

5 災害救助基準表「救助の程度、方法および期間」

(災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準より)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により、現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 350円 以内 高齢者、障害者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置・維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借り上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込・税込) /泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力で住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,883,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,883,000円以内であること。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は完成の日から2年以内
		○賃貸型応急住宅 1 建設型応急住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型応急住宅と同様。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考					
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,330円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流出、床上浸水※等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者 ※土砂の堆積により一時的に居住することができない状態となった者を含む。	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は、災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は、年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 全焼	夏	19,800	25,400	37,700	45,000	57,000	8,300
		流失	冬	32,800	42,400	59,000	69,000	87,000	12,000
		半壊 半焼 床上浸水	夏	6,500	8,700	13,000	15,900	20,000	2,800
		冬	10,400	13,600	19,400	23,000	29,000	3,800	
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所・国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上					
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上					
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上					

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
被災した住宅の応急修理	住家が半壊（焼）または準ずる程度の損傷を受け、雨水の進入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、1世帯当たり 51,150円	災害発生の日から10日以内	緊急の修理には合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いる。
	1 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し1世帯当たり 1 大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 717,000円以内 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 348,000円以内	災害発生の日から3ヶ月以内 ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6ヶ月以内	
学用品の給与	住宅の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により、学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒等。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用する教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 5,200円 中学校生徒 5,500円 高等学校等生徒 6,000円	災害発生の日から （教科書） 1ヶ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施するものに支給	1体当たり 大人（12歳以上） 226,000円以内 小人（12歳未満） 180,800円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により、すでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり 3,600円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,700円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため、生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 140,000円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 （法第4条第1項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 （法第4条第2項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の統括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
救助の事務を行うのに必要な費用 (救助事務費)	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕費） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記 1 から 7 までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 3 千万円以下の部分の金額については 100 分の 10 ロ 3 千万円を超え 6 千万円以下の部分の金額については 100 分の 9 ハ 6 千万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8 ニ 1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7 ホ 2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6 ヘ 3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5 ト 5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※この基準によっては、救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

6 被害状況判定基準

被害区分		判定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1ヵ月以上の治療を要する見込のものとする。
	軽傷者	当該災害により医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1ヵ月未満で治療できる見込のものとする。
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟数	建造物の単位で1つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい附属物が付着している場合（同一棟ではなくとも同じ宅地内にあるもので非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）同一棟とみなす。
	世帯	生計を1つにしている実際の生活単位をいう。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
	全壊 (全焼・全流失)	住宅全部が倒壊し、又は流失したもの。 住宅の損壊した部分の床面積が当該住宅の延床面積の70%以上に達するもの又は災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）に係る災害に係る住家の被害認定基準運用指針（以下「運用指針」という。）に基づき算出した住宅の主要な構成要素の経済的被害を住宅全体に占める損害割合で表した値が50%以上に達するもので、住宅の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難と認められるものとする。
	大規模半壊	住宅の損壊した部分の床面積が当該住宅の延床面積の50%以上70%未満のもの又は運用指針に基づき算出した住宅の主要な構成要素の経済的被害を住宅全体に占める損害割合で表した値が40%以上50%未満であるもので、構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。）の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる被害が生じたものとする。
	中規模半壊	住宅の損壊した部分の床面積が当該住宅の延床面積の30%以上50%未満のもの又は運用指針に基づき算出した住宅の主要な構成要素の経済的被害を住宅全体の損害割合で表した値が30%以上40%未満であるもので、居室の壁、床又は天井のいずれの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる被害が生じたものとする。
	半壊 (半焼)	住宅の損壊した部分の床面積が当該住宅の延床面積の20%以上30%未満のもの又は運用指針に基づき算出した住宅の主要な構成要素の経済的被害を住宅全体の損害割合で表した値が20%以上30%未満であるもので、その損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用することができると認められる被害が生じたものをいう。
	解体	居住する住宅が大規模半壊若しくは半壊が生じ、又は住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至ったもの。

被害区分		判定基準
住 家 の 被 害	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度の小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、解体、大規模半壊、中規模半壊又は半壊には該当しないが土砂、竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。

- (注) 1.住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- 2.損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- 3.主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

被害区分		判定基準
非住家の被害	非住家	住家以外の建物で、他の被害区分に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊または半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。
田畑の被害	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、または砂利等のたい積のため耕作が不能となったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没 畑の冠水	田の例に準じて扱うものとする。
その他の被害	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病院	医療法第1条に規定する患者20人以上の収容施設を有する病院とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規程する道路のうち橋梁を除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に仮設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川又はこれらのものの維持管理に必要な堤防、護岸水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防衛することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及び屎尿処理施設とする。
	崖崩れ	山及び崖崩れのうち、人家、道路等に影響を及ぼすものとする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
被害船舶	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったものおよび流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。	
電話	災害により通信不能となった電話の回線数とする。	

被害区分	判定基準
水道	上水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生活を一にしている世帯とする。
り災者	り災世帯の構成員とする。
火災発生	地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。
公立文教施設	公立の文教施設とする。
農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設および公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁官、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
公共施設被害市町村	公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設被害を受けた市町村とする。
農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、漁具、漁船等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 水防信号表

警 鐘 信 号			サイレン信号						
第1信号	○ 休止	○ 休止	○ 休止	約5秒	約15秒	約5秒	約15秒	約5秒	約15秒
				○ - 休止					
第2信号	○-○-○	○-○-○	○-○-○	約5秒	約6秒	約5秒	約6秒	約5秒	約6秒
				○ - 休止					
第3信号	○-○-○-○	○-○-○-○	○-○-○-○	約10秒	約5秒	約10秒	約5秒	約10秒	約5秒
				○ - 休止					
第4信号	乱 打			約1分	約5秒	約1分			
				○ -	休止	○ -	休止	○ -	休止
1 信号は適宜の時間継続すること。 発信方法 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用すること。 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させること。									

- (注) 第1信号 河川では量水標が通報水位に、海岸では台風襲来時の危険風向の風速が秒速 20m程度に達し、高潮のおそれがあることを知らせるもの
- 第2信号 水防団員及び消防機関に属する者が、直ちに出勤すべきことを知らせるもの
- 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出勤すべきことを知らせるもの
- 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のために立退くべきことを知らせるもの

IX 避難施設

1 避難所

地区	No.	施設名	所在地	地震	水害
八幡	1	八幡小学校	本町 5-5	○	○
	2	八幡コミュニティセンター	宇津呂町 73-1	○	○
	3	八幡商業高校（体育館）	宇津呂町 10	○	
	4	八幡幼稚園	出町 487	○	
	5	文化会館（令和7年8月まで改修工事中）	出町 366	○	
	6	ヴォーリズ学園（体育館）	市井町 177	○	
	7	八幡中学校	市井町 36	○	
	8	ひまわり館（総合福祉センター）	土田町 1313	○	
	9	八幡子どもセンター	八幡町 37-1	○	
島	10	島コミュニティセンター	島町 1671-1	○	○
	11	島小学校	島町 1603	○	○
	12	白鷺こども園	島町 1660-1	○	
	13	メリー保育園	大中町 467-1	○	
沖島	14	沖島コミュニティセンター	沖島町 268-1	○	○
	15	沖島漁業会館	沖島町 43	○	
	16	沖島小学校	沖島町 360	○	
	17	沖島高齢者ふれあいひろば	沖島町 343-3	○	
岡山	18	岡山コミュニティセンター	加茂町 3818-1	○	○
	19	岡山小学校	加茂町 3818	○	○
	20	牧町自治会館	牧町 781		○
	21	運動公園体育館	津田町 18	○	
金田	22	金田コミュニティセンター	金剛寺町 375	○	○
	23	金田小学校	金剛寺町 276	○	
	24	金田幼稚園	金剛寺町 390	○	
	25	八幡東中学校	上田町 1751	○	
	26	アクティ近江八幡（勤労者福祉センター） （休館中のため使用不可）	鷹飼町南 4-4-5	—	
	27	八幡工業高校（体育館）	西庄町 5	○	
	28	サン・ビレッジ近江八幡（駅南総合スポーツ施設）	鷹飼町 40	○	○

地区	No.	施設名	所在地	地震	水害
桐原	29	桐原小学校	森尻町 414-1	○	○
	30	上野神社	安養寺町 832-1		○
	31	上野町自治会館	上野町 218		○
	32	ホリケルレッジ 滋賀 (滋賀職業能力開発短期大学校)	古川町 1414	○	○
	33	八幡西中学校	古川町 50	○	○
	34	桐原コミュニティセンター	森尻町 414-3	○	○
	35	八幡西子どもセンター	大森町 41-1	○	
	36	八幡高等学校 (体育館)	堀上町 105	○	
	37	桐原東小学校	土田町 175	○	
	38	はつらつ館 (市民共生センター)	大森町 41-7	○	
馬淵	39	馬淵コミュニティセンター	馬淵町 3145	○	○
	40	馬淵小学校	馬淵町 1533	○	○
	41	馬淵こども園	馬淵町 1533	○	
	42	岩倉コミュニティ水防センター	馬淵町 221	○	
	43	倉橋部町集会所	倉橋部町 105		○
	44	グリーンピア近江八幡	倉橋部町 146-5		○
北里	45	北里コミュニティセンター※	江頭町 973	○	○
	46	北里小学校	江頭町 1014	○	○
	47	北里幼稚園	江頭町 970	○	○
	48	北里防災センター	十王町 725-1	○	
	49	野村町集落センター	野村町 1439	○	○
	50	法蔵寺	佐波江町 46		○
	51	水茎町自治会館	水茎町 664	○	○
武佐	52	武佐コミュニティセンター	武佐町 764	○	○
	53	武佐小学校	武佐町 118	○	○
	54	武佐こども園	西生来町 1193	○	
	55	八幡東子どもセンター	末広町 320-2	○	
安土	56	安土中学校	安土町上豊浦 862	○	○
	57	あづちマリエート	安土町桑実寺 777	○	○
	58	私立安土ののはな保育園	安土町小中 190	○	
	59	安土コミュニティセンター	安土町下豊浦 4660	○	○
	60	安土幼稚園	安土町下豊浦 5300	○	
	61	安土小学校	安土町常楽寺 456	○	
老蘇	62	老蘇小学校	安土町東老蘇 1300	○	○
	63	老蘇コミュニティセンター	安土町東老蘇 1136-1	○	○

※ 北里コミュニティセンターは、ふれあいホール、北里くじらこども園を含む。

2 一時避難場所

地区	No.	施設名	所在地
	1	近江八幡市立運動公園	津田町18
	2	安土文芸の郷公園	安土町桑実寺777
	3	健康ふれあい公園	竹町1178
八幡学区	4	八幡児童公園	博労町元5
	5	為心町公園	為心町中22
	6	八幡小学校（グラウンド）	本町5丁目5
	7	中村児童公園	中村町42
	8	中央第3児童公園	中村町11
	9	中央第2児童公園	桜宮町217
	10	八幡商業高校（グラウンド）	宇津呂町10
	11	八幡商業高校（第2グラウンド）	桜宮町
	12	駅前第2児童公園	出町307
	13	中央第1児童公園	出町412
	14	出町公園	出町668
	15	ヴォーリズ学園（グラウンド）	市井町177
	16	八幡中学校（グラウンド）	市井町36
	島学区	17	島町自治会館
18		中之庄町自治会館	中之庄町148-1
19		島小学校（グラウンド）	島町1603
沖島学区	20	沖島町前浜（沖島小学校前埋立地）	沖島町
	21	沖之島漁港空き地	沖島町
岡山学区	22	岡山小学校（グラウンド）	加茂町3818
金田学区	23	金田小学校（グラウンド）	金剛寺町36
	24	八幡東中学校（グラウンド）	上田町1751
	25	駅前第1児童公園	鷹飼町544
	26	駅前第3児童公園	鷹飼町1540
	27	八幡工業高校（グラウンド）	西庄町13
桐原学区	28	桐原小学校（グラウンド）	森尻町414-1
	29	上野神社馬場周辺	安養寺町900-9・900-10
	30	健康ふれあい公園	竹町1178
	31	ポリテクカレッジ滋賀（滋賀職業能力開発短期大学校）	古川町1414
	32	八幡西中学校（グラウンド）	古川町50
	33	篠原公園	古川町1180
	34	八幡高等学校（グラウンド）	堀上町105
	35	桐原東小学校（グラウンド）	土田町175
馬淵学区	36	馬淵小学校（グラウンド）	馬淵町1533
北里学区	37	北里小学校（グラウンド）	江頭町1014
	38	江頭公園	江頭町795
武佐学区	39	武佐小学校（グラウンド）	武佐町118
	40	末広公園	末広町345
安土学区	41	安土文芸の郷公園（グラウンド）	安土町桑実寺777
	42	安土中学校（グラウンド）	安土町上豊浦862
	43	私立安土ののほな保育園（グラウンド）	安土町小中190
	44	安土幼稚園（グラウンド）	安土町下豊浦5300
	45	安土小学校（グラウンド）	安土町常楽寺456
	No.	大中公民館	安土町大中2-3
46	芦刈会館	安土町下豊浦8014	

地区	47	施設名	所在地
安土学区	48	北原会議所	安土町下豊浦6959
	49	安土B&G海洋センター	安土町下豊浦5428
	50	弁天集会所跡地	安土町下豊浦7472
	51	永町公民館	安土町下豊浦4209-5
	52	活津彦根神社	安土町下豊浦4272
	53	安土会議所	安土町下豊浦3350
	54	東町草の根ハウス	安土町下豊浦2877
	55	東南寺駐車場	安土町下豊浦2808
	56	ナショナル住宅入口	安土町下豊浦4713-1付近
	57	安土分団車庫前	安土町下豊浦4700-1
	58	大船渡集会所	安土町下豊浦5079-7
	59	十七集会所	安土町下豊浦5096-8
	60	桃山台公園	安土町下豊浦4753-12
	61	香庄集会所	安土町香庄127
	62	安土ニュータウン集会所	安土町常楽寺930-34
	63	安土小学校正門前	安土町常楽寺485
	64	恵比寿神社前駐車場	安土町常楽寺603-1
	65	安土美容室前駐車場	安土町常楽寺850
	66	番頭町会議所	安土町常楽寺653
	67	橋本町会議所	安土町常楽寺773-1
	68	寺内町会議所	安土町常楽寺660
	69	西町会議所	安土町常楽寺785-2
	70	愛宕町会議所	安土町常楽寺872-4
	71	安土駅前広場	安土町小中700
	72	上豊浦区事務所	安土町下豊浦78
	73	慈恩寺公民館	安土町慈恩寺822
	74	四の坪公園	安土町常楽寺38-69
	75	小中公民館	安土町小中593
	76	八陣住宅公園	安土町常楽寺158-17
	77	加賀北公園	安土町下豊浦50-179
	78	加賀南公園	安土町下豊浦6-8
	79	安土水道工業所横	安土町下豊浦150
	80	中屋集会所	安土町中屋18-1
	81	上出集会所	安土町上出910-2
	82	西行団地公園	安土町上豊浦907-34
	83	ガーデンスクエア安土公園	安土町中屋25-4
	84	桑実寺会議所	安土町桑実寺333
85	宮津自治会館	安土町桑実寺167-5	
86	衣笠台中央公園	安土町桑実寺38-105	
87	石寺楽座会館	安土町石寺2087	
老蘇学区	88	東老蘇公民館	安土町東老蘇1697
	89	老蘇台集会所	安土町東老蘇1350-39
	90	西老蘇草の根会館	安土町西老蘇981
	91	老蘇ニュータウン集会所	安土町西老蘇230-68
	92	老蘇団地集会所	安土町西老蘇1338-20
	93	内野公民館	安土町内野1126
	94	老蘇小学校(グラウンド)	安土町東老蘇1300

3 福祉避難所

(1) 指定福祉避難所

No.	施設名	所在地
1	安土福祉センター	安土町上出908-1(安土町総合支所敷地内)

※ 受入れ対象者は、医療機器を常時使用する重度身体障がい児者のうち、個別避難計画の避難先に当該施設の記載がある方及びその家族のみです。

※ 受入対象者以外の方は、避難することはできません。

(2) 協定締結福祉避難所

No.	施設名	種別	所在地
1	水茎の里	高齢	牧町1885
2	むべの里	高齢	北之庄町1103
3	赤煉瓦の郷	高齢	船木町59-3
4	オアシス	高齢	馬淵町690
5	あかつきの郷	高齢	東町414
6	ふれあい	高齢	上田町1315-1
7	おかえり	高齢	中小森町600
8	むべの里・島	高齢	北津田町346-15
9	障害者支援事業所いきいき	障害	加茂町3619
10	きぬがさ作業所	障害	安土町下豊浦9019
11	おうみ作業所	障害	加茂町3819-5
12	きみいろ	障害	加茂町3819
13	ディーワークス	障害	長光寺町894
14	住倉安土作業所	障害	安土町内野2048

※ 協定締結福祉避難所は原則として直接避難することはできません。

X 備蓄・調達先

1 備蓄状況

用品名	簡易トイレ	非常用携帯トイレ	ポリタンク	ブルーシート	カセットコンロ	カセットボンベ	トランシーバー	ハンドマイク	防火バケツ	濾水器	リヤカー	投光器	発電機	担架	災害救助工具セット	ライフジャケット	放射線測定器
備蓄設置場所	基	回	個	枚	台	本	台	個	個	基	台	個	台	台		着	個
防災センター	5		55	40	75	330	42	13	50		2	3	2	1	3	36	6
八幡分団	1				11	50				1		2	2				
島分団	1				7	30				1		2	2		1		
岡山分団	1				7	30				1		2	2				
金田分団					11	50				1		2	2				
桐原分団					8	48				1		2	2				
馬淵分団					7	30				1		2	2		1		
北里分団					7	30				1		2	2				
武佐分団	1				7	30				1		2	2				
沖島分団					7	30				1		2	2				
岩倉水防倉庫	5																
安土防災センター			28	40	50	240		37	840	2	1	16		30	3		
旧岡山コミュニティー防災センター													2				
健康ふれあい公園※	1	14,000		790							1		1				
合計	15	14,000	83	870	147	658	15	50	890	11	4	37	21	31	8	36	6

(1) 救助活動用品

※クラブハウス備蓄倉庫

(2) 災害用食料、生活必需品

令和8年3月31日現在

食料品等	数量	生活必需品等	数量
ソフトパン(食)	8,832 食	毛布(枚)	8,205 枚
アルファ化米(味付+白飯)(食)	14,850 食	おむつ(乳幼児:枚)	1,656 枚
液体ミルク(缶)	264 本	おむつ(大人用:枚)	1,080 枚
ようかん(1箱5食入り)	8,400 食	生理用品(枚)	3,600 枚
飲料水(2.0ℓ:本)	11,396 本	簡易トイレ(基)	15 基
		マンホールトイレ	5 基
		非常用携帯トイレ	14,000 個
		ほ乳ボトル	96 本

(3) コミュニティエリアの防災機能

		八幡	島	沖島	岡山	金田	桐原	馬淵	北里	武佐	安土	老蘇
学区人口(約)		15,600人	1,800人	270人	6,300人	15,200人	17,400人	3,500人	5,600人	4,000人	9,800人	2,800人
受 水 槽	コミセン	2.53t (2,530ℓ)	1.0t (1,000ℓ)		6.5t (6,500ℓ)	45.0t (45,000ℓ)	5.4t (5,400ℓ)	10.0t (10,000ℓ)		13.5t (13,000ℓ)	3.0t (3,000ℓ)	8.0t (8,000ℓ)
	小学校	36.0t (36,000ℓ)	9.0t (9,000ℓ)		8.5t (8,500ℓ)		18.0t (18,000ℓ)					
用途		飲料水 生活用水 トイレ洗浄	飲料水 生活用水		飲料水 生活用水 トイレ洗浄	飲料水 生活用水	飲料水 生活用水 トイレ洗浄	飲料水 生活用水 トイレ洗浄		飲料水 生活用水 トイレ洗浄	飲料水 生活用水 トイレ洗浄	飲料水 生活用水 トイレ洗浄
飲料水+生活用水(32ℓ換算)		1,204人 (ブール水 300,000ℓで 9,375人増)	312人 (ブール水 285,000ℓで 8,906人増)		562人 (ブール水 370,000ℓで 11,562人 増)	1,406人 (地下水 4,000ℓで 125人増/1 時間)	731人 (ブール水 365,000ℓで 11,406人 増)	312人		421人	93人	
(雨水貯留槽設置施設)飲料水+生活用水(17ℓ換算)			588人									
その他		災害時の不足分はブール水を浄化し受水槽に供給 300t 300,000ℓ	災害時の不足分はブール水を浄化し受水槽に供給 285t 285,000ℓ		災害時の不足分はブール水を浄化し受水槽に供給 370t 370,000ℓ	災害時は浄水機を使用 2.0 m ³ /h 2,000ℓ	災害時の不足分はブール水を浄化し受水槽に供給 365t 365,000ℓ					
雨 水 貯 留 槽	コミセン		6.0t									
	小学校		35.0t		16.0t	7.0t	100.0t					
用途			トイレ洗浄									
汚水処理		排水貯留槽 学校: 145t コミセン: 3.14t	合併浄化槽 (非常電源 接続)		合併浄化槽 (非常電源 接続)	排水貯留槽 (90t)	合併浄化槽 (非常電源 接続)	排水貯留槽 (40t)		排水貯留槽 (44t)		排水貯留槽 (40t)
電気 (非常電源)		自家発電機	自家発電機	自家発電機	自家発電機	自家発電機	自家発電機	自家発電機		自家発電機	自家発電機	自家発電機
太陽光発電			小学校 20kw		小学校 20kw	小学校 40kw	小学校 20kw			小学校 20kw		

一人あたり一日分の飲料水は 2 ℓ、生活用水は 30 ℓで換算、ただし、排水貯水槽が設置された施設についてはトイレ洗浄水分を削減し生活用水を 15 ℓで換算する。

(4) 災害時における学校給食センターの機能等

この施設は、一日 8,000 食の調理能力（水と電源の確保）を有している。

災害時の炊き出しは、市の指示により委託調理従事者は参集し、調理及び輸送にあたる。

(5) 災害用備蓄品目標量（食料品を除く）

品名	計画数量	(単位)
毛布	8,200	枚
ほ乳ボトル	100	個
おむつ（子ども用）	1,600	枚
おむつ（大人用）	1,000	枚
生理用品	3,000	個
ストーマバック	100	個
ウェットティッシュ	8,200	箱

2 水道施設応急復旧資機材及び調達先

資材・器材名	必要量	調 達 先	備 考
給水車または 給水タンク (2m ³)	47台	本市3m ³ ×1台 1m ³ ×3台 他市2m ³ ×44台 その他	83,000人×3 ^{リットル} = 249,000 ^{リットル} 249m ³ / 3回 = 83 m ³ 83 m ³ / 2m ³ ≒ 42台 医療機関 5台
掘削機	101台	市内指定工事店 35台 他市応援工事店等 66台	10学区×10台 沖島 1台
ダンプカー (2トﾝ)	101台	市内指定工事店 35台 他市応援工事店等 66台	10学区×10台 沖島 1台
修繕用機器類		市内指定工事店 他市応援工事店等	圧着機、エンジンカッター 小型発電機、保安用品、他
給水資材 (18 ^{リットル})	6,100個	本市 10 ^{リットル} ×3,500個 6 ^{リットル} ×2,600個	不足する場合は他市より調 達
復旧用資材		製造メーカー 販売店 市内指定工事店 他市応援工事店等	管、継手、弁栓類

XI 交通・輸送

1 緊急輸送道路

< 第1次緊急輸送道路 >

路線名	路線種別	区間（起点）	区間（終点）	延長 (km)	車線 数	備考
一般国道 8 号	国道	長浜市西浅井町沓掛	栗東市手原	89.0	2	国管理
一般国道 421 号	国道	東近江市中小路町	近江八幡市友定町	9.6	2	県管理

< 第2次緊急輸送道路 >

路線名	路線種別	区間（起点）	区間（終点）	延長 (km)	車線 数	備考
大津守山近江八幡線	主要地方道	近江八幡市長命寺町	近江八幡市大房町	3.0		県管理
近江八幡守山線	主要地方道	近江八幡市鷹飼町	近江八幡市中小森町	1.6		県管理
彦根近江八幡線	主要地方道	彦根市長曾根町	近江八幡市長命寺町	23.2		県管理
近江八幡大津線	一般県道	近江八幡市南津田町	草津市新浜町	30.7		県管理
安土西生来線	一般県道	近江八幡市安土町小中	近江八幡市西生来町	0.9		県管理
大房東横関線	一般県道	近江八幡市大房町	近江八幡市東横関町	5.1		県管理
近江八幡停車場線	一般県道	近江八幡市鷹飼町	近江八幡市桜宮町	0.7		県管理
黒橋八木線	市道	近江八幡市出町	近江八幡市八木町	1.8		市管理
近江八幡千僧供線	市道	近江八幡市千僧供町	近江八幡市鷹飼町	1.5		市管理

< 第3次緊急輸送道路 >

路線名	路線種別	区間（起点）	区間（終点）	延長 (km)	車線 数	備考
一般国道 477 号	国道	近江八幡市十王町	近江八幡市江頭町	0.4		県管理
大津能登川長浜線	主要地方道	近江八幡市十王町	近江八幡市安土町下豊浦	9.8		県管理
大津守山近江八幡線	主要地方道	近江八幡市友定町	近江八幡市島町	7.9		県管理
近江八幡守山線	主要地方道	近江八幡市大森町	近江八幡市池田本町	1.1		県管理
彦根近江八幡線	主要地方道	近江八幡市長命寺町	近江八幡市長命寺町	0.6		県管理
近江八幡停車場線	一般県道	近江八幡市桜宮町	近江八幡市中村町	0.4		県管理
安土西生来線	一般県道	近江八幡市安土町下豊浦	近江八幡市安土町小中	5.2		県管理
栗見新田安土線	一般県道	近江八幡市安土町大中	近江八幡市安土町下豊浦	4.6		県管理
安土停車場桑実寺本堂線	一般県道	近江八幡市安土町下豊浦	近江八幡市安土町桑実寺	1.4		県管理
下豊浦鷹飼線	一般県道	近江八幡市安土町下豊浦	近江八幡市安土町下豊浦	0.2		県管理
中村大房線	市道	近江八幡市中村町	近江八幡市小幡町中	0.5		市管理
黒橋八木線	市道	近江八幡市西庄町	近江八幡市出町	0.8		市管理
東横関竹町線	市道	近江八幡市東横関町	近江八幡市竹町	0.5		市管理
東横関東町線	市道	近江八幡市竹町	近江八幡市竹町	0.5		市管理

路線名	路線種別	区間（起点）	区間（終点）	延長 (km)	車線 数	備考
池田本町竹町線	市道	近江八幡市竹町	近江八幡市竹町	0.1		市管理
池田本町益田線	市道	近江八幡市池田本町	近江八幡市森尻町	0.4		市管理
馬淵上畑線	市道	近江八幡市馬淵町	近江八幡市馬淵町	0.4		市管理
千僧供東川線	市道	近江八幡市馬淵町	近江八幡市馬淵町	0.3		市管理
馬淵新在家線	市道	近江八幡市馬淵町	近江八幡市馬淵町	0.2		市管理
江藤薬師線	市道	近江八幡市安土町桑実寺	近江八幡市安土町桑実寺	0.4		市管理
小西大房線	市道	近江八幡市大房町	近江八幡市加茂町	0.3		市管理
長光寺武佐線	市道	近江八幡市武佐町	近江八幡市武佐町	0.2		市管理
老蘇内野線	市道	近江八幡市安土町西老蘇	近江八幡市安土町東老蘇	0.5		市管理

※ 令和6年7月23日（火）より、竜王町が第3次緊急輸送道路として、竜王近江八幡八日市線、梅ノ木線（雪野山口交差点～雪野山大橋～竜王町農村運動広場（竜王町防災拠点）まで）を指定しており、一部区間に当市を走る路線が含まれる。（竜生消第354号 令和6年7月16日「竜王町緊急輸送道路の指定について」より）

2 災害用ヘリコプター発着場

離着陸場名	近江八幡		着陸帯	長さ	16m
	近江八幡市立運動公園			幅	16m
	所在地	近江八幡市津田町18		標高	88m
土地管理者	近江八幡市 0748-33-6303		WGS	N 35.09.12	E 136.04.02
凹凸及び亀裂	無	使用についての承認	済	横断勾配 0% 縦断勾配 0%	舗装等 輾圧土

離着陸場名	近江八幡		着陸帯	長さ	16m
	八幡商業高校グラウンド			幅	16m
	所在地	近江八幡市桜宮町		標高	90m
土地管理者	八幡商業高等学校 0748-32-2072		WGS	N 35.07.56	E 136.05.40
凹凸及び亀裂	無	使用についての承認	済	横断勾配 0% 縦断勾配 0%	舗装等 輾圧土

離着陸場名	近江八幡		着陸帯	長さ	16m
	沖島前浜			幅	16m
	所在地	近江八幡市沖島町前浜		標高	85m
土地管理者	東近江環境・総合事務所 0748-22-1121		WGS	N 35.12.15	E 136.03.38
凹凸及び亀裂	無	使用についての承認	済	横断勾配 0% 縦断勾配 0%	舗装等 輾圧土

離着陸場名	近江八幡 近江八幡消防署駐車場		着陸帯	長さ	33m
				幅	33m
所在地	近江八幡市小船木町 819			標高	87m
土地管理者	近江八幡消防署 0748-33-5119		WGS	N 35.07.39	E 136.04.43
凹凸及び亀裂	無	使用についての承認 済	横断勾配 0% 縦断勾配 0%		舗装等 アスファルトHマーク

離着陸場名	近江八幡 近江八幡市立総合医療センター		着陸帯	長さ	20m
				幅	18m
所在地	近江八幡市土田町 1379			標高	90m
土地管理者	総合医療センター 0748-33-3151		WGS	N 35.07.27	E 136.05.09
凹凸及び亀裂	無	使用についての承認 済	横断勾配 0% 縦断勾配 0%		舗装等 コンクリート

離着陸場名	安土大中グラウンド		着陸帯	長さ	16m
				幅	16m
所在地	近江八幡市安土町下豊浦地先			標高	87m
土地管理者	近江八幡市 0748-46-7214		WGS	N 35.10.04	E 136.07.27
凹凸及び亀裂	無	使用についての承認 済	横断勾配 0% 縦断勾配 0%		舗装等 輾圧 土

離着陸場名	安土 文芸の郷多目的グラウンド		着陸帯	長さ	33m
				幅	33m
所在地	近江八幡市安土町桑実寺地先			標高	110m
土地管理者	近江八幡市 0748-46-6507		WGS	N 35.08.52	E 136.08.52
凹凸及び亀裂	無	使用についての承認 済	横断勾配 0% 縦断勾配 0%		舗装等 輾圧 土

離着陸場名	近江八幡市立健康ふれあい公園サッカー場		着陸帯	長さ	20m
				幅	20m
所在地	近江八幡市竹町 1178			標高	95m
土地管理者	近江八幡市 0748-33-6303		WGS	N 35.09.97	E 136.08.86
凹凸及び亀裂	無	使用についての承認 済	横断勾配 0.5% 縦断勾配 0.5%		舗装等 人工芝

XII 自然条件

2 近江八幡市の風水害履歴

番号	生起年月日	区 分	概 要
1	寛文9年 (1669年) 6月16日	大雨	大雨のため湖水があふれて田作を害し、本町の約半分が浸水した。
2	延宝4年 (1676年) 7月4日	大雨	洪水によって湖岸地方一帯が浸水し、本町も大部分が圏内に入った。
3	元文5年 (1740年) 8月3日	大雨	大雨が降り続き、市街の西半分が浸水した。
4	享和2年 (1802年) 6月29日	大雨	八幡市街では本町・池田町等以西は大いに浸水し、浜付近も全て浸水した。水位が上昇し、低地の植付を再三妨害した。
5	文化4年 (1807年) 5月20日	大雨	5月20日過ぎより大雨が降り続き、6月3日より町内が浸水し始めた。以降、日々水位は上昇し、10日には小幡町筋および新町元以西は全く湖水状態となった。
6	文化12年 (1815年) 6月26日	豪雨	26日から28日まで雷雨を伴った豪雨がたびたび襲来し、西町の低地に浸水した。
7	万延元年 (1860年) 3月中旬 ～4月11日		3月中旬より雨が降り続き、湖水の水位が上昇し水辺の畑作は全て無収穫となり、4月に入っても依然雨量が多く植え付け不能であった。4月17日からは霧雨状態となり、月末少し晴れたが5月5日になって西町市街一面が浸水し、架橋して通行した。なお雨は降り続き、11日風を伴って大洪水となり、東部はついに新町一面が浸水した。
8	慶応4年 (1868年) 5月1～21日	大雨	1日より大雨が降り続き、湖水が溢れて5日頃よりより低地に浸水し始めた。8日には両町が浸水して街路では架橋に着手、逐日増水して日々に2、3寸～5寸くらいずつ高まり、21日を絶頂として魚屋町以西は一面の水海と化した。
9	明治18年 (1885年) 5、6月 7月1～4日	豪雨	5～6月に霧雨が続いたことで、琵琶湖の水位が上昇し、湖辺の低部が浸水した。さらに7月1日より豪雨があり、ついに町の西部に水が入り、水位が次第に上昇し、4日になって西は日杉山下より東は新町魚屋町の浜に及び、南は板屋町まで浸水したので西町は小舟にて行き来した。
10	明治29年 (1896年) 8月30～31日	大雨	30日夜より翌朝にかけて風雨が激しく、湖岸一帯は洪水に襲われた。7月頃よりの出水が湖水の水位を大いに上昇させ、本町の大半は一面の海と化し、船によって道路を航行した。町街で浸水をみないのは仲屋町以東の高地のみであった。通常の水位に戻るのは11月末であった。
11	昭和28年 (1953年) 9月25日	13号台風	25日午後から暴風圏に入り、雨量は平地で100～200mm、山間部で300～450mmで、暴雨風となり、各河川は急激に増水し随所で氾濫、決壊が続出した。また、9月27日には琵琶湖が1m以上増水し、湖周低地及び干拓地では農作物の被害を一層甚大に至らしめた。 日野川が馬淵村の2箇所が決壊し、現市域にも被害をもたらした。なお、現市域にも災害救助法が適用された。

番号	生起年月日	区 分	概 要
12	昭和34年 (1959年) 9月26日	伊勢湾台風	近江八幡市の水葦干拓地では日野川の氾濫で3mも冠水し、収穫皆無は勿論、住宅も深く浸水したままそれが完全に排水されるのに40日もかかった。また、本市に災害救助法の適用もあった。
13	昭和36年 (1961年) 6月26～29日	昭和36年 梅雨前線豪雨	30日の調査では、琵琶湖の水位が+104cm上昇に伴い、近江八幡市は790.0ha浸水した。
14	昭和36年 (1961年) 7月12日	前線	雷雨のため、近江八幡市小幡町・池田町の民家約200戸が浸水した。
15	昭和38年 (1963年) 7月11～12日	梅雨前線	近江八幡市での床下浸水は40戸あった。
16	昭和40年 (1965年) 7月6～7日	梅雨前線	近江八幡方面で家屋の浸水・堤防決壊・崖くずれなどの被害があった。
17	昭和40年 (1965年) 9月17～18日	秋雨前線 台風24号	住家被害の多かった近江八幡市では災害救助法を適用した。
18	昭和41年 (1966年) 7月1～2日	大雨	近江八幡市で13棟床下浸水し、田畑が冠水し、農作物に被害をだした。
19	昭和43年 (1968年) 7月2日	大雨	近江八幡市では、家屋の被害が109戸、水田への浸水があった。
20	昭和44年 (1969年) 7月3～11日	大雨	近江八幡市における床下浸水は93戸、消防署(団)員出動人員は署員が14人、団員が49人。
21	昭和45年 (1970年) 6月14～15日	低気圧	近江八幡市における床上浸水は2棟、床下浸水は159棟にのぼった。
22	昭和46年 (1971年) 7月6～8日	台風13号	近江八幡市では床下浸水が94棟、山地崩壊、農作物にも被害があった。
23	昭和46年 (1971年) 9月26日	台風29号	近江八幡市では床下浸水が49棟あった。
24	昭和47年 (1972年) 6月7～8日	大雨	近江八幡市での床下浸水は14棟あった。

番号	生起年月日	区 分	概 要
25	昭和47年 (1972年) 7月	豪雨	近江八幡市では、水稻浸冠水、花き等浸冠水があった。
26	昭和49年 (1974年) 4月7～8日	大雨	近江八幡市の一部では、床上浸水が3棟、床下浸水が79棟あった。
27	昭和49年 (1974) 7月1～2日	大雨	近江八幡市では床下浸水が3棟あった。
28	昭和49年 (1974年) 7月4～8日	大雨	近江八幡市の床下浸水は59棟あった。
29	昭和49年 (1974年) 7月24～25日	大雨	近江八幡市の床上浸水は29棟、床下浸水は137棟あった。
30	昭和49年 (1974年) 8月25～26日	大雨	近江八幡市の床上浸水は3棟、床下浸水は81棟あった。
31	昭和51年 (1976年) 6月9日	梅雨前線豪雨	近江八幡市では床下浸水があった。
32	昭和51年 (1976年) 9月	台風17号 前線による 大雨	近江八幡市では床上浸水と床下浸水、水稻への被害と田の埋没農業用施設においては水路と道路に被害があった。
33	昭和54年 (1979年) 6月27日 ～7月2日	停滞前線豪雨	近江八幡市では床下浸水が2棟あった。
34	昭和55年 (1980年) 8月26～27日	豪雨	近江八幡市では床下浸水が5棟あった。
35	昭和56年 (1981年) 7月2～3日	梅雨前線豪雨	近江八幡市では床下浸水が11棟あり、農業用施設の被害が4箇所あった。
36	昭和56年 (1981年) 10月8～9日	豪雨	近江八幡市では床上浸水が6棟と床下浸水が52棟あった。
37	昭和57年 (1982年) 8月1～2日	台風10号	近江八幡市では床上浸水が43棟と床下浸水が360棟、田畑に関しては、流失・埋没・冠水があり、崖崩れと道路にも被害があった。り災世帯数28棟、り災者数94人であった。

番号	生起年月日	区 分	概 要
38	昭和57年 (1982) 9月12日	台風18号	近江八幡市では、床上浸水が1棟、床下浸水が34棟あり、田畑では冠水・埋没があった。り災世帯数1棟、り災者数5人であった。
39	昭和58年 (1983年) 9月27～28日	台風10号	近江八幡市では、床上浸水が2棟と床下浸水が32棟、田の冠水があった。り災世帯数2棟、り災者数8人であった。
40	昭和58年 (1983年) 6月20～21日	大雨	近江八幡市では、床下浸水が18棟あった。
41	昭和59年 (1984年) 6月26～27日	梅雨前線大雨	近江八幡市では、床下浸水が13棟あった。
42	昭和60年 (1985年) 6月21日 ～7月19日	台風6号と 梅雨前線豪雨	近江八幡市では、床上浸水が3棟と床下浸水が47棟あり、り災世帯数3棟、り災者数11人であった。
43	昭和61年 (1986年) 7月21～23日	梅雨前線豪雨	近江八幡市では、床上浸水が4棟、床下浸水が52棟あった。
44	昭和62年 (1987年) 7月14～21日	梅雨前線豪雨	近江八幡市では総降水量が272mmとなり、床上浸水が5棟と床下浸水が234棟、畑の冠水があった。
45	平成2年 (1990年) 9月15日	秋雨前線豪雨	近江八幡市では、床上浸水が3棟と床下浸水が269棟、の被害があった。降水量は183mmであった。
46	平成2年 (1990年) 9月19～20日	台風19号	近江八幡市では、床下浸水が28棟、田冠水35haの被害があり、2,070戸、4,600人に対し避難命令を発令した。
47	平成4年 (1992年) 7月19日	斜面崩壊による 落石	長年にわたる斜面の岩盤の風化と前日の降雨（約35mm・16～18時）が主原因と考えられる。 幅：17m、高さ：30m、崩土量：300m ³ 、被災車両：3台 地点：国民休暇村東180m（県道彦根近江八幡線） 雨量：7/11～18の総雨量143mm
48	平成7年 (1995年) 5月12日	集中豪雨	集中豪雨により、白鳥川、日野川、蛇砂川、八幡川の護岸設備に被害があった。
49	平成13年 (2001年) 6月19～20日	集中豪雨	近江八幡市では、床上浸水が2棟あった。
50	平成15年 (2003年) 6月23～25日	梅雨前線大雨	近江八幡市では、床上浸水が1棟あった。

51	平成 25 年 (2013 年) 9月16～17日	台風18号	近江八幡市では、気象庁により大雨特別警報発令されたことに伴い、避難勧告を発令した。民家浸水被害は床上浸水7棟、床下浸水32棟、土砂崩壊による民家の一部破損2件があった。道路・河川等の災害は、土砂崩れ15箇所、河川の出水・崩壊等8箇所、道路の陥没・崩壊等13箇所、倒木15箇所、山林崩壊8箇所、山腹崩壊8箇所あった。農作物等被害は、水稻278ha、豆類81ha、野菜199ha、施設被害97箇所あった。
52	平成 29 年 (2017 年) 10月21～22日	台風21号	避難勧告を発令し、小屋の破損12棟、家屋の屋根の破損6棟、伝建地区の土蔵損壊2箇所、工事現場の倒壊1箇所、山道破損4箇所、倒木数ヶ所、その他窓ガラスの破損・カーポート破損等多数の被害があった。また、通行止め16箇所、河川増水による土のう対応1件、堤防のズレ・法面の破損2箇所あった。農林水産関係では、農業用ビニールハウス全壊20棟、半壊29棟、一部損壊11棟、ビニール破損70棟、農業用倉庫全壊5棟、一部破損3棟あった。また1時間20分程度の停電が280世帯に発生した。人的被害はなかったが、家屋の被害、越水が多くみられた他、市内各所で倒木の被害があった。
53	平成 30 年 (2018年) 7月5～10日	平成30年7月 豪雨	避難準備・高齢者等避難準備開始情報を発令。沖島町には土砂災害による避難勧告を発令した。山側斜面の土砂崩壊により県道2箇所が通行止めになった。また、道路冠水2箇所、床下浸水2戸、敷地内浸水3戸、冠水による農作物被害が約4.3haであった。
54	平成 30 年 (2018年) 9月4～5日	台風21号	避難情報の発令なし。人的被害は重症3名、軽症8名であった。住家の一部損壊215件、小屋・カーポート等の一部損壊105件、倒木31本、カーブミラー損傷16箇所、通行止め3箇所あった。農林水産関係では、ガラス温室の一部損壊16件、ビニールハウスの一部損壊107件・全壊33件・半壊25件、牛舎一部損壊23件、傾斜一部損壊3件、養豚施設屋根損壊1件、鶏糞処理施設の全壊1件・半壊1件、牛糞用施設一部損壊1件、倉庫の一部損壊17件・全壊1件、半壊9件であった。市の施設も296件の被害があった。また、県下全域で多くの停電が発生したため、復旧に最大13時間程度の時間を要し、市内では4,360件が停電した。
55	令和元年 (2019年) 10月12～13日	令和元年東日 本台風	避難情報の発令なし。(自主避難者1名あり) 人的被害なし。倒木1件、および交差点標識の落下1件。カーブミラーの倒れ・損壊4件、竹の倒れかかり1件、カラーコーンの散乱1件、消火栓看板のはずれ・倒れ4件。また、市内で、1206件が停電した。 主に関東・東北で被害が集中し、13都県で大雨特別警報が発令された。
56	令和3年 (2021年) 8月11～20日	前線による大 雨	避難情報の発令なし(自主避難者6名あり)。人的被害なし。近江八幡市では総降水量が424mmとなり、道路冠水複数箇所、県道および市道7箇所通行止め、市道1箇所通行規制、路肩崩落2箇所、仮設橋破損1件、土砂崩れ3箇所であった。また農作物については、冠水が約0.9ha、浸水が約17.7haの被害があった。

57	令和4年 (2022年) 7月19日	前線による大雨	高齢者等避難情報を土砂災害発生の危険性の高い地区に発令（避難者4名あり）。JR安土駅東側地下道で1名が死亡する人的被害あり。近江八幡市では記録的短時間大雨情報が発表されるなど総降水量が133.5mmとなり、道路冠水複数箇所、県道、市道および林道8箇所通行止め、土砂崩れ2箇所、農作物の浸水が約2.6 haといった被害があった。
----	--------------------------	---------	---

3 主な風水害の気象観測値

(観測値：雨量：アメダス近江八幡（1976.4.6 観測開始）、風：彦根地方气象台）

気象状況	発生年月日	降水量・他	
室戸台風	昭和9年（1934年） 9月20日～21日	総雨量：19.6mm(9/20-21) 日最大：15.0mm(9/21) 最大風速：SSE31.2m/s(9/21)	1時間最大：9.0mm(9/21) 最大瞬間風速：SSE39.3m/s(9/21)
梅雨前線 低気圧	昭和13年（1938年） 8月1日～5日	総雨量：100.0mm(8/1-5) 日最大：35.6mm(8/1) 最大風速：SE11.7m/s(8/2)	1時間最大：13.0mm(8/1) 最大瞬間風速：ESE20.6m/s(8/1)
ヘスター 台風	昭和24年（1949年） 7月28日～31日	総雨量：134.7mm(7/28-31) 日最大：104.4mm(7/29) 最大風速：SSE14.2m/s(7/29)	1時間最大：18.4mm(7/28) 最大瞬間風速：SSE16.9m/s(7/29)
ジェーン 台風	昭和25年（1950年） 9月2日～3日	総雨量：64.8mm(9/2-3) 日最大：63.2mm(9/3) 最大風速：SE27.8m/s(9/3)	1時間最大：15.2mm(9/3) 最大瞬間風速：SE42.5 m/s(9/3)
梅雨前線	昭和28年（1953年） 6月4日～8日	総雨量：167.3mm(6/4-8) 日最大：78.0mm(6/7) 最大風速：SSW14.0m/s(6/7)	1時間最大：24.8mm(6/5) 最大瞬間風速：SSW20.5m/s(6/7)
昭和28年 台風13号	昭和28年（1953年） 9月24日～25日	総降水量：172.1mm(9/24-25) 日最大：127.8mm(9/25) 最大風速：N21.0m/s(9/25)	1時間最大：27.0mm(9/25) 最大瞬間風速：N29.0m/(9/25)
昭和34年 台風7号	昭和34年（1959年） 8月12日～14日	総雨量：280.0mm(8/12-14) 日最大：167.7mm(8/13) 最大風速：N12.9m/s(8/14)	1時間最大：52.1mm(8/13) 最大瞬間風速：WNW16.2m/s(8/14)
伊勢湾台風	昭和34年（1959年） 9月25日～28日	総雨量：316.9mm(9/25-28) 日最大：195.8mm(9/26) 最大風速：ESE21.9m/s(9/26)	1時間最大：46.9mm(9/26) 最大瞬間風速：ESE36.0m/s(9/26)
第二室戸 台風	昭和36年（1961年） 9月14日～16日	総雨量：65.7mm(9/14-16) 日最大：32.1mm(9/16) 最大風速：SSW25.7m/s(9/16)	1時間最大：9.7mm(9/16) 最大瞬間風速：SE38.9 m/s(9/16)
昭和37年 台風14号	昭和37年（1962年） 8月25日～26日	総雨量：129.9mm(8/25-26) 日最大：124.2mm(8/25) 最大風速：ENE15.7m/s (8/26)	1時間最大：58.0mm(8/25) 最大瞬間風速：ENE29.9m/s(8/26)
低気圧	昭和41年（1966年） 3月2日～8日	総雨量：143.8mm(3/2-8) 日最大：43.3mm(3/3) 最大風速：NNW11.7m/s(3/8)	1時間最大：12.3mm(3/3) 最大瞬間風速：NW16.2m/s(3/5)
秋雨前線	昭和46年（1971年） 9月5日～7日	総雨量：189.0mm(9/5-7) 日最大：151.0mm(9/6) 最大風速：WNW7.3m/s(9/6)	1時間最大：41.5mm(9/6) 最大瞬間風速：WNW12.5m/s(9/6)

気象状況	発生年月日	降水量・他
停滞前線	昭和54年（1979年） 6月27日～7月2日	総雨量：222.0mm(6/27-7/2) 日最大：82.0mm(6/29) 1時間最大：16.0mm(6/29) 最大風速：W8.2m/s(6/29) 最大瞬間風速：W14.7m/s(6/29)
平成25年 台風18号	平成25年（2013年） 9月15日～16日	総雨量：281.5mm(9/15-16) 日最大：144.0mm(9/16) 1時間最大：31.0mm(9/16) 最大風速：NNW16.6m/s(9/16) 最大瞬間風速：N24.4m/4(9/16)
平成30年 台風21号	平成30年（2018年） 9月4日	総雨量：59.0mm(9/4) 日最大：59.0mm(9/4) 1時間最大：25.0mm(9/4) 最大風速：ESE24.9m/s(9/4) 最大瞬間風速：SE46.2m/4(9/4)
前線による 大雨	令和3年（2021年） 8月11～20日	総雨量：424.0mm(8/11-20) 日最大：225.0mm(8/14) 1時間最大：54.0mm(8/14) 最大風速：NW9.2 m/s(8/14) 最大瞬間風速：WNW15.5m/s(8/14)
前線による 大雨	令和4年（2022年） 7月19日	総雨量：133.5mm(7/19) 日最大：133.5mm(7/19) 1時間最大：60.0mm(7/19) 最大風速：SE7.0m/s(7/19) 最大瞬間風速：SE10.9m/s (7/19)

「降水量・他」に記載されている各数値の後ろの括弧書きは、各数値を観測した日付

4 年間降水量・平均降水量

(1)年間降水量（近江八幡地域雨量観測所） 単位：mm

年	合計	日最大		1時間最大	
		値	月日	値	月日
1976	*1,590	*81	9月9日	*35	8月2日
1977	1,133	70	3月30日	13	9月2日
1978	1,068	56	6月23日	37	7月9日
1979	1,292	82	6月29日	23	8月4日
1980	1,750	89	7月24日	30	8月26日
1981	1,506	133	10月8日	37	7月3日
1982	1,491	148	8月1日	23	7月17日
1983	1,625	106	6月20日	16	9月15日
1984	*1,045	*58	9月9日	*32	6月20日
1985	*1,407	*93	6月25日	*24	7月9日
1986	1,368	112	7月10日	26	7月10日
1987	1,350	139	7月14日	44	7月14日
1988	1,630	95	6月24日	36	6月9日
1989	1,694	111	9月3日	25	9月22日
1990	1,844	183	9月15日	61	9月15日
1991	1,717	80	6月2日	31	7月27日
1992	1,419	59	7月11日	25	7月11日
1993	1,968	101	6月29日	29	8月3日
1994	979	160	9月16日	28	9月16日
1995	1,484	124	5月12日	26	7月3日
1996	1,588	170	8月28日	33	8月29日
1997	1,603	103	8月5日	40	7月9日
1998	1,781	74	6月21日	22	10月16日
1999	1,448	69	6月27日	30	6月27日
2000	1,293	120	9月11日	25	7月25日
2001	1,411	92	6月19日	34	8月7日
2002	1,162	61	4月21日	30	7月16日
2003	2,034	125	6月24日	37	6月24日
2004	1,612	89	9月29日	31	9月29日
2005	1,116	66	7月4日	36	8月18日
2006	1,632	79	7月17日	38	7月1日
2007	1,405	97	6月24日	29	8月29日
2008	1,566.5	104.5	9月21日	37.5	7月18日
2009	1,313.0	58.5	11月11日	20.5	8月2日
2010	1,612.0	66.0	7月14日	32.5	7月14日
2011	1,594.0	124.5	5月11日	29.0	9月21日

年	合計	日最大		1時間最大	
		値	月日	値	月日
2012	1,756.5	90.5	9月30日	65.0	8月18日
2013	1,537.0	144.0	9月16日	44.0	8月5日
2014	1,602.0	108.5	8月16日	52.5	8月17日
2015	1,801.5	73.5	8月17日	33.0	8月17日
2016	1,612.0	75.5	4月7日	24.0	9月8日
2017	1,693.5	165.5	10月22日	30.5	7月18日
2018	1,585.0	103.5	7月5日	25.0	9月4日
2019	1,431.5	97.0	10月12日	40.5	7月18日
2020	1,662.0	70.5	6月19日	23.0	8月27日
2021	1,738.5	225.0	8月14日	54.00	8月14日
2022	1,428.0	133.5	7月19日	60.0	7月19日
2023	1,457.5	106.0	6月2日	39.5	9月6日
2024	1,620.0	99.5	5月28日	32.5	7月15日
2025	1,229.0	108.0	6月10日	41.0	6月10日

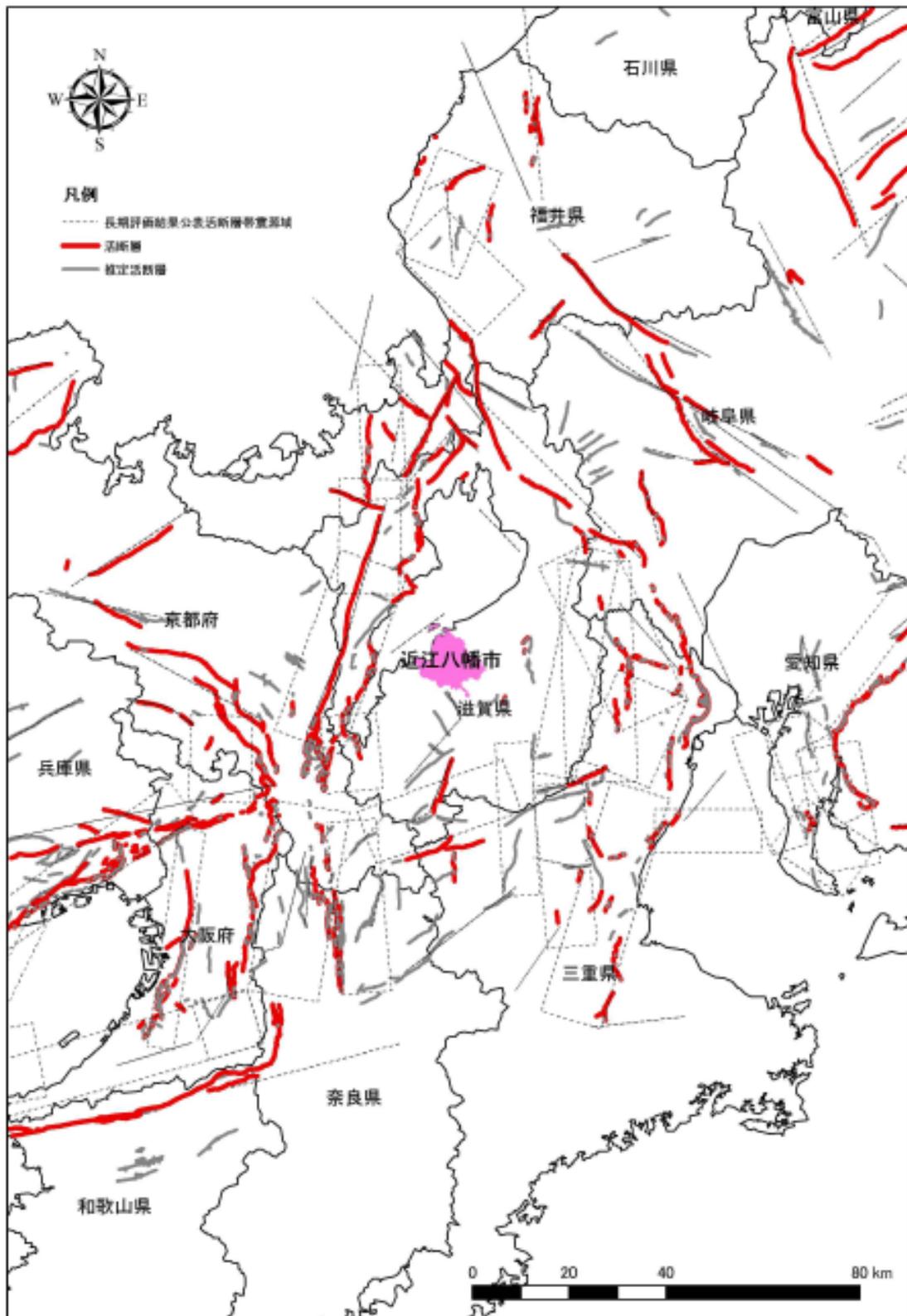
(注) 1 表中*の値は、統計データが不足しており、資料不足値となります。

2 2008年以降の値は、小数点第1位で公開しています。

(2) 降雨量の平年値（1991～2020年近江八幡地域雨量観測所）単位：mm

1月	85.2
2月	86.6
3月	113.6
4月	118.5
5月	149.3
6月	189.0
7月	197.1
8月	142.6
9月	167.6
10月	140.1
11月	79.3
12月	78.3
年	1547.3

5 近江八幡市周辺の長期評価結果が公表されている活断層分布図



6 近江八幡市周辺主要活断層の長期評価の概要

参考：地震調査研究推進本部（算定基準日 令和8年1月1日）

断層帯名 (起震断層/活動区間)	長期評価で 予想した 地震規模 マグニチュード	我が国の主な 活断層における 相対的評価		地震発生確率			地震後 経過率	平均活動間隔
		ランク		30年以内	50年以内	100年以内		最新活動時期
奈良盆地東縁断層帯	7.4 程度	S*ランク	高いグループに属する	ほぼ 0%~5%	ほぼ 0%~7%	ほぼ 0%~10%	0.2-2.2	約 5000 年 約 11000 年前-1200 年前
上町断層帯	7.5 程度	S*ランク		2%~3%	3%~5%	6%~10%	1.1-2 より大	8000 年程度 約 28000 年前-約 9000 年前
琵琶湖西岸断層帯 (北部)	7.1 程度	S ランク		1%~3%	2%~5%	4%~10%	—	約 1000 年-2800 年 約 2800 年前-約 2400 年前
頓宮断層	7.3 程度	A*ランク	やや高いグループに属する	1%以下	2%以下	4%以下	1.0 以下	約 10000 年以上 約 10000 年前-7 世紀
布引山地東縁断層帯 (西部)	7.4 程度	A*ランク		ほぼ 0%~1%	ほぼ 0%~2%	ほぼ 0%~4%	0.02- 1.6	17000 年程度 約 28000 年前-400 年前
三峠・京都西山断層帯 (京都西山断層帯)	7.5 程度	A*ランク		ほぼ 0%~0.8%	ほぼ 0%~1%	ほぼ 0%~3%	0.3-0.7	約 3500 年-5600 年 約 2400 年前-2 世紀
養老-桑名- 四日市断層帯	8 程度	A ランク		ほぼ 0%~0.8%	ほぼ 0%~1%	ほぼ 0%~4%	0.2-0.6	1400 年-1900 年 13 世紀-16 世紀
三方・花折断層帯 (花折断層帯/中南部)	7.3 程度	A*ランク		ほぼ 0%~0.6%	ほぼ 0%~1%	ほぼ 0%~2%	0.2-0.7	4200 年-6500 年 2800 年前-6 世紀
三峠・京都西山断層帯 (三峠断層)	7.2 程度	A ランク		0.4%~0.6%	0.7%~1%	1%~2%	不明	5000 年-7000 年程度 3 世紀以前
鈴鹿西縁断層帯	7.6 程度	A ランク		0.08%~ 0.2%	0.1%~ 0.3%	0.3%~ 0.6%	不明	約 18000 年-36000 年 不明
生駒断層帯	7.0~ 7.5 程度	A ランク		ほぼ 0%~0.2%	ほぼ 0%~0.3%	ほぼ 0%~0.6%	0.2-0.5	3000 年-6000 年 400 年頃以降-1000 年頃以前
中央構造線断層帯 (根来区間)	7.2 程度	A ランク		0.008%~ 0.3%	0.02%~ 0.5%	0.04%~ 1%	0.4-0.6	約 2500 年-2900 年 7 世紀以降 8 世紀以前
鈴鹿東縁断層帯	7.5 程度	Zランク		ほぼ 0%~0.07%	ほぼ 0%~0.1%	ほぼ 0%~0.2%	0.2-0.5	約 6500 年-12000 年 約 3500 年-2800 年
有馬-高槻断層帯	7.5 程度 (7.5±0.5)	Zランク	ほぼ 0%~0.04%	ほぼ 0%~ 0.1%	ほぼ 0%~0.4%	0.2-0.4	1000 年-2000 年前 1596 年慶長伏見地震	
布引山地東縁断層帯 (東部)	7.6 程度	Zランク	0.001%	0.002%	0.005%	0.4	25000 年程度 11000 年前頃	
野坂・集福寺断層帯 (野坂断層帯)	7.3 程度	Zランク	ほぼ 0% もしくは それ以上	ほぼ 0% もしくは それ以上	ほぼ 0% もしくは それ以上	0.04-0.1 もしくは それ以上	約 5600 年-7600 年もしくはそれ以下 15-17 世紀	
柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯 (主部/北部)	7.6 程度	Zランク	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	0.1-0.2	約 2300 年-2700 年 17 世紀頃	
琵琶湖西岸断層帯 (南部)	7.5 程度	Zランク	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	0.1-0.2	約 4500 年-6000 年 1185 年の地震	
濃尾断層帯 (主部/梅原断層帯)	7.4 程度	Zランク	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	0.008- 0.01	約 14000 年-15000 年 1891 年濃尾地震	

濃尾断層帯 (主部/根尾谷断層帯)	7.3 程度	Zランク	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	0.04- 0.06	約 2100 年-3600 年 1891 年濃尾地震
木津川断層帯	7.3 程度	Zランク	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	0.007- 0.04	約 4000 年-25000 年 1854 年伊賀上野地震
湖北山地断層帯 (北西部)	7.2 程度	Zランク	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%~ 0.001%	0.2-0.3	約 3000 年-4000 年 11-14 世紀
三方・花折断層帯 (三方断層帯)	7.2 程度	Zランク	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	0.06- 0.1	約 3800 年-6300 年 1662 年の地震
中央構造線断層帯 (金剛山地東縁区間)	6.8 程度	Zランク	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	0.2-0.3	約 6000 年-7600 年 1 世紀以降-3 世紀以前
湖北山地断層帯 (南東部)	6.8 程度	Zランク	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	0.05- 0.09	概ね 7000 年程度 15-17 世紀
濃尾断層帯 (温見断層/北西部)	6.8 程度	Zランク	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	0.06	約 2200 年-2400 年 1891 年濃尾地震
柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯 (主部/南部)	7.6 程度	Xランク	不明	不明	不明	不明	不明 約 4900 年前-15 世紀
中央構造線断層帯 (五条谷区間)	7.3 程度	Xランク	不明	不明	不明	不明	不明 約 2200 年前以降-7 世紀以前
濃尾断層帯 (武儀川断層)	7.3 程度	Xランク	不明	不明	不明	不明	不明 不明
柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯 (浦底-柳ヶ瀬山断層 帯)	7.2 程度	Xランク	不明	不明	不明	不明	不明 不明
三方・花折断層帯 (花折断層帯/北部)	7.2 程度	Xランク	不明	不明	不明	不明	不明 1662 年の地震
三峠・京都西山断層 帯 (上林川断層)	7.2 程度	Xランク	不明	不明	不明	不明	不明 不明
濃尾断層帯 (揖斐川断層帯)	7.1 程度	Xランク	不明	不明	不明	不明	不明 1-10 世紀
濃尾断層帯 (温見断層/南東部)	7.0 程度	Xランク	不明	不明	不明	不明	不明 不明
濃尾断層帯 (主部/三田洞断層 帯)	7.0 程度	Xランク	不明	不明	不明	不明	不明 不明
野坂・集福寺断層帯 (集福寺断層)	6.5 程度	Xランク	不明	不明	不明	不明	不明 不明
柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯 (主部/中部)	6.6 程度	Xランク	不明	不明	不明	不明	不明 約 7200 年前-7000 年前

※確率値は有効数字 1 桁で記述している。ただし、30 年確率が 10%台の場合は 2 桁で記述する。また「ほぼ 0%」とあるのは、 10^{-3} 未満の確率値を表す。

※最新活動（地震発生）時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値。最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均活動間隔に達すると 1.0 となる。

※平均活動間隔が判明していない等の理由より、地震発生確率及び地震後経過率を求めることができない。

※活断層における今後 30 年以内の地震発生確率が 3%以上を「Sランク」、0.1~3%を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」、不明（すぐに地震が起きることが否定できない）を「Xランク」と表記している。地震後経過率（注 2）が 0.7 以上である活断層については、ランクに「*」を付記している。

7 地震被害想定結果

参考：「滋賀県地震被害想定について」

<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/bousai/zishin/11383.html>

地震被害想定結果の利活用には、以下の点に留意が必要である。

①「起こりうる最大クラスの地震」を想定したものであること

滋賀県は、防災対策を検討する上で、備えるべき「起こりうる最大クラスの地震」を想定し、県域に推定されている活断層が一連区間で同時に活動したものとして、震度分布・液状化可能性等の分布を推計している。

内閣府がマグニチュード9クラスのものとして震源設定した「南海トラフ巨大地震」についても備えるべき「起こりうる最大クラスの地震」を想定したものである。

「資料編Ⅺ 7 近江八幡市周辺主要活断層の長期評価の概要」は、対象とした活断層帯の特徴を踏まえて地震動等を推計したものであるが、実際に起こる地震は想定と異なることも十分に考えられる。また、対象とした活断層以外の地震発生の可能性もある。

震度分布等の推計手法については、「滋賀県地震被害想定調査中間報告（震度分布等の推計結果）について」<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/bousai/zishin/12492.html> を参照されたい。

②「起こりうる被害」を想定したものであること

県・市町域レベルでの被害規模を想定することを主眼とし、過去の地震における被害結果を基に提案されている統計的な手法を用いて、被害を想定している。

水道や電力供給施設等のライフラインの被害については、主として、阪神・淡路大震災における各地の震度と被害状況を基にした関係式を使用しており、個別施設の耐震性能、非常用電源設備、配水・配電ルート等、また、復旧体制の充実等の効果については考慮していない。

東日本大震災における震度別の被害率等に基づく道路・鉄道等の交通施設についても同様である。本検討は、防災体制を検討してゆく上で、備えるべき「起こりうる被害」を想定するものであり、個々の施設の耐震性等を検証するための詳細な調査ではない。

内陸活断層による地震

今回の地震被害想定においては、もしその活動があった場合に、滋賀県域で甚大な被害が想定されるものとして、5つの活断層(帯)を選定して検討対象とした。

活動領域については、国の地震調査研究推進本部が公表している長期評価等にかかわらず、滋賀県域への最大クラスの影響を念頭に連動を仮定したものである。

これらの震源断層毎に各2ケースの破壊開始点を仮定した断層モデルを設定し、推計した震度分布等を用いて、被害想定を実施した。

なお、地下深くの断層構造は明らかにされているとは言えず、あくまで現時点での調査結果に基づく推定である。また、その存在が確認されていないものも含め、これら以外の活断層による地震発生の可能性も十分にある。

8 近江八幡市及び周辺の地震災害履歴

西暦年月日	震 央 緯度・経度 震央地名	深さ	マグニ チュード	被 害 状 況
745. 6. 5	136. 6°, 35. 2° 美濃	-	7. 9	美濃にて櫓館・正倉・仏寺・堂塔・百姓舎多く倒潰。摂津で余震20日間やまず。
827. 8. 11	135° ³ / ₄ , 35. 0° 京都	-	6. 5 ~7. 0	舎屋多く潰れ、余震が翌年6月までであった。
881. 1. 13 子刻	- 京都	-	6. 4	宮城の垣・官庁・民家の破損するものはなはだ多かった。
887. 8. 26 申刻	135. 0°, 33. 0° 五畿七道	-	8. 0 ~8. 5	京都で諸司の舎屋及び東西両京の民家の倒潰多く、圧死者多数。津波が沿岸を襲い溺死者多数。特に摂津の国の浪害が最大。
890. 7. 10 辰刻	- 京都	-	6. 0	家屋傾き、ほとんど倒潰寸前のものがあつた。
934. 7. 22 午刻	- 京都	-	6. 0	午刻に地震2回、京中の築垣多く転倒す。
976. 7. 22 申刻	135. 8°, 34. 9° 山城・近江	-	6. 7 以上	宮城諸司・両京屋舎転倒多く、諸寺院に被害大。死50以上。また、近江国分寺の大門倒れ仁王像破損。関寺（大津市）の大仏破損。国府庁以下雑屋30余倒れる。
1070. 12. 1 夜半	135. 8°, 34. 8° 山城・大和	-	6. 0 ~6. 5	東大寺の巨鐘の紐切れ落ちる。京都では家々の築垣を損ず。
1091. 9. 28 申刻	135. 8°, 34. 7° 山城・大和	-	6. 2 ~6. 5	法成寺の仏像倒れる。その他建物・仏像に被害ある。
1096. 12. 17 辰刻	137°~138° 33. 75°~ 34. 25° 畿内・東海道	-	8. 0 ~8. 5	大極殿小破。京都では震動の割に被害僅少。東大寺の巨鐘また落ちる。薬師寺廻廊倒壊。その他寺院に被害大。近江の勢多橋落ちる。余震多い。「近衛家文書」によると木曾川下流の鹿取・野代の地が「空変海塵」の状態となったが数十年後に漸く陸地となり開作可能となった。
1099. 2. 22 卯刻	135°~136° 32. 5°~33. 5° 南海道・畿内	-	8. 0 ~8. 3	興福寺西金堂・塔小破。大門と廻廊が倒れた。摂津天王寺廻廊倒れる。土佐で田千余町みな海に沈む。
1117. 11. 26 丑刻	135. 8°, 34. 7° 大和	-	6. 0 ~6. 5	東大寺大仏の螺髪及び巨鐘落ち、印蔵の丑寅の角崩れ落ちる。京都でも地震強
1185. 8. 13 午刻	135. 8°, 35. 0° 近江・山城・大和	-	7. 4	京都の震害とくに大。なかでも白河辺の被害大きく。閑院の皇居棟折れ、釜屋以下転倒し、西廊倒れる。 法勝寺の九輪塔大破し、倒潰同様。その他寺院でも堂塔破潰す。民家や築垣の倒潰破損多く、築垣は東西面が倒潰多く、南北面はすこぶる残るといふ。死者多く、宇治橋落ちる。渡橋中の10人川に落ち1人溺死。比叡山にも被害大。三井寺・醍醐寺等にも被害あり。琵琶湖の水北流し水減ず。のちに旧に復す。近江で田3町地裂け淵となる。

西暦年月日	震央 緯度・経度 震央地名	深さ	マグニ チュード	被害状況
1299. 6. 4	— 大阪・畿内	—	—	「本朝年代記」によると天王寺金堂倒れる。京都南禅寺堂社も倒れ、畿内で死1万余というも。他の文献無し。再考を要する。
1317. 2. 24 寅刻	135. 8° , 35. 0° 京都	—	6. 5 ～7. 0	これより先の1月3日辰あるいは巳刻に京都強震。東寺の塔の九輪折れ傾き寺内の灌頂院破損し多くの余震を伴ったが1月5日大地震となる。白河辺の人家ことごとく潰れ死5人。法勝寺・法成寺の堂宇門楼傾き倒れる。5日未の刻に清水寺火を発し塔と鐘楼を焼く。
1325. 12. 5 亥刻	136. 1° , 35. 6° 近江北部	—	6. 5 ± ¹ / ₄	竹生島一部崩れ湖中に没す。若狭国敦賀郡気比神宮倒壊す。延暦寺十二輪燈ことごとく消え、常燈の過半も消えた。京都で強く感じ、余震年末まで続く。
1350. 7. 6 申刻	135. 8° , 35. 0° 京都	—	6. 0	祇園社の石塔の九輪落ち砕け、余震は7月初旬まで続いた。「祇園執行日記」によると余震数は5月5回以上、6月6回である。
1360. 11. 22 九ツころ	136. 2° , 33. 4° 紀伊・摂津	—	7. 5 ～8. 0	『愚喚起』に地震記事なし。4日に大震。5日に再震。6日の六つ時過ぎに津波が熊野尾鷲から摂州兵庫まで津波が襲来し、人馬牛の死多しというも疑わしい。
1361. 8. 3 寅刻	135. 0° , 33. 0° 畿内・土佐・阿波	—	8 ¹ / ₄ ～8. 5	摂津四天王寺の金堂倒壊し、5人圧死。山城東寺の講堂傾く。興福寺金堂破損。奈良薬師寺の金堂の二階傾く。熊野社の社頭ならびに仮殿その他ことごとく破壊。熊野山の山道ならびに山河の破損多い。津波が沿岸を襲い摂津・阿波・土佐で被害。
1408. 1. 21	136. 0° , 33. 0° 紀伊・伊勢	—	7. 0 ～8. 0	京都久我山町法連寺の諸堂破壊するという。熊野本宮の温泉の湧出80日とまる。熊野で被害ありという。紀伊・伊勢・鎌倉に津波があった。
1425. 12. 23 巳刻	135. 8° , 35. 0° 京都	—	6. 0	築垣多く崩れる。
1449. 5. 13 辰刻	135. 75° , 35. 0° 山城・大和	—	5 ³ / ₄ ～6. 5	京都の仙洞御所傾き、東寺では築地崩れ、南大門破損。
1586. 1. 18 亥下刻	136. 8° , 35. 6° 畿内・東海・東山・北陸諸道	—	7. 8 ±0. 1	飛騨白川谷の保木脇で大山崩れ、帰雲山城埋没し、城主内ヶ島氏理以下多数圧死。山崩れのため白川がせき止められ20日間水が流れなかった。白川谷全体で倒家埋没300余戸。尾張の長嶋で被害大。近江長浜で城主山内一豊の幼女圧死。尾張・伊勢の海岸三角州地帯で土地のゆりこみ、涌没多し。これは液状化現象と思われる。

西暦年月日	震央 緯度・経度 震央地名	深さ	マグニ チュード	被害状況
1596. 9. 5 子刻	135. 4°, 34. 8° 畿内および近隣	-	7 ¹ / ₂ ± ¹ / ₄	京都三条より伏見に至る間の被害多く、伏見城の天守大破、石垣崩れ、上臈73人、仲居下女500余人圧死。「地震加藤」で有名。京都では東寺・天竜寺・大覚寺・二尊院倒壊、民家の倒潰も多く、死傷も多かった。堺で死600余、家屋倒潰多し、高野山では大塔の九輪の四方の鎖が切れたという。奈良では唐招提寺で戒壇・僧堂など倒れる。法隆寺・海竜王寺・興福寺など破損。大阪・神戸でも潰家きわめて多く、近江の栗田郡葉山村も潰家・死者が多かった。
1618. 9. 30 子丑の刻	- 京都	-		不動院大破する。「京都府寺誌稿」による。
1662. 6. 16 午刻	135. 9°, 35. 3° 山城・大和・ 河内・和泉・ 摂津・丹後・ 若狭・近江・ 美濃・伊勢・ 駿河・三河・ 信濃	-	7 ¹ / ₄ ~7. 6	比良岳付近の被害が甚大。唐崎・志賀両郡1万4, 800石のうち田畑85町ゆり込み（湖中にか？）、潰家1, 570。 大溝で潰家1, 020余（95%以上か？）、死37。湖西で沿岸が沈下したことは考古学的・史的推定がある。彦根で潰家1, 000、死30余。朽木谷・町居村・榎村付近では、大規模な山崩れが発生し、榎村は総戸数50で死300余。榎村の対岸にある町居村でも戸数50、死260余、生存37という。崩土は安曇川を堰き止めた。 京都で町屋倒潰1, 000、死200余ともいう。六地藏・鞍馬で山崩れ。向島の堤300間（約550m）余切れ、うち46~47間（約80m）は地中へ4~5尺（1. 2~1. 5m）ゆり込む。彦根・膳所・亀山・小浜・篠山・桑名・高須・大阪・水口・伏見・高槻・岸和田・淀（山城）・尼崎などの諸城では石垣・櫓・塀・多門などにさまざまな被害あり、小浜で城の櫓・多門・石垣・蔵・家中侍屋敷・町屋まで破損。三方断層の西側、三方五湖の久々子湖で約3m、水月湖東部気山川河口で3~4. 5m隆起した。 花折断層北部・三方断層系の同時活動に帰する説がある。
1665. 6. 25 酉刻	- 京都	-	6. 0	二条城の石垣12~13間崩れ、二の丸殿舎など少々破損す。

西暦年月日	震 央 緯度・経度 震央地名	深さ	マグニ チュード	被 害 状 況
1707. 10. 28 未刻	135. 9°, 33. 2° 五畿七道 宝永地震	-	8. 6	わが国最大級の地震。家屋倒壊地域は駿河中央部・甲斐西部・信濃・東海道・美濃・紀伊・近江・畿内・播磨・大聖寺・富山及び中国、四国、九州におよぶ。震害は東海道・伊勢湾・紀伊半島で最もひどい。津波は伊豆半島から九州に至る太平洋沿岸に及び大阪湾・播磨・伊予・防長を襲った。全体の被害はつかみにくい、確かな死者は5,000余、流失家約1.8万、潰家約5.9万、半潰・破損4.3万、蔵被害2,000、船の流破3,900余、田畑潰14万石と1.6万町歩。
1715. 2. 2 丑の刻	136. 6°, 35. 4° 大垣・名古屋	-	6. 5 ~7. 0	大垣で石垣15カ所崩れ、名古屋城の石垣わずか崩れる。土蔵の壁痛み多く、舎塀かなり崩れる。福井でも崩家あり。奈良・京都・伊賀上野・松本で有感。
1731. 11. 13 巳刻	- 近江八幡・刈谷	-	-	近江八幡で青屋橋石垣損じ、刈谷で本城厩前の塀5間倒れる。 福井・伊勢・名古屋・京都・池田・江戸・八王子で有感。震源地及びM不明。
1740. 7. 20 卯半刻	- 奈良・畿内	-	-	奈良で鳥居1つ倒れる。池田・伊勢・京都・近江八幡・土佐有感。
1751. 3. 26 未刻	135. 8°, 35. 0° 京都	-	5. 5 ~6. 0	諸社寺の築地や町屋等破損。土蔵の壁落ち、石灯笼は倒れあるいは破損あり。近衛家構築地内に損所あり。知恩院の高幣、妙心寺の築地石垣少損、御香宮の石鳥居の柱南北に5~6寸ほど筋違いになる。また、京都で1町に土蔵2つずつ損という文書もある。具体的な損所記述した資料少なく、震度Vか。越中で強く感じ、因幡・金沢・大阪・池田・伊勢・長浜で有感。
1764. 10. 29 子刻	- 伊勢	-	-	伊勢で大地震。諸々破損という。院内は無事。京都で強く感じ、大阪で長く感ずる。
1770. 11. 23 昼八ツ時	- 紀伊	-	-	紀伊ところどころに地割れ、石垣崩れ、落石あり、余震数回。資料少なく詳細不明。
1801. 11. 28 暁七ツ頃	- 近江日野町・名古屋	-	-	南山王社で龍堂の廊下がゆがみ、鳥居や石灯笼が倒れた。名古屋で大手石垣塀20間ほど崩れる。 1802. 11. 18の誤記か。
1802. 11. 15 夜	- 近江高嶋郡	-	-	海津願慶寺の石垣崩れる。資料少なく詳細不明。 1802. 11. 18の地震のことか。
1802. 11. 18 暁七ツ頃	136. 5°, 35. 2° 畿内、名古屋	-	6. 5 ~7. 0	奈良春日の石灯笼かなり倒れ、名古屋で本町御門西の土居の松倒れ、高壁崩れる。彦根で所々壁落ち、領内少々破損あり。京都で土蔵壁落ち、石塔・石灯笼倒れもあり。大阪・西宮・池田・白鳥・高山で強く感じ、鯖江・鳥取で有感。やや深い地震か。Mは目安。

西暦年月日	震央 緯度・経度 震央地名	深さ	マグニ チュード	被害状況
1819. 8. 2 未刻ごろ	136. 3°, 35. 2° 伊勢・美濃・ 近江	-	7 ¹ / ₄ ± ¹ / ₄	近江八幡東漸寺本堂庫裡大破し、潰家82、半壊160、死5。琵琶湖の西北岸大溝でひどく、町屋損ぜざるはないという。その近く酒波で林2反（20a）が位置を変えたという。 甘呂（彦根の西）では105軒中70余潰れる。彦根では城の石垣・土留石の崩・孕6ヶ所計約70間。膳所で家倒50、死90という。水口では城など小破。木曾川下流では香取（多度町）で40軒が全滅し、金廻では海寿寺潰れて圧死70、傷300余。桑名では城の内外破損し、伊勢神戸でも櫓の壁落ち、塀など破損。京都で石灯籠多く倒れる。四日市でも石灯籠多く倒れ、土蔵塀破損。奈良の春日で灯籠の八分どおり倒れる。 近江八幡で震度V～VI。
1830. 8. 19 申刻	135. 6°, 35. 1° 京都及び隣国	-	6. 5 ±0. 2	烈震地域は京都市内に限られる。 洛中洛外の土蔵で被害を受けないものはなかったが、民家の倒壊は千の一つもなかったという。 京都での死280、傷1, 300、伏見では町屋の倒壊あり、宇治橋半ば落つ。大津では死1、傷2、潰家6、三井寺は障りなしという。 有感範囲は紀伊・伊勢・大垣・氷見・因幡・丹後・美作・四国にまで及んだ。
1833. 5. 27 昼九ツ半	136. 6°, 35. 5° 美濃西部	-	6 ¹ / ₄	大垣北方の村々で山崩れ。大垣領で山崩れ89カ所、半潰家30軒、死11、傷22。震源は根尾谷断層の近く。 近江八幡で石灯籠倒れる。
1854. 7. 9 丑刻	136. 0°, 34. 75° 伊賀・伊勢・ 大和及び隣国	-	7 ¹ / ₄ ± ¹ / ₄	伊賀上野・四日市・奈良・大和郡山付近で被害大きい。 膳所で死8、傷24、水口で死9、傷15、木曾川・町屋川・朝明川・鈴鹿川等の土堤に裂け目ができたり、沈下したりしたところが多かった。紀伊半島沿岸では震度IV～Vと推定され、住民は津波の心配をしたという。 震源断層は木津川断層系に比定される。滋賀県南部の震度はVからVI～VII。特に水口でVI～VII。
1854. 10. 11	- 伊勢	-	-	木曾川堤防破壊し、桑名郡老松輪中の家屋流失し、死70余。

西暦年月日	震央 緯度、経度 震央地名	深さ	マグニ チュード	被害状況
1854. 12. 23 五ツ半過ぎ	137. 8° , 34. 0° 東海・東山・ 南海諸道 安政東海地震	-	8. 4	被害区域は関東から近畿に及ぶ。 有感範囲は東北から九州東北部に及ぶ。特に被害の大きかったのは沼津から伊勢湾にかけての海岸で倒壊率は10%以上、過半に達する宿も多かった。津波は、房総から土佐の沿岸を襲い、尾鷲では戸数959のうち流失661、半流失68で、人口3, 913のうち死198であった。波高6m。滋賀県南部の震度はV。
1854. 12. 24 申の中刻	135. 0° , 33. 0° 畿内・東海・ 東山・北陸・ 南海・山陰・ 山陽道 安政南海地震	-	8. 4	安政東海地震の32時間後に起こったため、近畿及びその周辺では被害の様子を古文書からはっきり2つに区別できないものが多い。 紀伊半島を中心に津波の被害が大きく、特に熊野以西では大半流失した村が多かった。
1858. 8. 24	- 紀伊	-	-	田辺で瓦落ち壁が崩れた家あり。昼八ツと夜四ツの2回地震。岩国・広島・呉・岡山・丸亀・赤穂・宮津・近江八幡・岐阜養老郡・伊勢・大阪・京都・水口で有感。
1891. 10. 28 06:38	136. 6° , 35. 6° 愛知県・岐阜県 濃尾地震	-	8. 0	仙台以北を除き日本中で有感。激震地は根尾川・揖斐川上流地方。わが国の内陸地震では最大のもの。とくに根尾谷での被害は大きく、家屋はほとんど100%倒壊した。この谷では総人口3, 346人のうち死142、傷290、総戸数715のうち倒潰675もあった。総被害は死7, 273、傷17, 175、家屋全壊142, 177、半壊80, 324、道路破裂20, 076、橋梁損落10, 392、堤防崩壊7, 177、山崩れ10, 244。 この地震を機として翌明治25年震災予防調査会が発足した。その後の地震に比し、調査は十分でない模様。 山崩れ・陥没・地割れ・噴砂などの地変が美濃の山中や田畑に多く見られる。特に著しいのは水鳥を通る大断層で、NNW-SSEの方向に延長約80kmに渡り本州を横断している。山崩れにより谷を堰止め池をつくったところも多かった (例：根尾谷の板所村、福井県大野郡土荘村の真名川)。滋賀県南部の震度はV～VI。

西暦年月日	震央 緯度、経度 震央地名	深さ	マグニ チュード	被害状況
1899. 3. 7 09:55	136. 1° , 34. 1° 紀伊半島南東部	-	7. 0	奈良・三重・和歌山各県に被害。特に奈良県吉野郡・三重県南牟婁郡で被害が大。三重県では木ノ本・尾鷲などの被害大。木ノ本で石垣崩れ、倉庫倒壊などあって傷7、新鹿・飛島等では山崩れ6ヶ所、田畑を埋め、潰家2、半潰6、有井村でも倉庫全壊28、家屋半壊7、死傷5、長島で山崩れ。この他宇治山田・島津・鶴倉・松阪・白子・神戸・亀山・上野に被害があった。奈良県では北山筋で被害が大きく山崩れ・落石・土地の亀裂などがあり、とくに下北山村寺垣内では家屋・土蔵の転倒・傾斜などがあり、土地に亀甲状の地割れができた。小森村でも家屋の転倒・倒壊したものがあり、上市でも家屋に小被害があった。大和高田では家屋全壊2、半壊3、傷3があり煉瓦煙突の折損、傾斜もあった。奈良で春日の石灯笼87倒れ、奈良博物館（煉瓦造）無事。 滋賀県内では彦根でも家屋・土蔵に小被害があった。滋賀県南部の震度はIV。
1903. 7. 6 13:55	136. 5° , 35. 0° 三重県菰野付近	-	5. 7	菰野で警察の壁、その他家屋に小破損あり。
1909. 8. 14 15:31	136. 3° , 35. 4° 滋賀県姉川付近 江濃（姉川）地震	-	6. 8	被害は、琵琶湖北岸虎姫付近で大きくその東方の岐阜県にも及んでいる。多数の住家が倒壊し、速水村、虎姫村、大郷村では倒壊率が50%を超える集落が多数あった。姉川尻で泥水が6個の穴から高さ2. 5mに噴出したという。 岐阜県では、滋賀県に比し、山崩れなどが多かった。 滋賀県南部の震度はIV～V。
1911. 2. 18 23:45	136. 3° , 35. 4° 姉川付近	-	5. 5	虎姫村で障壁に亀裂。姉川地震の余震の可能性あり。
1924. 8. 13 03:19	135° 14, 33° 37 , 紀伊	46km	6. 1	強震域は和歌山県中部。日高郡で落石・瓦落下などがあり西牟婁郡で粗悪な石垣崩れる。
1925. 7. 7 01:46	136° 45, 35° 16 , 岐阜付近	42km	5. 6	四日市で煙突の倒れたもの、塀の壊れたものあり。
1927. 3. 7 18:27	134° 56, 35° 38 , 京都府西北部 北丹後地震	18km	7. 3	被害は、丹後半島の頸部が最も激しく、その他淡路島の北半で土塀の崩壊や家屋の小破。大阪の鶴町で道路の地割れから泥水を噴出し浸水家屋あり。鳥取市で傷1、米子で家屋倒壊2棟、破損2、西伯郡で土蔵倒壊1、境で破損1があった。また、滋賀・岡山・福井・徳島・三重・香川・奈良各県で小被害があった。
1936. 2. 21 10:07	135° 42, 34° 31 , 大和・河内 河内大和地震	18km	6. 4	奈良・大阪両府県の境で振動が強かった。全壊家屋が少なく、特に被害の集中した町村はない。滋賀県南部の震度はIV～V。

西暦年月日	震 央 緯度、経度 震央地名	深さ	マグニ チュード	被 害 状 況
1938. 1. 12 00:11	135° 19', 33° 37' 田辺湾沖	47km	6. 8	紀伊水道沿岸で小被害。和歌山県日高郡・西牟婁郡などの沿岸地方で土塀の崩壊・家屋の小破、道路の小亀裂などが生じた。 滋賀県南部の震度はⅢ～Ⅳ
1944. 12. 7 13:35	136° 11', 33° 34' 東海道沖 東南海地震	40km	7. 9	被害は、静岡・愛知・岐阜・三重の各県に多く、滋賀・奈良・和歌山・大阪・兵庫の各県にも小被害があった。 滋賀県南部の震度はⅣ～Ⅴ
1945. 1. 13 03:38	137° 07', 34° 42' 愛知県南部 三河地震	11km	6. 8	被害が大きく全体で死1,961、重傷896、住宅全壊5,539、半壊11,706。 滋賀県南部の震度はⅢ～Ⅳ。
1946. 12. 21 04:19	135° 51', 32° 56' 南海道沖 南海地震	24km	8. 0	被害は、中部地方から九州にまで及んだ。全体で死1,330、傷2,632、不明102、家屋全壊11,591、半壊23,487、流失1,451、浸水33,093、焼失2,598。滋賀県南部の震度はⅣ～Ⅴ。
1948. 6. 15 20:44	135° 17', 33° 43' 田辺市付近	0km	6. 7	和歌山県・奈良県南部で小被害。特に西牟婁地方で被害大。合計で死2、傷33、家屋倒壊60、損害家屋多数。 震央付近で地すべりや道路・堤防等の被害があった。
1948. 6. 28 16:13	136° 17', 36° 10' 福井平野 福井地震	0km	7. 1	規模の割合に被害が大きく、福井平野では全壊率が100%に達する集落も多かった。この地震を機として気象庁地震階級に震度Ⅶ（激震：家屋倒壊30%以上、加速度400ガル以上）が生まれた。滋賀県内の震度はⅣ。
1950. 4. 26 16:05	135° 54', 33° 57' 熊野川下流域	47km	6. 5	木ノ本（現熊野市一矢ノ川峠―尾鷲に通づる山道）の10ヶ所以上で山崩れ・落石による被害を受けた。畑の石垣崩壊（木ノ本）あり、墓石の倒壊は無かった。
1952. 7. 18 01:09	135° 46', 34° 27' 奈良県中部 吉野地震	61km	6. 7	滋賀県全域の被害は死1、傷13、全壊6、半壊8、破損240。 和歌山・愛知・三重・岐阜・石川の各県でも小被害があった。奈良春日社の石灯籠の約1,600のうち650が倒壊した。震源がやや深いために、被害のあった区域が広がっている。余震は少なく18日2回、19日1回、8月9日1回の計4回のみである。
1968. 8. 18 16:12	135° 23', 35° 13' 京都中部	0km	5. 6	綾部市で住家半壊1、一部破損1、和知町周辺で落石・道路の亀裂などの小被害。
1990. 1. 11 20:10	135° 58. 5', 35° 06. 8' 滋賀県南部	11km	5. 0	各地の震度は奈良が最大で震度4、京都で震度3、彦根で震度2にすぎなかったが、京都市内でもガラスが割れる等の被害が若干発生した。

西暦年月日	震央 緯度、経度 震央地名	深さ	マグニ チュード	被害状況
1995. 1. 17 5:46	135° 02.1', 34° 35.9' 兵庫県南東沿岸 平成7年(1995年)) 兵庫県南部地震 阪神・淡路大震災	16km	7.3	気象庁は震度Ⅶが制定されて以来46年ぶりにはじめて震度Ⅶの区域の存在を確認した。 本地震では、地震災害としてあげられる全ての被害事象が発生した。火災・液状化による被害、建物・ライフラインの被害、道路・鉄道の被害などが顕著であった。被害概要(消防庁平成8年11月18日現在):死者6,310人、負傷者43,188人 住家全壊93,181棟、住家半壊108,439棟、出火件数285件(内建物火災261件)、焼損棟数7,483棟。 被害額(概算)約96,000億円 彦根では震度5を観測、本市においてはガラスが割れる等の建築物被害があったが人的被害はなかった。

資料：日本被害地震総覧 599-2012 宇佐美龍夫 東京大学出版会

西暦年月日	震央 緯度、経度 震央地名	深さ	マグニ チュード	被害状況
2018. 6. 18 7:58	135° 37.3', 34° 50.7' 大阪府北部	13km	6.1	大阪府内で死者6名、2府5県で負傷者462名(うち重症者62名)、住家の全壊21棟、半壊483棟、一部損壊61,266棟、火災は大阪府と兵庫県で7件あった。 支援活動は、DMAT出動(7人)を1日、被災建築物応急危険度判定士(1人)を3日間派遣した。 当市では桜宮町・出町で震度4、安土町下豊浦で震度3を観測した。

資料：国土交通省 気象庁 大阪府北部の地震の関連情報

平成 30 年 06 月 18 日 大阪府北部を震源とする地震による被害及び消防機関等の対応状況(第 32 報 R1.8.20)

西暦年月日	震央 緯度、経度 震央地名	深さ	マグニ チュード	被害状況
2024. 1. 1 16:10	137° 16.2', 37° 29.7' 石川県能登地方 能登半島地震	16km	7.6	滋賀県内では、建物倒壊や人的被害といった甚大な被害は報告されなかった。 当市では震度4を観測した。

資料：国土交通省 気象庁 令和 6 年能登半島地震等の関連情報

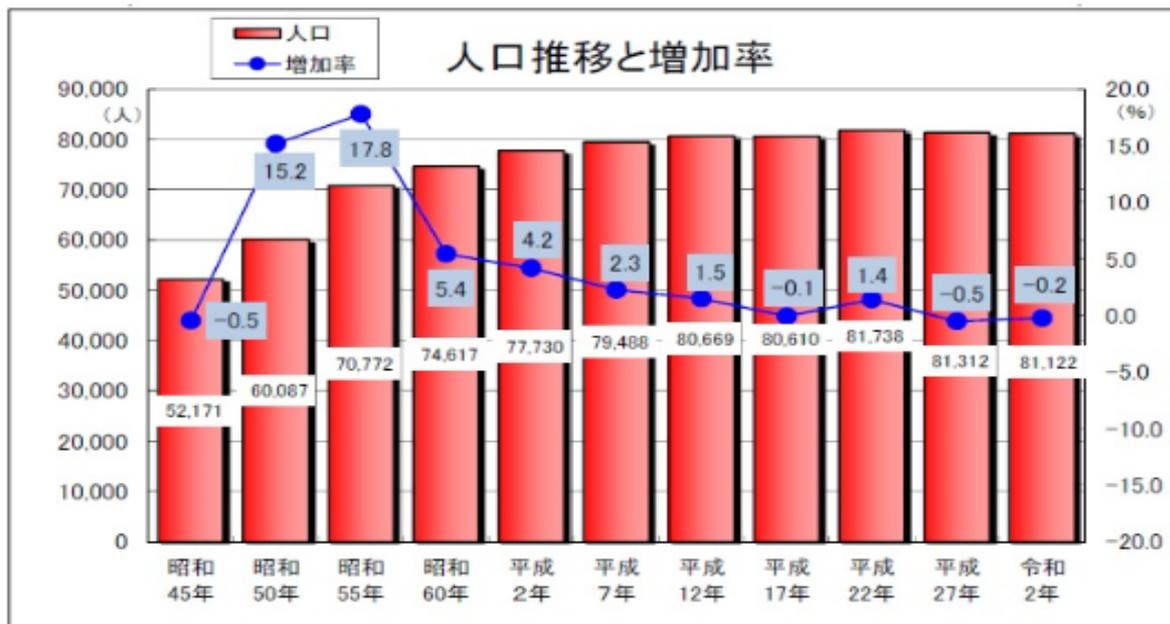
令和 6 年 1 月 1 日 「令和 6 年能登半島地震」について(第 3 報)

XIII 社会条件

1 人口と増加率

	人口 (人)
S 3 5	52,756
S 4 0	52,415
S 4 5	52,171
S 5 0	60,087
S 5 5	70,772
S 6 0	74,617
H 2	77,730
H 7	79,411
H 1 2	80,669
H 1 7	80,610
H 2 2	81,738
H 2 7	81,312
R 2	81,122

資料：国勢調査

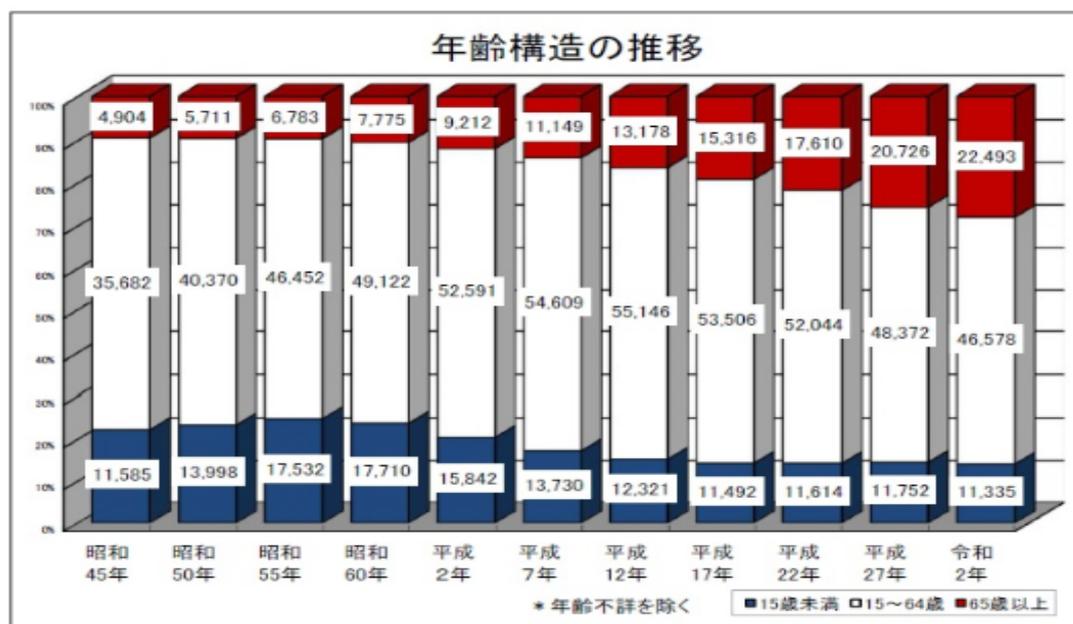


2 年齢構造の推移

単位：人

	15歳未満	15～64歳	65歳以上
S45年	11,585	35,682	4,904
S50年	13,998	40,370	5,711
S55年	17,532	46,452	6,783
S60年	17,710	49,122	7,775
H2年	15,842	52,591	9,212
H7年	13,730	54,609	11,149
H12年	12,321	55,146	13,178
H17年	11,492	53,506	15,316
H22年	11,614	52,044	17,610
H27年	11,752	48,372	20,726
R2年	11,335	46,578	22,493

資料：国勢調査
※年齢不詳を除く



XIV その他

1 災害予防運動期間

春季火災予防運動	3月1日～3月7日
水防月間	5月1日～5月31日
がけ崩れ防災週間	6月1日～6月7日
土砂災害防止月間	6月1日～6月30日
道路防災週間	8月25日～8月31日
防災週間	8月30日～9月5日
近江八幡市防災の日	8月最終日曜日
防災の日	9月1日
秋季火災予防運動	11月9日～11月15日
防災とボランティア週間	1月15日～1月21日
防災とボランティアの日	1月17日

2 応急危険度判定の実施について

第1 被災建築物応急危険度判定

市本部は、県と協力して、災害発生後速やかに被災建築物の応急危険度判定を実施し、所有者、管理者並びに通行者等に周知する。

1 被災建築物における応急危険度判定の実施準備

県と連携し、被災建築物等に係る応急危険度判定の実施を準備する。

(1) 応急危険度判定士の確保

県に応急危険度判定士の確保を要請する。

(2) 応急危険度判定士の受入れ施設の確保

応急危険度判定士の受入れ施設を確保する。

(3) 作業実施のための準備

作業実施に向けて次の事項を準備する。

ア 応急危険度判定士の名簿づくり

イ 担当区域の配分

ウ 判定に必要な資料の準備

エ 判定作業に必要な資機材の確保

オ 判定統一のための打合せ実施

キ 判定結果に対する住民等からの相談の対応

ク その他

2 応急危険度判定の実施

応急危険度判定士と協力して、被災建築物等の応急危険度判定を実施する。被災建築物の判定は、全国被災建築物応急危険度判定協議会が定めた「被災建築物応急危険度判定マニュアル」に基づき実施する。

3 判定結果の表示等

(1) 応急危険度判定結果の表示

応急危険度判定の結果を「危険」「要注意」「調査済」に区分し、3色の判定ステッカー（危険：赤色、要注意：黄色、調査済：緑色）に対処方法を記載したうえで、建物の入り口など見やすい場所に貼る。

(2) 応急危険度判定結果の周知

「危険」または「要注意」と判定された建築物については、二次災害防止の観点から、判定結果の意味を市民に対して周知する。

4 「危険」と判定された所有者等への対応

応急危険度判定により「危険」と判定された建築物の所有者・管理者に対して、修理・復旧等の促進を図る。

第2 被災宅地危険度判定

大規模な地震または大雨等により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という）による被災宅地危険度判定を実施し、被害状況の迅速かつ的確な把握と二次災害の発生を防止し、住民の安全確保を図る。

1 危険度判定実施本部の設置

(1) 危険度判定実施本部の設置

- ア 市本部は、市内に相当程度の被害があり、危険な被災宅地が発生していると予測される場合は、市長の判断により危険度判定を実施する。
- イ 判定実施を決定したときは、市本部に危険度判定実施本部を設置し、判定業務にあたる。また、必要に応じて、被災地内あるいはその周辺に判定拠点を設置する。
- ウ 判定実施を決定したときは、県に連絡するとともに、報道機関等を通じて市民に判定実施の周知に努める。

(2) 実施本部の業務

- ア 宅地に係る被害情報の収集
- イ 判定実施計画の作成
- ウ 宅地判定士・判定調整員の受入れ
- エ 宅地判定士・判定調整員の組織編成
- オ 判定の実施及び判定結果の現地表示
- カ 判定結果の調整及び集計並びに市長への報告
- キ 判定結果に対する住民等からの相談の対応
- ク その他

(3) 県への支援要請

危険度判定実施本部長は、以下の内容について、県危険度判定支援本部長に対し支援要請を行う。

- ア 宅地判定士・判定調整員の派遣
- イ 判定資機材の提供
- ウ 実施本部または判定拠点までの輸送手段の手配
- エ 宅地判定士・判定調整員の宿舎・食事の確保
- オ その他

2 被災宅地危険度判定の実施

市本部は、宅地判定士と協力して、被災宅地の危険度判定を実施する。宅地判定士は、被災した擁壁、法面等を含む宅地を対象として、調査票に定められた判定基準により客観的に判定する。

3 判定結果の表示等

(1) 被災宅地危険度判定結果の表示

被災宅地危険度判定の結果を「危険」「要注意」「調査済」に区分し、3色の判定ステッ

カー（危険：赤色、要注意：黄色、調査済：緑色）を当該宅地の使用者・居住者及びその他の第三者にも容易に分かるように宅地等の見やすい場所に表示する。なお、判定ステッカーには、判定結果に基づく対処方法や二次災害防止のための方法、判定結果に対する問い合わせ先等を記載する。

(2) 被災宅地危険度判定結果の周知

「危険」または「要注意」と判定された宅地については、二次災害防止の観点から、判定結果の意味を市民に対して周知する。

4 危険と判定された宅地の所有者等への対応

市本部は、危険度判定により「危険」と判定された宅地の所有者・管理者に対しては、相談に応じ修理・復旧等の促進を図る。